離島等供給約款変更届出書

2023年2月24日

北陸電力送配電株式会社

離島等供給約款変更届出書

託 サ 第 35 号
2023 年２月 24 日

経済産業大臣　西村　康稔　殿

富山市牛島町 15 番１号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長　棚 田　一 也

電気事業法第 21 条第１項の規定により，次のとおり離島等供給約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	別紙　離島等供給約款のとおりであります。
実 施 期 日	2023 年４月１日

別　紙

離 島 等 供 給 約 款

２０２３年４月１日実施

北陸電力送配電株式会社

離 島 等 供 給 約 款
［ 低 圧 用 ］

目　　次

Ⅰ　総　　則 …… 1
　1　適　　用 …… 1
　2　離島等供給約款の届出および変更 …… 1
　3　定　　義 …… 1
　4　単位および端数処理 …… 3
　5　実 施 細 目 …… 3

Ⅱ　契 約 の 申 込 み …… 4
　6　需給契約の申込み …… 4
　7　需給契約の成立および契約期間 …… 4
　8　需 要 場 所 …… 5
　9　需給契約の単位 …… 5
　10　供 給 の 開 始 …… 5
　11　供 給 の 単 位 …… 6
　12　承 諾 の 限 界 …… 6
　13　需給契約書の作成 …… 6

Ⅲ　契約種別等および料金 …… 7
　14　契 約 種 別 …… 7
　15　定 額 電 灯 …… 7
　16　従 量 電 灯 …… 9
　17　時間帯別電灯 …… 14
　18　高負荷率電灯 …… 17
　19　臨 時 電 灯 …… 19
　20　公 衆 街 路 灯 …… 22
　21　低 圧 電 力 …… 26
　22　低 圧 電 力 Ⅱ …… 29
　23　低圧季節別時間帯別電力 …… 30
　24　臨 時 電 力 …… 32

２５　農 事 用 電 力 …… 34
２６　ホワイトプラン電力 …… 39

Ⅳ　料金の算定および支払い …… 47
２７　料金の適用開始の時期 …… 47
２８　検　　針　　日 …… 47
２９　料金の算定期間 …… 47
３０　使用電力量の計量 …… 48
３１　料 金 の 算 定 …… 50
３２　日　割　計　算 …… 51
３３　料金の支払義務および支払期日 …… 51
３４　料金その他の支払方法 …… 52
３５　延　滞　利　息 …… 54
３６　保　　証　　金 …… 55

Ⅴ　使 用 お よ び 供 給 …… 56
３７　適正契約の保持 …… 56
３８　力 率 の 保 持 …… 56
３９　需要場所への立入りによる業務の実施 …… 56
４０　電気の使用にともなうお客さまの協力 …… 57
４１　供 給 の 停 止 …… 57
４２　供給停止の解除 …… 58
４３　供給停止期間中の料金 …… 59
４４　違　　約　　金 …… 59
４５　供給の中止または使用の制限もしくは中止 …… 59
４６　制限または中止の料金割引 …… 59
４７　損害賠償の免責 …… 60
４８　設 備 の 賠 償 …… 61

Ⅵ　契 約 の 変 更 お よ び 終 了 …… 62
４９　需給契約の変更 …… 62
５０　名 義 の 変 更 …… 62
５１　需給契約の廃止 …… 62

５２　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および
　　工事費の精算 …… 62
５３　解　　約　　等 …… 65
５４　需給契約消滅後の債権債務関係 …… 65

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担 …… 66
５５　供給方法，工事および施設 …… 66
５６　工事費負担金等の申受けおよび精算 …… 66

Ⅷ　保　　安 …… 68
５７　保 安 の 責 任 …… 68
５８　調　　査 …… 68
５９　調査に対するお客さまの協力 …… 68
６０　保安に対するお客さまの協力 …… 68
６１　検査または工事の受託 …… 69
６２　自家用電気工作物 …… 69

附　　則 …… 70
別　　表 …… 75

Ⅰ　総　　則

１　適　　用

(1) 当社が，低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金および必要となるその他の供給条件は，この離島等供給約款[低圧用]（以下「この離島約款」といいます。）によります。

(2) この離島約款は，当社の供給区域のうち次の離島に適用いたします。

石川県：舳倉島

２　離島等供給約款の届出および変更

(1) この離島約款は，電気事業法第21条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。

(2) 当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の離島等供給約款[低圧用]によります。

３　定　　義

次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低　　圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(2) 高　　圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(3) 電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(4) 小型機器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相２線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(9) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 夏　　季

毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。

(12) その他季

毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。

(13) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月31日までの期間，２月１日から４月30日までの期間，３月１日から５月31日までの期間，４月１日から６月30日までの期間，５月１日から７月31日までの期間，６月１日から８月31日までの期間，７月１日から９月30日までの期間，８月１日から10月31日までの期間，９月１日から11月30日までの期間，10月１日から12月31日までの期間，11月１日から翌年の１月31日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間といたします。）をいいます。

(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。

４　単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(2) 契約容量の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(3) 契約電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力，臨時電力または農事用電力Ａについては，21（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。また，農事用電力Ｂで契約負荷設備の総入力が0.5キロワット以下となる場合またはホワイトプラン電力Ⅲもしくはホワイトプラン電力Ⅳで契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備があり電熱負荷設備以外の負荷設備について21（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計が0.5キロワット以下となる場合は，契約電力を0.5キロワットといたします。

(4) 使用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(5) 力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

５　実施細目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ　契 約 の 申 込 み

６　需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款および当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間，料金の支払方法

(2) 契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(3) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。

(4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

７　需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，臨時電灯および臨時電力ならびに農事用電力Ｂで当社または当

該配電事業者の供給設備を常置しない場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　臨時電灯および臨時電力ならびに農事用電力Ｂで当社または当該配電事業者の供給設備を常置しない場合の契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

８　需要場所

需要場所は，託送約款等に定めるところによります。

９　需給契約の単位

当社は，次の場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。

(1) １需要場所において，次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１契約種別（(2)の場合は，２契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの１契約種別，臨時電力および農事用電力のうちの１契約種別，ホワイトプラン電力Ⅰおよびホワイトプラン電力Ⅱのうちの１契約種別，ホワイトプラン電力Ⅲおよびホワイトプラン電力Ⅳのうちの１契約種別

(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯，従量電灯のうちの１契約種別，時間帯別電灯または高負荷率電灯と低圧電力，低圧電力Ⅱまたは低圧季節別時間帯別電力とをあわせて契約する場合

10　供給の開始

(1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。

(2) 天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11　供給の単位

当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。

12　承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，用地事情，料金およびこの離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

13　需給契約書の作成

特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別等および料金

14　契約種別

契約種別は，次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	定額電灯	
	従量電灯	A
		B
		C
	時間帯別電灯	
	高負荷率電灯	
	臨時電灯	A
		B
		C
	公衆街路灯	A
		B
電力需要	低圧電力	
	低圧電力Ⅱ	
	低圧季節別時間帯別電力	
	臨時電力	
	農事用電力	A
		B
	ホワイトプラン電力	Ⅰ
		Ⅱ
		Ⅲ
		Ⅳ

15　定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，

出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	５９円４０銭

ロ　電灯料金

(ｲ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	５７円５６銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	９５円２７銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	１６９円６４銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	２４５円１０銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	３９４円９４銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	３９４円９４銭

(ﾛ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	１６３円７０銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	２７５円７３銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	２７５円７３銭

16　従量電灯

(1) 従量電灯Ａ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 使用する最大電流（交流単相２線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が５アンペア以下であること。

(ﾛ) 定額電灯を適用できないこと。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

ハ　契約電流

(ｲ) 契約電流は，５アンペアといたします。

(ﾛ) 当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の８キロワット時まで	２１４円５９銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	１８円２２銭

(2) 従量電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約電流が10アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であること。

(ﾛ) １需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10アンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用する

ことがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(ｲ) 契約電流は，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ) 当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２(燃料費調整)(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契 約 電 流 10 ア ン ペ ア	３０２円５０銭
契 約 電 流 15 ア ン ペ ア	４５３円７５銭
契 約 電 流 20 ア ン ペ ア	６０５円００銭
契 約 電 流 30 ア ン ペ ア	９０７円５０銭
契 約 電 流 40 ア ン ペ ア	１，２１０円００銭
契 約 電 流 50 ア ン ペ ア	１，５１２円５０銭
契 約 電 流 60 ア ン ペ ア	１，８１５円００銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	１８円２２銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの １キロワット時につき	２２円１１銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	２３円８２銭

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１ 契 約 に つ き	２４１円８０銭

(3) 従量電灯Ｃ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) １需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社または当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(ｲ) 契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。）によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ﾛ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約容量および契約電力の算定方法（託送約款等に定める方法といたします。）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらか

じめ設定していただきます。

なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	３０２円５０銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	１８円２２銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	２２円１１銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	２３円８２銭

17　時間帯別電灯

(1) 適用範囲

16（従量電灯）の適用範囲に該当し，(4)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお，「昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要」とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をい

い，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

イ　契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。

ただし，お客さまが希望され，かつ，当社または当該配電事業者の電流制限器を取り付けることが適当と認められる場合は，契約容量は，電流制限器の定格電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \text{電流制限器の定格電流(アンペア)} \times 100\text{(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，電流制限器とは，16（従量電灯）(1)ハ(ﾛ)および(2)ハ(ﾛ)における電流制限器をいいます。

また，お客さまが希望され，かつ，電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は，契約容量は，その制限される電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \text{制限される電流(アンペア)} \times 100\text{(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

ロ　別表５（夜間蓄熱式機器等）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）のうち別表５（夜間蓄熱式機器等）(1)イ(ｲ)に定める夜間蓄熱式機器を使用される場合は，イにかかわらず，契約容量は，原則として，次の(ｲ)によってえた値に0.4を乗じてえた値が(ﾛ)によってえた値以上となる場合は，(ｲ)によってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式によって算定された値といたします。

(ｲ)によってえた値＋(ﾛ)によってえた値×0.1

(ｲ) 契約負荷設備のうち別表５（夜間蓄熱式機器等）(1)イ(ｲ)に定める夜間蓄熱式機器以外のものについて，原則として従量電灯Ｃの契約容量決定方法に

準じてえた値

ただし，お客さまが希望され，かつ，別表５（夜間蓄熱式機器等）(1)イ(ｲ)に定める夜間蓄熱式機器以外の機器について，当社または当該配電事業者の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められるときは，イに準じて算定いたします。

(ﾛ) 契約負荷設備のうち別表５（夜間蓄熱式機器等）(1)イ(ｲ)に定める夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

(4) 時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼間時間

毎日午前７時から午後11時までの時間をいいます。

ロ　夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(ｲ) 契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合

１ 契 約 に つ き	１，５７３円００銭

(ﾛ) 契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合

１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	２，２５５円００銭
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	３０２円５０銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) 昼間時間

最初の90キロワット時までの１キロワット時につき	３５円１７銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの１キロワット時につき	４０円３９銭
230キロワット時をこえる１キロワット時につき	４１円５６銭

(ﾛ) 夜間時間

１キロワット時につき	２４円６１銭

(6) そ の 他

イ　昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表４（日割計算の基本算式）(1)ロによるものといたします。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

18　高負荷率電灯

(1) 適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当する需要に適用いたします。

また，この契約種別から従量電灯または時間帯別電灯に変更された後１年に満たないお客さまについては，この契約種別を適用いたしません。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 契約主開閉器

契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約容量

契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約容量および契約電力の

算定方法により算定された値といたします。

なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	１７，５４５円００銭
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	１，７１０円５０銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	３０円７３銭	３０円７３銭

(6) 契約期間

契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として従量電灯または時間帯別電灯に契約種別を変更することはできません。

(7) そ の 他

その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

19　臨時電灯

(1) 臨時電灯Ａ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　料　　金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）によって，１日につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し

引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	６円４８銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	１２円９９銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	１２円９９銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	１２９円６８銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	１２９円６８銭

ニ　そ の 他

(ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電流が40アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　契約電流

(ｲ) 契約電流は，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ) 当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	３３０円５５銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	２６円１７銭

ニ　そ の 他

(ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯Ｃ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	３３０円５５銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	２６円１７銭

ハ　そ の 他

(ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

20　公衆街路灯

(1) 公衆街路灯Ａ

イ　適用範囲

公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ず

る電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

ロ　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 需要家料金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	５３円９０銭

(ﾛ) 電灯料金

a　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	５２円０６銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	８６円４７銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	１５５円３４銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	２２５円３０銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	３６３円０４銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	３６３円０４銭

b　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容

量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ) 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	１５１円６０銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	２５５円９３銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	２５５円９３銭

ハ　そ の 他

(ｲ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯Ｂ

イ　適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約容量が１キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 公衆街路灯Ａを適用できないこと。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約容量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が１キロボルトアンペア未満の場合は，１キロボルトアンペアといたします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	２８０円５０銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	１６円４９銭

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最

低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１ 契 約 に つ き	２２５円３０銭

ホ　そ の 他

(ｲ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

21　低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ　１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボル

トもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は契約容量および契約電力の算定方法に準じて算定し，(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ﾛ) (ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約容量および契約電力の算定方法により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といた

します。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	１，２２６円５０銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	１２円４８銭	１１円４２銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表３（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を５パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，進相用コンデンサ取付容量基準（託送約款等に定めるもの

といたします。）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

ニ　そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85パーセントとみなします。

(6) そ の 他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

22　低圧電力Ⅱ

(1) 適用範囲

低圧電力の適用範囲に該当する需要に適用いたします。

ただし，時報用または警報用のみに使用する場合等の需要は含みません。

また，この契約種別から低圧電力，低圧季節別時間帯別電力またはホワイトプラン電力に変更された後１年に満たないお客さまについては，低圧電力Ⅱを適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5

キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	１，０５０円５０銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	３２円１４銭	３２円１４銭

(4) 契約期間

契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として低圧電力，低圧季節別時間帯別電力またはホワイトプラン電力に契約種別を変更することはできません。

(5) そ の 他

その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

23　低圧季節別時間帯別電力

(1) 適用範囲

低圧電力の適用範囲に該当する需要に適用いたします。

ただし，時報用または警報用のみに使用する場合等の需要は含みません。

また，この契約種別から低圧電力，低圧電力Ⅱまたはホワイトプラン電力に変更された後１年に満たないお客さまについては，低圧季節別時間帯別電力を適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3) 時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　ピーク時間

毎年７月１日から９月30日までの毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。

ロ　その他時間

ピーク時間以外の時間をいいます。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，契約電力に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

１契約につき最初の10キロワットまで	１４，６８５円００銭
上記をこえる１キロワットにつき	１，４６８円５０銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，ピーク時間に使用された電力量にはピーク時間料金を，その他時間に使用された電力量

にはその他時間料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月にピーク時間を含む期間およびピーク時間を含まない期間がともに含まれる場合のその１月のピーク時間の使用電力量は，計量値を確認するときを除き，その１月の毎日午後１時から午後４時までの使用電力量をその１月に含まれるピーク時間を含む期間の日数およびピーク時間を含まない期間の日数の比であん分してえた値といたします。

(ｲ) ピーク時間

１キロワット時につき	２３円９０銭

(ﾛ) その他時間

１キロワット時につき	２３円９０銭

(5) 契約期間

契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として低圧電力，低圧電力Ⅱまたはホワイトプラン電力に契約種別を変更することはできません。

(6) そ の 他

その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

24　臨時電力

(1) 適用範囲

動力を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3) 料　　金

契約電力が，５キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ　定額制供給の場合

料金は，次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力１キロワット１日につき	１４８円０６銭

ロ　従量制供給の場合

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき21（低圧電力）(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場

合の基本料金は，21（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	１４円８７銭	１３円６０銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。

(4) そ の 他

イ　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

25　農事用電力

(1) 農事用電力Ａ（かんがい排水需要）

イ　適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ　契約電力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

また，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，１回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，１年の基本料金の合計は，最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の２月分とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力１キロワットにつき	５７７円５０銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	６円８３銭	６円２８銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。

ニ　そ の 他

(ｲ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。

(ﾛ) お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社または当該配電事業者は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 農事用電力Ｂ（育苗・栽培需要）

イ　適用範囲

農事用の育苗または栽培のために熱源として動力を毎年，一定期間を限り，30日以上継続して使用する需要で，契約電力が50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトまたは交流単相２線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ　契約電力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。

ニ　料　　金

契約電力が，５キロワット以下の場合は定額制供給とし，５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(ｲ) 定額制供給の場合

料金は，次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が１

キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。また，１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は，最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力１キロワットにつき	最初の30日まで	４，３５１円２８銭
	30日をこえる１日につき	１４５円０４銭

(ﾛ) 従量制供給の場合

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。また，１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は，最低保証料金（基本料金の１月分とし，その１年の契約電力の最大値に

よって算定いたします。）を下回らないものといたします。

a　基本料金

基本料金は，１月につき21（低圧電力）(5)イの該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。

b　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	１３円６４銭	１２円４８銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。

ホ　そ の 他

(ｲ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り，契約使用期間を変更いたします。

(ﾛ) お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社または当該配電事業者は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ﾊ) お客さまが希望される場合には，当社または当該配電事業者は，供給設備を常置しないことがあります。

(ﾆ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

26　ホワイトプラン電力

(1) ホワイトプラン電力Ⅰ

イ　適用範囲

毎日午後４時から翌日の午前11時までの時間を限り，融雪または暖房のために毎年，一定期間を限り，２月以上継続して使用する電熱需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

なお，この契約種別から低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力，ホワイトプラン電力Ⅱ，ホワイトプラン電力Ⅲまたはホワイトプラン電力Ⅳに変更された後１年に満たないお客さまについては，原則として適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約電力

契約電力は，契約負荷設備の総入力とし，１キロワット以上といたします。

ホ　供給条件

(ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ﾛ) 専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

(ﾊ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。また，あらかじめ申出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，２月を下回らないものといたします。

(ﾆ) 当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

(ﾎ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ヘ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

また，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

契約電力１キロワットにつき	契約使用期間の最初の２月まで	１，３５８円５０銭
	２月超過	５４４円５０銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	２５円５７銭

ト　そ の 他

(ｲ) お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社または当該配電事業者は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

(2) ホワイトプラン電力Ⅱ

イ　適用範囲

毎日午後４時から翌日の午前11時までの時間を限り，融雪または暖房のために毎年，一定期間を限り，２月以上継続して使用する電熱需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

なお，この契約種別から低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力，

ホワイトプラン電力Ⅰ，ホワイトプラン電力Ⅲまたはホワイトプラン電力Ⅳに変更された後１年に満たないお客さまについては，原則として適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約電力

契約電力は，契約負荷設備の総入力とし，１キロワット以上といたします。

ホ　供給条件

(ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ﾛ) 専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

(ﾊ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。また，あらかじめ申出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，２月を下回らないものといたします。

(ﾆ) 当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

(ﾎ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ヘ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均

燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

また，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

契約電力１キロワットにつき	契約使用期間の最初の２月まで	５００円５０銭
	２月超過	２８０円５０銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	３３円１５銭

ト　そ の 他

(ｲ) お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社または当該配電事業者は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

(3) ホワイトプラン電力Ⅲ

イ　適用範囲

毎日午前11時から午前12時および午後１時から午後４時までの時間帯のうちの２時間を除いた22時間に限り，融雪，暖房および造雪のために毎年，一定期間を限り，３月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

なお，この契約種別から低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力，ホワイトプラン電力Ⅰ，ホワイトプラン電力Ⅱまたはホワイトプラン電力Ⅳに変更された後１年に満たないお客さまについては，原則として適用いたしません。

ロ　契約電力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に

電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について21（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

ハ　供給条件

(ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ﾛ) 専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

(ﾊ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。また，あらかじめ申出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，３月を下回らないものといたします。

(ﾆ) 当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，イの時間帯を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，この場合においても，時間帯の延長または短縮は行ないません。

(ﾎ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。ただし，お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置が取り付けられている場合には，しゃ断する装置を取り付けないことがあります。

(ﾍ) 当社は，契約使用時間以外の時間をあらかじめ設定いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議によって定めます。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

また，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	契約使用期間の最初の３月まで	２，１２８円５０銭
	３月超過	６６５円５０銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	２６円３２銭

ホ　そ の 他

(ｲ) お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社または当該配電事業者は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

(4) ホワイトプラン電力Ⅳ

イ　適用範囲

毎日午前11時から午前12時および午後１時から午後４時までの時間帯のうちの２時間を除いた22時間に限り，融雪，暖房および造雪のために毎年，一定期間を限り，３月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

なお，この契約種別から低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力，ホワイトプラン電力Ⅰ，ホワイトプラン電力Ⅱまたはホワイトプラン電力Ⅲに変更された後１年に満たないお客さまについては，原則として適用いたしません。

ロ　契約電力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について21（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

ハ　供給条件

(ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ﾛ) 専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

(ﾊ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。また，あらかじめ申出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，３月を下回らないものといたします。

(ﾆ) 当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，イの時間帯を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，この場合においても，時間帯の延長または短縮は行ないません。

(ﾎ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。ただし，お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置が取り付けられている場合には，しゃ断する装置を取り付けないことがあります。

(ﾍ) 当社は，契約使用時間以外の時間をあらかじめ設定いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議によって定めます。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

また，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本

料金の半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	契約使用期間の最初の３月まで	１，２５９円５０銭
	３月超過	５７７円５０銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	４０円５４銭

ホ　そ の 他

(ｲ) お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社または当該配電事業者は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

27　料金の適用開始の時期

料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

28　検　針　日

検針日は，次により，当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1) 検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，やむをえない事情のある場合は，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

(2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

(3) 当社または当該配電事業者は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　非常変災等の場合

ハ　その他特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたとき。

(4) (3)イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

(5) (3)ロまたはハの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

29　料金の算定期間

(1) 料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下

「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

(2) 定額制供給の場合または30（使用電力量の計量）(11)の場合の料金の算定期間は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は，契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

30 使用電力量の計量

(1) 使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびに(9)および(10)の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。

イ　28（検針日）(2)および(5)の場合の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ　28（検針日）(4)の場合，需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間のそれぞれの料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 計量器の読みは，次によります。

イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，記録型計量器により計量する場合は，最小位までといたします。

ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。

(3) (1)にかかわらず，当社または当該配電事業者は，記録型計量器により使用電力量を３０分単位で計量する場合があります。この場合，料金の算定期間におけ

る使用電力量は，３０分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅した場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(4) 時間帯別電灯のお客さまの使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。

なお，記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，次によります。

イ　３０分単位で計量しない場合は，各時間帯ごとに，その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）といたします。

ロ　３０分単位で計量する場合は，各時間帯ごとに，３０分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅した場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(5) 低圧季節別時間帯別電力のお客さまの使用電力量の計量は，原則として毎日午後１時から午後４時までの時間帯とそれ以外の時間帯別に行ないます。

なお，記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，次によります。

イ　３０分単位で計量しない場合は，各時間帯ごとに，その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）といたします。

ロ　３０分単位で計量する場合は，各時間帯ごとに，３０分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅した場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(6) 時間帯別電灯における夜間蓄熱式機器の計量等について，従量電灯の適用を受けているお客さまが時間帯別電灯に契約種別を変更される場合等，技術上，経済上やむをえず別計量を希望される場合は，次によります。

イ　お客さまと当社との協議が整った場合，当社または当該配電事業者は，夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあ

ります。この場合，当該夜間蓄熱式機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただくこととし，各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに(4)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また，当社または当該配電事業者は，原則として，毎日午後11時から翌日の午前７時以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ　イの場合で，当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。

(7) 使用電力量は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(8) 当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(9) 計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量は，(10)の場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)または(3)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

(10) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

(11) 従量制供給のお客さまについて，検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

(12) 記録型計量器により計量する場合は，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

31　料金の算定

(1) 料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合

ロ　契約種別，契約負荷設備，契約電流，契約容量，契約電力，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ハ　29（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

(2) 料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

32　日 割 計 算

(1) 当社は，31（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。

イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金は，別表４（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表４（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし，従量電灯の料金適用上の電力量区分，時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分については，別表４（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ　イおよびロによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

(2) 31（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。

また，31（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，別表４（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

(4) 当社が日割計算をする場合には，当社または当該配電事業者は，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

33　料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。

イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，28（検針日）(4)の場合の料金または30（使用電力量の計量）(1)イにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，30（使用電力量の計量）(10)の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお，30（使用電力量の計量）(11)の場合は，そのお客さまの属する検針区

域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力の場合は，契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ　34（料金その他の支払方法）(6)の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。

ホ　農事用電力のお客さまの１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額の合計（農事用電力Ａの場合は基本料金の合計といたします。）が最低保証料金を下回るときに申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は，その検針日といたします。）といたします。

(2) お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし，当社または当該配電事業者が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は，検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。

(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は，(3)にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

34　料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月，当社が指定した金融機関等を通じて，次により支払っていただきます。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方

法（以下「口座振替」といいます。）を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。

ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ　(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ　(1)ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ　(1)ハにより支払われる場合は，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は，(1)にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，(2)にかかわらず，債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 28（検針日）(4)の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6) 料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，(1)にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(7) 料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお，当社は，前受金について利息を付しません。

(8) 臨時電灯，臨時電力および農事用電力については，当社は，従量制供給の場合

は予納金を，定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には，これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお，予納金および前払金は，原則として予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。

また，当社は，予納金および前払金について利息を付しません。

(9) 工事費負担金等相当額その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

35 延滞利息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，(2)の場合を除き，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を34（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき，または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は，この限りではありません。

(2) 51（需給契約の廃止）(2)または53（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は，消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について，支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は，この限りではありません。

(3) 延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以下「延滞利息対象額」といいます。）に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(4) 延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払

われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

36 保　証　金

(1) 当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。

(ｲ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ﾛ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。

なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて２年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合，その残額をお返しいたします。また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は，保証金について利息を付しません。

(6) 当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。

Ⅴ　使用および供給

37　適正契約の保持

当社は，お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

38　力率の保持

(1) 需要場所の負荷の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として，電灯契約のお客さまについては90パーセント以上，その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

(2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンデンサは，進相用コンデンサ取付容量基準を基準として取り付けていただきます。

39　需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(1) 需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計，施工，改修または検査

(2) 60（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(4) 計量器の検針または計量値の確認

(5) 41（供給の停止），51（需給契約の廃止）(1)または53（解約等）により必要な処置

(6) その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社または当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

40 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社，当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに，当社または当該配電事業者がとくに必要と認めた場合には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ　負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

41 供給の停止

(1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。

イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ　料金以外の債務を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　公衆街路灯，農事用電力またはホワイトプラン電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ロ　農事用電力またはホワイトプラン電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき（契約使用時間以外の時間に電気を使用されたときを含みます。）。

(4) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　低圧電力，低圧電力Ⅱまたは低圧季節別時間帯別電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ　39（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ　40（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(5) お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

42　供給停止の解除

41（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社

に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，すみやかに電気の供給を再開いたします。

43　供給停止期間中の料金

41（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を32（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂおよび公衆街路灯のお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。

44　違 約 金

(1) お客さまが41（供給の停止）(3)または(4)ロからニまでもしくは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。

45　供給の中止または使用の制限もしくは中止

当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。

46　制限または中止の料金割引

(1) 当社または当該配電事業者が，45（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって，定額電灯，従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合，当社は，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。

イ　割引の対象

定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならび

に再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし，従量電灯Ａの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，従量電灯Ｂで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，31（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割 引 率

１月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ　制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。

(2) (1)による延べ日数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社または当該配電事業者がお客さまに３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，１暦月の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。

(3) 臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

47　損害賠償の免責

(1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 45（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 41（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または53（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

48 設備の賠償

(1) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ 修理可能の場合

修理費

ロ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

(2) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

Ⅵ　契約の変更および終了

49　需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

50　名義の変更

相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社が文書による申出を必要とするときを除き，口頭，電話等により申し出ていただきます。

51　需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

当社または当該配電事業者は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

(2) 需給契約は，53（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

52　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂ，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまならびに農事用電力Ｂで当社または当該配電事業者の供給設備を常置しない場合のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとし，また

は契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。

(ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費に係る請求を受けた場合はその金額

(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。

(ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，

当社が工事費に係る請求を受けた場合はその金額

(3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，次の金額を申し受けます。

(ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費に係る請求を受けた場合はその金額

(4) 契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分また

は契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，次の金額を申し受けます。

(ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費に係る請求を受けた場合はその金額

53　解 約 等

(1) 41（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが，51（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

54　需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担

55　供給方法，工事および施設

(1) 電気の需給地点は，当社または当該配電事業者の電線路もしくは引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

(2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。

(3) 当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，(3)にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

56　工事費負担金等の申受けおよび精算

(1) 当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

(2) 当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

(3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。

(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，(1)，(2)および(3)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。

Ⅷ 保　　安

57 保安の責任

当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有しない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。

58 調　　査

当社または当該配電事業者は，法令および託送約款等に定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

59 調査に対するお客さまの協力

(1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社，当該配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。

(2) 当社または当該配電事業者は，58（調査）により調査を行なうにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

60 保安に対するお客さまの協力

(1) 託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には，当社または当該配電事業者は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが，当社または当該配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，当社または当該配電事業者が保安上必要と認めるときは，その期間について，当社または当該配電事業者は，(1)に準じて，適当な処置をいたします。

(3) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

61 検査または工事の受託

(1) お客さまは，保安上必要な電気工作物の検査を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。

(2) (1)の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社または当該配電事業者は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。

(3) お客さまは，保安上必要な電気工作物の工事を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。

(4) (3)の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社または当該配電事業者は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

62 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この離島約款のうち次のものは，適用いたしません。

(1) 58（調査）

(2) 59（調査に対するお客さまの協力）

(3) 61（検査または工事の受託）

附　　則

１　この離島約款の実施期日

この離島約款は，２０２３年４月１日から実施いたします。

２　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

(1) 従量電灯のお客さまで，共同住宅（１建物に２以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，１需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれかに該当する場合を除いて，(2)により算定いたします。

なお，この場合，お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ　１建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ　１建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても，各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2) 料金は，16（従量電灯）(1)ニ，(2)ニおよび(3)ホにかかわらず，各戸ごとに従量電灯Ａまたは従量電灯Ｂを適用したものとみなして，次のとおり算定いたします。

イ　基本料金

基本料金は，契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に，各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし，従量電灯Ａの場合は適用いたしません。

ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Ａの場合は料金といたします。）は，１月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に，各戸数を乗じてえた金額といたします。

３　高負荷率電灯についての特別措置

この離島約款実施の際現に16（従量電灯）(3)ニ(ｲ)によって契約容量が定められている従量電灯Ｃのお客さま等が高負荷率電灯の適用を希望される場合の契約容量は，18（高負荷率電灯）(4)にかかわらず，16（従量電灯）(3)ニに準じてお客さま

と当社との協議によって定めます。

4　口座振替のお客さまについての特別措置

(1) 適用範囲

従量電灯Ｂまたは従量電灯Ｃにより電気の供給を受け，口座振替により料金を支払われるお客さまで，この特別措置の適用を希望される場合は，当分の間，適用いたします。

ただし，複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払われる場合は，この特別措置を適用いたしません。

(2) 料　　金

イ　各月の料金は，当社が１回目の振替日として指定した日（以下「初回振替日」といいます。）にその前月の料金が引き落とされた場合には，従量電灯Ｂまたは従量電灯Ｃによって算定された基本料金および電力量料金の合計から次の初回振替割引額を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

なお，その前月の料金が初回振替日に引き落とされなかった場合の料金は，従量電灯Ｂまたは従量電灯Ｃによって算定された料金といたします。

初回振替割引額（１契約につき）	５５円００銭

ロ　直前の検針日から需給契約の消滅の前日までの期間の料金は，イの初回振替割引額は適用いたしません。

(3) そ の 他

イ　この特別措置は，お客さまの申込みを当社が承諾し，かつ，お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了したときに適用いたします。

ロ　お客さまがこの特別措置の適用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

ハ　この特別措置は，次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に終了いたします。

(ｲ) お客さまが，従量電灯Ｂまたは従量電灯Ｃによる需給契約を廃止した場合は，需給契約が消滅した日にこの特別措置を終了いたします。

(ﾛ) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を

受けた日にこの特別措置を終了いたします。

５　時間帯別電灯のお客さまについての特別措置

この離島約款実施の際現に時間帯別電灯の適用を受けている場合，２０２４年３月の検針日の前日までの電気の使用に係る料金に限り，17（時間帯別電灯）(5)および(6)を，次のとおり読み替えて適用いたします。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，お客さまが(6)ハに定める通電開始時刻が制御可能な電気温水器（以下「通電制御型電気温水器」といいます。）を使用されるときの料金は，基本料金および電力量料金の合計から，ハによって算定された通電制御型電気温水器割引額を差し引いたものに，別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(ｲ) 契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合

１契約につき	１，５７３円００銭

(ﾛ) 契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合

１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	２，２５５円００銭
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	３０２円５０銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) 昼間時間

最初の90キロワット時までの１キロワット時につき	３５円１７銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの１キロワット時につき	４０円３９銭
230キロワット時をこえる１キロワット時につき	４１円５６銭

(ﾛ) 夜間時間

１キロワット時につき	２４円６１銭

ハ　通電制御型電気温水器割引額

通電制御型電気温水器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の通電制御型電気温水器割引額は，半額といたします。

通電制御型電気温水器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき	１５４円００銭

なお，通電制御型電気温水器の総容量（入力）の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ニ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハによって算定された通電制御型電気温水器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	２７５円９０銭

(6) そ の 他

イ　昼間時間における料金適用上の電力量区分通電制御型電気温水器割引額の日割計算は，別表４（日割計算の基本算式）(1)ロによるものといたします。

なお，通電制御型電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合は，通電制御型電気温水器割引額は，日割計算をいたします。

ロ　通電制御型電気温水器の取り付けまたは取り替えをされた場合の通電制御型電気温水器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型電気温水器であることを確認した日以降の料金についてそれぞれ適用いたします。

ハ　通電制御型電気温水器とは，次の(ｲ)または(ﾛ)に該当するものをいいます。

(ｲ) 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

ａ 給水温度を検知できること。

ｂ　ａの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

ｃ　ｂの熱量から所要通電時間数を算出できること。

ｄ 毎日の夜間時間（30〔使用電力量の計量〕(6)イの場合は通電時間といたします。）の終了時刻からｃの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

(ﾛ) (ｲ)に準ずる場合で，当社が認めたもの。

ニ　通電制御型電気温水器割引額を日割計算する場合の基本算式は，次のとおりといたします。

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，31（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \quad \text{は，} \quad \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}} \quad \text{といたします。}$$

ホ 供給停止期間中の通電制御型電気温水器割引額については，「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。

なお，この場合，通電制御型電気温水器割引額は，まったく電気を使用しない場合のものといたします。

ヘ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

６　この離島約款の実施にともなう切替措置

この離島約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては，31（料金の算定）および32（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。

別　　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，イにいう検針日は，応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(ｲ) 定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａ，臨時電力および農事用電力Ｂ

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ﾛ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。

(ｲ) (ﾛ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(ﾛ) 定額制供給の場合は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

２　燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，１００円単位とし，１００円未満の端数は，１０円の位で四捨五入いたします。

(ｲ) 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力の場合

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.2303

β＝1.1441

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) (ｲ)以外の場合

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0380

β＝0.0702

γ＝1.2641

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　基準燃料価格

(ｲ)　定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力の場合

原油換算値１キロリットル当たりの基準燃料価格は，２１，９００円といたします。

(ﾛ)　(ｲ)以外の場合

原油換算値１キロリットル当たりの基準燃料価格は，７９，３００円といたします。

ハ　調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの調整上限燃料価格は，３２，９００円といたします。

ニ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに(ｲ)または(ﾛ)の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ) 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力の場合

a　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

b　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り，かつ，調整上限燃料価格以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

c　１キロリットル当たりの平均燃料価格が調整上限燃料価格を上回る場合

平均燃料価格は，調整上限燃料価格といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{調整上限燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ﾛ) (ｲ)以外の場合

a　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

b　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

ホ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ﾛ)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

ﾍ　燃料費調整額

(ｲ) 定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，ﾆによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａ，臨時電力および農事用電力Ｂ

燃料費調整額は，ﾆによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単

価といたします。

(ﾛ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量にニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

(ｲ) 定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの１灯につき	６２銭４厘
	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	１円２４銭７厘
	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	２円４９銭５厘
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	３円７４銭２厘
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	６円２３銭８厘
	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	６円２３銭８厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	１円８６銭３厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	３円７２銭６厘
	100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	３円７２銭６厘

(ﾛ) 臨時電灯Ａ

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	５銭１厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	１０銭０厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	１０銭０厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	１円００銭５厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	１円００銭５厘

(ﾊ) 臨時電力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	１円０５銭７厘

(ﾆ) 農事用電力Ｂ

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	１円９０銭２厘

ﾛ　従量制供給の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

(ｲ) 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力の場合

１キロワット時につき	１６銭１厘

(ﾛ) (ｲ)以外の場合

１キロワット時につき	１８銭６厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価

格および(1)ニによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

3　加重平均力率の算定

加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{\text{100パーセント} \times \left(\text{電熱器総容量}\right) + \text{90パーセント} \times \left(\text{力率90パーセントの機器総容量}\right) + \text{80パーセント} \times \left(\text{力率80パーセントの機器総容量}\right)}{\text{機器総容量}}$$

4　日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

イ　基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の料金を日割りする場合

$$\text{1月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，31（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，

$\dfrac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は，$\dfrac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。

ロ　料金適用上の電力量区分等を日割りする場合

(ｲ) 従量電灯Ａの電力量区分を日割りする場合

$$\text{最低料金適用電力量} = \text{8キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ﾛ) 従量電灯Ｂおよび従量電灯Ｃの電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = \text{120キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，最初の120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第２段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ﾊ) 時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第１段階料金適用電力量} = 90\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，昼間時間における使用電力量のうち，最初の90キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第２段階料金適用電力量} = 140\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，昼間時間における使用電力量のうち，90キロワット時をこえ230キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ﾆ) (ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)によって算定された最低料金適用電力量，第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾎ) 31（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)の

$\dfrac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は，$\dfrac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$ といたします。

ハ　日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(ｲ) 31（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ) 31（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，高負荷率電灯，低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，当社または当該配電事業者が計量値を確認する場合は，その値によります。

(2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または30（使用電力量の計量）(11)の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検

針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

５　夜間蓄熱式機器等

(1) 時間帯別電灯における夜間蓄熱式機器の取扱いは，次のとおりといたします。

イ　夜間蓄熱式機器とは，次のいずれかに該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

(ｲ) 主として夜間時間に通電する機能を有し，通電時間中に蓄熱のために使用されるもの。

(ﾛ) (ｲ)に準ずる通電機能を有し，夜間時間の通電時間中に蓄熱のために使用されるものであって，給湯と床暖房にあわせて使用される等複数の用途に対応する機能を有するもの。

ロ　イ(ｲ)の「主として夜間時間に通電する機能」とは，次の場合を含みます。

(ｲ) お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

(ﾛ)　30（使用電力量の計量）(6)イの場合で，当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合

ハ　夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

ニ　当社は，夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，各機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

離 島 等 供 給 約 款
［ 高 圧 用 ］

目　　次

Ⅰ　総　　則 …… 1
　１　適　　用 …… 1
　２　離島等供給約款の届出および変更 …… 1
　３　定　　義 …… 1
　４　単位および端数処理 …… 4
　５　実 施 細 目 …… 4

Ⅱ　契 約 の 申 込 み …… 5
　６　需給契約の申込み …… 5
　７　需給契約の成立および契約期間 …… 6
　８　需 要 場 所 …… 6
　９　需給契約の単位 …… 6
　１０　供 給 の 開 始 …… 6
　１１　供 給 の 単 位 …… 7
　１２　承 諾 の 限 界 …… 7
　１３　需給契約書の作成 …… 7

Ⅲ　契約種別および料金 …… 8
　１４　契 約 種 別 …… 8
　１５　業 務 用 電 力 …… 8
　１６　業務用季節別時間帯別電力 …… 12
　１７　高 圧 電 力 …… 16
　１８　季節別時間帯別電力 …… 21
　１９　臨 時 電 力 …… 27
　２０　自家発補給電力Ａ …… 29
　２１　自家発補給電力Ｂ …… 32
　２２　予 備 電 力 …… 35

Ⅳ　料金の算定および支払い …… 37
２３　料金の適用開始の時期 …… 37
２４　検　針　日 …… 37
２５　料金の算定期間 …… 37
２６　使用電力量等の計量 …… 37
２７　料金の算定 …… 39
２８　日割計算 …… 39
２９　料金の支払義務および支払期日 …… 40
３０　料金その他の支払方法 …… 40
３１　延滞利息 …… 41
３２　保　証　金 …… 41

Ⅴ　使用および供給 …… 43
３３　適正契約の保持 …… 43
３４　契約超過金 …… 43
３５　力率の保持 …… 43
３６　需要場所への立入りによる業務の実施 …… 44
３７　電気の使用にともなうお客さまの協力 …… 44
３８　供給の停止 …… 45
３９　供給停止の解除 …… 46
４０　供給停止期間中の料金 …… 46
４１　違　約　金 …… 46
４２　供給の中止または使用の制限もしくは中止 …… 47
４３　損害賠償の免責 …… 47
４４　設備の賠償 …… 47

Ⅵ　契約の変更および終了 …… 48
４５　需給契約の変更 …… 48
４６　名義の変更 …… 48
４７　需給契約の廃止 …… 48
４８　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および
　　工事費の精算 …… 48
４９　解　約　等 …… 52
５０　需給契約消滅後の債権債務関係 …… 52

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　53
５１　供給方法，工事および施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　53
５２　工事費負担金の申受けおよび精算　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　53
５３　工事費等に関する契約書の作成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　54

Ⅷ　保　　安　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

Ⅰ　総　　則

１　適　　用

(1) 当社が，高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金および必要となるその他の供給条件は，この離島等供給約款［高圧用］（以下「この離島約款」といいます。）によります。

(2) この離島約款は，当社の供給区域のうち次の離島に適用いたします。

石川県：舳倉島

２　離島等供給約款の届出および変更

(1) この離島約款は，電気事業法第２１条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。

(2) 当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の離島等供給約款［高圧用］によります。

３　定　　義

次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低　　圧

標準電圧１００ボルトまたは２００ボルトをいいます。

(2) 高　　圧

標準電圧６，０００ボルトをいいます。

(3) 電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(4) 小 型 機 器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 付 帯 電 灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ　当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ　当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ　現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯

ニ　当該作業場の案内のために使用する電灯

(7) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(8) 契約受電設備

契約上使用できる受電設備であって，受電電圧と同位の電圧を１次側電圧とする変圧器およびその２次側に施設される変圧器をいいます。

(9) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(11) 最大需要電力

需要電力の最大値であって，当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付ける３０分最大需要電力計により計量される値をいいます。

(12) 夏　　季

毎年７月１日から９月３０日までの期間をいいます。

(13) そ の 他 季

毎年１０月１日から翌年の６月３０日までの期間をいいます。

(14) ピ ー ク 時 間

夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。ただし，別表６（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(15) 昼 間 時 間

毎日午前８時から午後１０時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および別

表６（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

⑯ 夜 間 時 間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

⑰ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第３６条第１項に定める賦課金をいいます。

⑱ 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

⑲ 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月３１日までの期間，２月１日から４月３０日までの期間，３月１日から５月３１日までの期間，４月１日から６月３０日までの期間，５月１日から７月３１日までの期間，６月１日から８月３１日までの期間，７月１日から９月３０日までの期間，８月１日から１０月３１日までの期間，９月１日から１１月３０日までの期間，１０月１日から１２月３１日までの期間，１１月１日から翌年の１月３１日までの期間または１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月２９日までの期間といたします。）をいいます。

⑳ 北陸エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所が公表する翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（一般社団法人日本卸電力取引所の取引規程第１４条に定める商品をいいます。）の売買取引における価格のうち，北陸エリアに適用されるものをいいます。

㉑ 平均市場価格算定期間

北陸エリアプライスにもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし，毎年１月２１日から２月２０日までの期間，２月２１日から３月２０日までの期間，３月２１日から４月２０日までの期間，４月２１日から５月２０日までの期間，５月２１日から６月２０日までの期間，６月２１日から７月２０日までの期間，７月２１日から８月２０日までの期間，８月２１日から９月２０日までの期間，９月２１日から１０月２０日までの期間，１０月２１日から１１月２０日までの期間，１１月２１日から１２月２０日までの期間，１２月２１日から翌年の１月２０日までの期間をいいます。

㉒ 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方

消費税に相当する金額をいいます。

４　単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

(1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(2) 契約電力および最大需要電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，契約電力が０．５キロワット未満となるときは，契約電力を１キロワットといたします。

(3) 使用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(4) 力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(5) 料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

５　実 施 細 目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ　契 約 の 申 込 み

６　需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款および当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ，次の事項を明らかにして，原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約受電設備，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法

(2) 契約負荷設備，契約受電設備および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(3) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。

(4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

(5) お客さまが発電設備を設置される場合には，予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査，補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，自家発補給電力Ａまたは自家発補給電力Ｂの申込みをしていただきます。

7　需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は，お客さまの需給契約の申込みに対して，当社が供給承諾の意思表示を行なったときに成立いたします。

なお，当社が供給承諾の意思表示を行なったときとは，当社が供給承諾書を発送した日とし，これによらない場合には，13（需給契約書の作成）の需給契約書を締結した日といたします。

(2) 契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先立って需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。ただし，臨時電力の場合は，あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日まで同一条件で継続されるものといたします。

8　需 要 場 所

需要場所は，託送約款等に定めるところによります。

9　需給契約の単位

当社は，１需要場所において，次の１または２以上の契約種別とこれ以外の１契約種別とをあわせて契約する場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。

臨時電力，自家発補給電力Ａまたは自家発補給電力Ｂのうちの１契約種別，予備電力

10　供給の開始

(1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。

(2) 天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11　供給の単位

当社は託送約款等に定めるところにより，原則として１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。

12　承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，用地事情,料金およびこの離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

13　需給契約書の作成

お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

なお，需給契約書を作成しない場合は，電気の需給に関する必要な事項について，書面をもってお知らせいたします。

また，供給設備の施設または変更を必要とする場合には，供給準備着手前に需給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

14　契約種別

契約種別は，次のとおりといたします。

業務用電力，業務用季節別時間帯別電力，高圧電力Ａ，高圧電力Ｂ，季節別時間帯別電力Ａ，季節別時間帯別電力Ｂ，臨時電力，自家発補給電力Ａ，自家発補給電力Ｂ，予備電力

15　業務用電力

(1) 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば，事務所，官公庁，学校，研究所，病院，新聞社，放送局，娯楽場，旅館，飲食店，商店，百貨店，倉庫，寺院，アパート，トンネル等があります。）で，契約電力が２，０００キロワット未満（自家発補給電力Ａとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ａの契約電力との合計が２，０００キロワット未満といたします。）であり，かつ，次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力（自家発補給電力Ａとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ａの契約電力との合計といたします。）が２，０００キロワット以上であるものについても適用することがあります。

イ　契約電力が５０キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が５０キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ　使用する電灯または小型機器について離島等供給約款［低圧用］（以下「離島約款［低圧用］」といいます。なお，当社が離島約款［低圧用］を変更した場合には，変更後の離島等供給約款［低圧用］によります。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合，１０アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款［低圧用］21（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として５０キロワット以上であること。

なお，この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，適用いたしません。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトとし，周波数は，標準周波数６０ヘルツといたします。

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が５００キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契 約 電 力

契約電力は，次によって定めます。

イ　契約電力が５００キロワット未満の場合

(ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力（当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，その電気の需給契約における最大需要電力を含みます。）のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降１２月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

なお，当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。

b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のう

ちいずれか大きい値とし，減少された日以降１２月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降１２月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ロ　契約電力が５００キロワット以上の場合

(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，１年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。この場合には，電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ハ　契約電力が５００キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が５００キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってす

みやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	２，１５１円００銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季 料　　金
１キロワット時につき	２７円２５銭	２７円２５銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

16　業務用季節別時間帯別電力

(1) 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば，事務所，官公庁，学校，研究所，病院，新聞社，放送局，娯楽場，旅館，飲食店，商店，百貨店，倉庫，寺院，アパート，トンネル等があります。）で，契約電力が２，０００キロワット未満（自家発補給電力Ａとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ａの契約電力との合計が２，０００キロワット未満といたします。）であり，かつ，次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力（自家発補給電力Ａとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ａの契約電力との合計といたします。）が２，０００キロワット以上であるものについても適用することがあります。

イ　契約電力が５０キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が５０キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ　使用する電灯または小型機器について離島約款［低圧用］（当社が離島約款［低圧用］を変更した場合には，変更後の離島等供給約款［低圧用］によります。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合，１０アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款［低圧用］21（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として５０キロワット以上であること。

なお，この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，適用いたしません。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトとし，周波数は，標準周波数６０ヘルツといたします。

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が５００キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契 約 電 力

契約電力は，次によって定めます。

イ　契約電力が５００キロワット未満の場合

(ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力（当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，その電気の需給契約における最大需要電力を含みます。）のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降１２月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

なお，当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。

b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降１２月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降１２月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客

さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ロ　契約電力が５００キロワット以上の場合

(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，１年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。この場合には，電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ハ　契約電力が５００キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が５００キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	２，１５１円００銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) ピーク時間

１キロワット時につき	２７円８８銭

(ﾛ) 昼 間 時 間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季 料　　金
１キロワット時につき	２７円８８銭	２７円８８銭

(ﾊ) 夜 間 時 間

１キロワット時につき	２５円８６銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

17 高 圧 電 力

(1) 高圧電力Ａ

イ　適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が５００キロワット未満（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，契約電力が５００キロワット未満であり，かつ，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計が原則として２，０００キロワット未満といたします。）であり，かつ，次のいずれかに該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約電力が５０キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が５０キロワット未満であるものについても適用することがあります。

(ﾛ) 使用する付帯電灯について離島約款［低圧用］（当社が離島約款［低圧用］を変更した場合には，変更後の離島等供給約款［低圧用］によります。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合，１０アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款［低圧用］21（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として５０キロワット以上であること。

なお，この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトとし，周波数は，標準周波数６０ヘルツといたします。

ハ　契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契 約 電 力

(ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力（当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，その電気の需給契約における最大需要電力を含みます。）のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降１２月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

なお，当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。

b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降１２月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降１２月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電

力とみなします。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	１，８７６円００銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季 料　　金
１キロワット時につき	２７円５３銭	２７円５３銭

(ハ) 力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。

b　力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，

基本料金を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

ヘ　そ　の　他

(ｲ) 最大需要電力が５００キロワット以上となる場合は，高圧電力Ｂを適用いたします。

(ﾛ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(2) 高圧電力Ｂ

イ　適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が５００キロワット以上であり，かつ，２，０００キロワット未満（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計が２，０００キロワット未満といたします。）であるものに適用いたします。ただし，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計といたします。）が２，０００キロワット以上であるものについても適用することがあります。

なお，この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトとし，周波数は，標準周波数６０ヘルツといたします。

ハ　契 約 電 力

(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，１年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。この場合には，電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を

使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

(ﾊ) 高圧電力Ａとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が５００キロワット以上となる場合は，契約電力を(ｲ)によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，(1)ニによって定めます。

ニ 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	２，１５１円００銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季 料　　金
１キロワット時につき	２６円３４銭	２６円３４銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。

b　力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

ホ　そ　の　他

発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

18　季節別時間帯別電力

(1) 季節別時間帯別電力Ａ

イ　適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が５００キロワット未満（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，契約電力が５００キロワット未満であり，かつ，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計が原則として２，０００キロワット未満といたします。）であり，かつ，次のいずれかに該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約電力が５０キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が５０キロワット未満であるものについても適用することがあります。

(ﾛ) 使用する付帯電灯について離島約款［低圧用］（当社が離島約款［低圧用］を変更した場合には，変更後の離島等供給約款［低圧用］によります。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合，１０アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款［低圧用］21（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として５０キロワッ

ト以上であること。

なお，この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトとし，周波数は，標準周波数６０ヘルツといたします。

ハ　契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契 約 電 力

(ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力（当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，その電気の需給契約における最大需要電力を含みます。）のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降１２月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

なお，当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。

b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降１２月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の

契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降１２月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	１，８７６円００銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　ピーク時間

１キロワット時につき	２８円６７銭

b　昼 間 時 間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季 料　　金
１キロワット時につき	２８円６７銭	２８円６７銭

c　夜 間 時 間

１キロワット時につき	２５円８６銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。

b　力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

ﾍ　そ　の　他

(ｲ) 最大需要電力が５００キロワット以上となる場合は，季節別時間帯別電力Ｂを適用いたします。

(ﾛ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(2) 季節別時間帯別電力Ｂ

イ　適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が５００キロワット以上であり，かつ，２，０００キロワット未満（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計が２，０００キロワット未満といたします。）であるものに適用いたします。ただし，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さま

が高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計といたします。）が２，０００キロワット以上であるものについても適用することがあります。

なお，この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトとし，周波数は，標準周波数６０ヘルツといたします。

ハ　契 約 電 力

(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，１年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。この場合には，電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

(ﾊ) 季節別時間帯別電力Ａとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が５００キロワット以上となる場合は，契約電力を(ｲ)によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，(1)ニによって定めます。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	２，１５１円００銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　ピーク時間

１キロワット時につき	２６円６１銭

b　昼 間 時 間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季 料　　金
１キロワット時につき	２６円６１銭	２６円６１銭

c　夜 間 時 間

１キロワット時につき	２５円８６銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。

b　力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

ホ　そ　の　他

発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

19 臨 時 電 力

(1) 適 用 範 囲

契約使用期間が１年未満の需要で，次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

イ　高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，契約電力が原則として５０キロワット以上であり，かつ，２，０００キロワット未満であるもの。

ロ　高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が原則として５０キロワット以上であり，かつ，２，０００キロワット未満であるもの。

(2) 契 約 電 力

契約電力は，(1)イに該当する場合は業務用電力，(1)ロに該当する場合は高圧電力に準じて定めます。ただし，契約電力が５００キロワット未満の場合は，別表４（契約電力等の算定方法）によります。

(3) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき(1)イに該当する場合は業務用電力，(1)ロに該当する場合は高圧電力の該当料金の２０パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，(1)イに該当する場合は業務用電力，(1)ロに該当する場合は高圧電力の該当料金の半額に２０パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって次のとおり算定することとし，夏

季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(ｲ) (1)イに該当する場合

	夏季料金	その他季 料　　金
１キロワット時につき	３２円７０銭	３２円７０銭

(ﾛ) (1)ロに該当する場合

a　契約電力が５００キロワット未満の場合

	夏季料金	その他季 料　　金
１キロワット時につき	３３円０４銭	３３円０４銭

b　契約電力が５００キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季 料　　金
１キロワット時につき	３１円６１銭	３１円６１銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，(1)イに該当する場合は業務用電力，(1)ロに該当する場合は高圧電力に準じて適用いたします。ただし，契約電力が５００キロワット未満の場合の力率は，次により定めます。

(ｲ) 負荷が最大と認められる１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間において，託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。

(ﾛ) お客さまは，正当な理由がある場合に限り，力率の変更についての協議を当社

に求めることができます。

(4) そ　の　他

イ　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，(1)イに該当する場合は業務用電力，(1)ロに該当する場合は高圧電力に準ずるものといたします。

20　自家発補給電力Ａ

(1) 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

(2) 契 約 電 力

イ　契約電力は，お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合，契約電力は，原則として，１台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

ロ　イによりがたい場合には，次の値を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

(ｲ) 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値

なお，この場合の予備発電設備とは，常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

また，予備発電設備が設置されている場合は，あらかじめその定格出力および運転方法等の資料を提出していただきます。

(ﾛ) 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置され

ている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

なお，発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合は，あらかじめしゃ断される負荷設備の明細およびしゃ断方法等の資料を提出していただきます。

(3) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合は，その３０パーセントといたします。また，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

契約電力１キロワットにつき	２，３６６円１０銭

ロ　電力量料金

(ｲ) 業務用電力または業務用季節別時間帯別電力とあわせて契約する場合

電力量料金は，その１月の使用電力量につき，業務用電力とあわせて契約する場合は業務用電力の該当料金，業務用季節別時間帯別電力とあわせて契約する場合は業務用季節別時間帯別電力の該当料金を適用いたします。

なお，電力量料金は，業務用電力または業務用季節別時間帯別電力の電力量料金とあわせて算定いたします。

(ﾛ) 自家発補給電力Ａを単独で契約する場合

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季 料　　金
１キロワット時につき	２７円２５銭	２７円２５銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，業務用電力に準ずるものといたします。

(4) 自家発補給電力Ａの使用

イ　お客さまが自家発補給電力Ａを使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ロ　業務用電力または業務用季節別時間帯別電力と自家発補給電力Ａを同一計量する場合で，業務用電力の契約電力が 15（業務用電力）(4)ロによって決定されるお客さままたは業務用季節別時間帯別電力の契約電力が 16（業務用季節別時間帯別電力）(4)ロによって決定されるお客さまのその１月の３０分最大需要電力計の値が業務用電力または業務用季節別時間帯別電力の契約電力をこえないときは，イにかかわらず，自家発補給電力Ａを使用されなかったものとみなします。

(5) 業務用電力または業務用季節別時間帯別電力と同一計量される場合の最大需要電力

業務用電力または業務用季節別時間帯別電力と同一計量される場合で，自家発補給電力Ａを使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。

イ　業務用電力の契約電力を 15（業務用電力）(4)イによって定めるお客さままたは業務用季節別時間帯別電力の契約電力を 16（業務用季節別時間帯別電力）(4)イによって定めるお客さまの場合で，自家発補給電力Ａの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

ロ　業務用電力の契約電力を 15（業務用電力）(4)ロによって定めるお客さままたは業務用季節別時間帯別電力の契約電力を 16（業務用季節別時間帯別電力）(4)ロによって定めるお客さまの場合で，その１月の３０分最大需要電力計の値が業務用電力または業務用季節別時間帯別電力の契約電力と自家発補給電力Ａの契約電力と

の合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ａの超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

なお，超過の原因が明らかでないときは，業務用電力または業務用季節別時間帯別電力と自家発補給電力Ａとの契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。

(6) 業務用電力または業務用季節別時間帯別電力と同一計量される場合の使用電力量

使用電力量は，業務用電力または業務用季節別時間帯別電力の使用電力量に含みます。

(7) そ　の　他

イ　お客さまの発電設備の定期検査または定期補修は，毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて，当社へ文書により通知していただきます。

なお，その実施の時期を変更される場合には，その１月前までに当社に通知していただきます。

ロ　当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力または業務用季節別時間帯別電力に準ずるものといたします。

21　自家発補給電力Ｂ

(1) 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

(2) 契 約 電 力

契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または

割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合は，その２０パーセントといたします。また，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

(ｲ) 契約電力が５００キロワット未満の場合

契約電力１キロワットにつき	２，０６３円６０銭

(ﾛ) 契約電力が５００キロワット以上の場合

契約電力１キロワットにつき	２，３６６円１０銭

ロ　電力量料金

(ｲ) 高圧電力または季節別時間帯別電力とあわせて契約する場合

電力量料金は，その１月の使用電力量につき，高圧電力とあわせて契約する場合は高圧電力の該当料金，季節別時間帯別電力とあわせて契約する場合は季節別時間帯別電力の該当料金を適用いたします。

なお，電力量料金は，高圧電力または季節別時間帯別電力の電力量料金とあわせて算定いたします。

(ﾛ) 自家発補給電力Ｂを単独で契約する場合

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a　契約電力が５００キロワット未満の場合

	夏季料金	その他季 料　　金
１キロワット時につき	２７円５３銭	２７円５３銭

b　契約電力が５００キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季 料　　金
１キロワット時につき	２６円３４銭	２６円３４銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，高圧電力に準ずるものといたします。

(4) 自家発補給電力Ｂの使用

イ　お客さまが自家発補給電力Ｂを使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ロ　高圧電力または季節別時間帯別電力と自家発補給電力Ｂを同一計量する場合で，高圧電力の契約電力が 17（高圧電力）(2)ハによって決定されるお客さままたは季節別時間帯別電力の契約電力が 18（季節別時間帯別電力）(2)ハによって決定されるお客さまのその１月の３０分最大需要電力計の値が高圧電力または季節別時間帯別電力の契約電力をこえないときは，イにかかわらず，自家発補給電力Ｂを使用されなかったものとみなします。

(5) 高圧電力または季節別時間帯別電力と同一計量される場合の最大需要電力

高圧電力または季節別時間帯別電力と同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂを使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。

イ　高圧電力の契約電力を 17（高圧電力）(1)ニによって定めるお客さままたは季節別時間帯別電力の契約電力を 18（季節別時間帯別電力）(1)ニによって定めるお客さまの場合で，自家発補給電力Ｂの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

ロ　高圧電力の契約電力を 17（高圧電力）(2)ハによって定めるお客さままたは季節別時間帯別電力の契約電力を 18（季節別時間帯別電力）(2)ハによって定めるお客

さまの場合で，その１月の３０分最大需要電力計の値が高圧電力または季節別時間帯別電力の契約電力と自家発補給電力Ｂの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ｂの超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

なお，超過の原因が明らかでないときは，高圧電力または季節別時間帯別電力と自家発補給電力Ｂとの契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。

(6) 高圧電力または季節別時間帯別電力と同一計量される場合の使用電力量

使用電力量は，高圧電力または季節別時間帯別電力の使用電力量に含みます。

(7) そ　の　他

イ　お客さまの発電設備の定期検査または定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定めます。

なお，その実施の時期になって需給状況が著しく悪化した場合は，その時期を変更していただくことがあります。

ロ　当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力または季節別時間帯別電力に準ずるものといたします。

22　予 備 電 力

(1) 適 用 範 囲

業務用電力，業務用季節別時間帯別電力，高圧電力または季節別時間帯別電力のお客さまが，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため，予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ　予　備　線

常時供給変電所から供給を受ける場合

ロ　予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

(2) 契 約 電 力

契約電力は，常時供給分の契約電力の値といたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合で，お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望さ

れるときの契約電力は，予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は，常時供給分の契約電力の値が５０キロワット未満のときを除き，５０キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の５パーセント，予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の１０パーセントに相当するものを適用いたします。

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。

なお，電力量料金は，常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし，常時供給分の力率割引および割増しの適用上，予備電力によって使用した電気は，原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) そ　の　他

イ　お客さまが希望される場合は，予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力，業務用季節別時間帯別電力，高圧電力または季節別時間帯別電力に準ずるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

23　料金の適用開始の時期

料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申し入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

24　検　針　日

検針日は，原則として毎月１日といたします。

ただし，非常変災の場合等やむをえない事情のあるとき，またはお客さまとの協議が整ったときは,当社または当該配電事業者は,１日以外の日に検針することがあります。

25　料金の算定期間

(1) 料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

(2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または３０分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは，(1)にかかわらず，料金の算定期間は，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

26　使用電力量等の計量

(1) 使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，(9)および(10)の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始

日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして当社または当該配電事業者が記録型計量器により計量する場合には，検針日における電力量計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。

(2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は，(9)および(10)の場合を除き，検針日における３０分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における３０分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして当社または当該配電事業者が記録型計量器により計量する場合には，検針日における３０分最大需要電力計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。

なお，乗率を有する３０分最大需要電力計の場合は，乗率倍するものといたします。

(3) 計量器の読みは次によるものといたします。

イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。

ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。ただし，３０分最大需要電力計により計量を行なう場合で，指針が目盛りの中間を示すときは，目盛りの間隔の２分の１の値を単位といたします。

(4) 使用電力量および最大需要電力は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(5) (1)にかかわらず，当社または当該配電事業者は，記録型計量器により使用電力量を３０分単位で計量する場合があります。この場合，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

(6) (5)により計量する場合，料金の算定期間における使用電力量は，３０分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅した場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお，料金の算定期間において料金の適用上使用電力量を区分する必要がある場合の当該区分ごとの使用電力量は，当該区分ごとに３０分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅した場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(7) (6)により使用電力量を算定する場合，当社は，その旨をお客さまにお知らせいたし

ます。

(8) 当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(9) 計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は，(10)の場合を除き，次によります。

イ　料金の算定期間における使用電力量は，取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)または(6)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

ロ　料金の算定期間における最大需要電力は，取付けおよび取外しした３０分最大需要電力計ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

(10) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

27　料金の算定

(1) 料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し，再開し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合

ロ　契約種別，契約電力，供給電圧等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ハ　25（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日をいいます。）の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

ニ　25（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

(2) 料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

28　日 割 計 算

(1) 当社は，27（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，原則として次により料金を算定いたします。

イ　基本料金は，別表５（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表５（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。

ハ　イおよびロによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

(2) 27（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，27（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更がある場合は，次により基本料金を算定いたします。

イ　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は，その前後の力率にもとづいて，別表５（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ　契約負荷設備の変更等がない場合で，協議によって力率を変更するときは，変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。

(4) 当社は，日割計算をする場合には，当社または当該配電事業者は，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

29　料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は，次の場合を除き，検針日に発生いたします。

イ　26（使用電力量等の計量）(10)の場合は，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に当社または当該配電事業者が計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。

(2) お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して３０日目といたします。

なお，支払期日が日曜日または銀行法第１５条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。

30　料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて，次により支払っていただきます。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また，(1)ロにより支払われる場合は，その金融機関等に払い込まれたときといたします。

(3) 料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(4) 臨時電力については，当社は，予納金を申し受けることがあります。この場合には，予納金は使用に先だって支払っていただきます。

なお，予納金は，原則として予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。

また，当社は，予納金について利息を付しません。

31 延 滞 利 息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(2) 延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年１０パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，３６５日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(3) 延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

32 保　証　金

(1) 当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ　新たに電気を使用し，または契約電力を増加される場合で，次のいずれかに該当

するとき。

(ｲ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ﾛ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。

なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて２年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合，その残額をお返しいたします。また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は，保証金について利息を付しません。

(6) 当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。

Ⅴ　使用および供給

33　適正契約の保持

当社は，お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて適正でないと認められる場合には，契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。

34　契約超過金

(1) 契約電力が５００キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力（その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。）に基本料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたものの１．５倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。

(2) 自家発補給電力Ａおよび自家発補給電力Ｂについては，契約電力が５００キロワット未満であっても，(1)に準じて契約超過金を申し受けます。

(3) 契約電力が５００キロワット未満の予備電力を契約されている場合で，かつ，常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力であるときは，(1)に準じて契約超過金を申し受けます。

(4) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

35　力率の保持

(1) 需要場所の負荷の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として８５パーセント以上に保持していただきます。

なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。また，お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。

(2) 当社または当該配電事業者は，当社または当該配電事業者の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合は，お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお，この場合の１月の力率は，必要に応じてお客さまと当社との協議によって定

めます。

36　需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(1) 需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計，施工，改修または検査

(2) 55（保安等に対するお客さまの協力）(1)，(2)または(3)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(4) 計量器の検針または計量値の確認

(5) 38（供給の停止），47（需給契約の廃止）(1)または 49（解約等）により必要な処置

(6) その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

37　電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社，当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに，当社または当該配電事業者がとくに必要と認めた場合には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ　負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準，その他の法令等にしたがい，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

なお，この場合の料金その他の連系条件は，当社または当該配電事業者が定める発電設備系統連系サービス実施要綱によります。

38　供給の停止

(1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。

イ　お客さまが料金を支払期日をさらに２０日経過してなお支払われない場合

ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに２０日経過してなお支払われない場合

ハ　料金以外の債務を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合

ニ　高圧電力，季節別時間帯別電力もしくは自家発補給電力Ｂの場合または臨時電力もしくは予備電力で高圧電力に準ずる場合で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。

ホ　36（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業

者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ　37（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(4) お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には，当社または当該配電事業者は，当社または当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

39　供給停止の解除

38（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，すみやかに電気の供給を再開いたします。

40　供給停止期間中の料金

38（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を28（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。

41　違　約　金

(1) お客さまが38（供給の停止）(3)ロからニまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。

42　供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。

(2) 当社は，(1)によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合は，料金の減額等を行ないません。

43　損害賠償の免責

(1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 42（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 38（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 49（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合には，当社は，お客さまが受けた損害について賠償の責めを負いません。

44　設備の賠償

(1) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ　修理可能の場合

　　修 理 費

ロ　亡失または修理不可能の場合

　　帳簿価額と取替工費との合計額

(2) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

Ⅵ　契約の変更および終了

45　需給契約の変更

お客さままたは当社が電気の需給契約の変更を必要とする場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

46　名義の変更

新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望され，当社が認める場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

47　需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の需給契約を廃止しようとする場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，相手方に通知するものといたします。

当社または当該配電事業者は，原則として，あらかじめ定めた廃止期日に，当社または当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(2) 需給契約は，49（解約等）および次の場合を除き，あらかじめ定めた廃止期日に消滅いたします。

イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

48　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，非常変災等やむをえない理由

による場合を除きます。

(1) 契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。ただし，お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，その供給設備のうち１年以上利用される契約電力に見合う部分については，託送約款等に定めるところにより算定した接続送電サービス料金（予備電力を契約されているお客さまについては，該当する予備送電サービス料金を含みます。）に相当する金額の２０パーセントに相当する金額は申し受けないものといたします。

ロ　当社は，お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない当社または当該配電事業者が新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。ただし，お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，その供給設備のうち１年以上利用される契約電力に見合う部分については，工事費を精算いたしません。

(ｲ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

(2) 契約電力を増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約電力を増加された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について，契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につき，さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。ただし，お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，その供給設備のうち１年以上利用される契約電力に見合う部分については，託送約款等に定めるところにより算定した接続送電サービス料金（予備電力を契約されているお客さまについては，該当する予備送電サービス料金を含みます。）に相当する金額の２０パーセントに相当する金額は申し受けないものといたします。

なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量（業務用季節別時間帯別電力または季節別時間帯別電力のお客さまの場合，その期間の時間帯別の使用電力量といたします。）について，増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，お客さまが契約電力を増加されたことにともない当社または当該配電事業者が新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。ただし，お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，その供給設備のうち１年以上利用される契約電力に見合う部分については，工事費を精算いたしません。

(ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

(3)　契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につき，さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量（業務用季節別時間帯別電力または季節別時間帯別電力のお客さまの場合，その期間の時間帯別の使用電力量といたします。）について，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について，(ｲ)または(ﾛ)の金額を申し受けます。

ただし，減少にともない供給電圧を変更する場合は，(ｲ)または(ﾛ)にかかわらず，お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない当社または当該配電事業者が新たに施設した供給設備について，(ﾊ)または(ﾆ)の金額を申し受けます。

(ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

(ﾊ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾆ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等（お客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備についての工事費を含みます。）に係る請求を受けた場合はその金額

(4) 契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

イ 当社は，お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につき，さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量（業務用季節別時間帯別電力または季節別時間帯別電力のお客さまの場合，その期間の時間帯別の使用電力量といたします。）について，減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は，増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は，供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について，(ｲ)または(ﾛ)の金額を申し受けます。

ただし，減少にともない供給電圧を変更する場合は，(ｲ)または(ﾛ)にかかわらず，お客さまが契約電力を増加されたことにともない当社または当該配電事業者が新たに施設した供給設備について，(ﾊ)または(ﾆ)の金額を申し受けます。

(ｲ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

(ﾊ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾆ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等（お客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供

給設備についての工事費を含みます。）に係る請求を受けた場合はその金額

(5) (1)イただし書または(2)イただし書に該当するお客さまが，需給契約の消滅日以降に(1)または(2)に該当する契約電力の新たな設定または増加に見合う契約電力分の供給設備の利用期間が１年以上とならないことが明らかになった場合には，(1)または(2)に準じて算定される料金の精算額と既に申し受けた料金の精算額との差額を申し受けます。

(6) 15（業務用電力）(4)イ，16（業務用季節別時間帯別電力）(4)イ，17（高圧電力）(1)ニまたは 18（季節別時間帯別電力）(1)ニによって契約電力を定めるお客さまが，契約受電設備を新たに設定し，または契約受電設備の総容量を増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または 15（業務用電力）(4)イ(ｲ) c，16（業務用季節別時間帯別電力）(4)イ(ｲ) c，17（高圧電力）(1)ニ(ｲ) c もしくは 18（季節別時間帯別電力）(1)ニ(ｲ) c により契約電力を減少しようとされる場合は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう契約電力を新たに設定された日は，契約受電設備を新たに設定された日とし，契約電力を増加された日は，契約受電設備の総容量を増加された日とし，契約電力を減少される日は，15（業務用電力）(4)イ(ｲ) c，16（業務用季節別時間帯別電力）(4)イ(ｲ) c，17（高圧電力）(1)ニ(ｲ) c または 18（季節別時間帯別電力）(1)ニ(ｲ) c により契約電力を減少しようとされる日といたします。

49 解　約　等

(1) 38（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが，47（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

50 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担

51　供給方法，工事および施設

(1) 電気の需給地点は，当社または当該配電事業者の電線路もしくは引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

(2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。

(3) 当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，(3)にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

52　工事費負担金等の申受けおよび精算

(1) 当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

(2) 当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

(3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。

(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，(1)，(2)および(3)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給に伴う工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をす

みやかに精算するものといたします。

ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。

53　工事費等に関する契約書の作成

工事費等に関する必要な事項について，原則として工事着手前に，契約書を作成いたします。

Ⅷ 保　　安

54 保安の責任

当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有しない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。

55 保安等に対するお客さまの協力

(1) 託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には，当社または当該配電事業者は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが，当社または当該配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，当社または当該配電事業者が保安上必要と認めるときは，その期間について，当社または当該配電事業者は，(1)に準じて，適当な処置をいたします。

(3) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

(4) 当社または当該配電事業者は，必要に応じて供給開始に先だち，受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，お客さまと協議を行ないます。

附　　則

１　この離島約款の実施期日

この離島約款は，２０２３年４月１日から実施いたします。

２　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は，26（使用電力量等の計量）(4)にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，使用電力量または最大需要電力は，計量された使用電力量または最大需要電力を，供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

３　供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については，当社または当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，当分の間，本則にかかわらず交流３相３線式標準電圧３，０００ボルトで供給することがあります。この場合において，料金その他の供給条件は，標準電圧６，０００ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

４　この離島約款の実施にともなう切替措置

この離島約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては，27（料金の算定）および28（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。

別　　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第３６条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の５月１日から翌年の４月３０日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお，予備電力の場合，その１月の使用電力量につき，常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

また，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第３７条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいた直後の５月１日から翌年の４月３０日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第３７条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日の前日といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第３７条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第３７条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」

といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

２　燃料費等調整

(1) 燃料費調整単価の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，１００円単位とし，１００円未満の端数は，１０円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝０．０３８０

β＝０．０７０２

γ＝１．２６４１

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　基準燃料単価

基準燃料単価は，平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	１７銭７厘

ハ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,300\text{円}) \times \frac{\text{ロの基準燃料単価}}{1,000}$$

(2) 市場価格調整単価の算定

イ　平均市場価格

１キロワット時当たりの平均市場価格は，各平均市場価格算定期間における６時から１８時までの北陸エリアプライスの単純平均価格といたします。

なお，平均市場価格の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　基準市場単価

基準市場単価は，平均市場価格が１円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	１４銭９厘

ハ　市場価格調整単価

市場価格調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，市場価格調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ) １キロワット時当たりの平均市場価格が８円００銭を下回る場合

市場価格調整単価＝（平均市場価格－８円００銭）×ロの基準市場単価

(ﾛ) １キロワット時当たりの平均市場価格が３２円００銭を上回る場合

市場価格調整単価＝（平均市場価格－３２円００銭）×ロの基準市場単価

(ﾊ) １キロワット時当たりの平均市場価格が８円００銭以上，３２円００銭以下の場合

市場価格調整単価は零といたします。

(3) 燃料費等調整単価の算定

燃料費等調整単価は，次の算式により算定した値といたします。

燃料費等調整単価　＝　燃料費調整単価　＋　市場価格調整単価

(4) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は，その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する次の燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格 算定期間	平均市場価格 算定期間	燃料費等調整単価 適用期間
毎年１月１日から ３月３１日までの期間	毎年５月２１日から ６月２０日までの期間	その年の６月１日から ６月３０日までの期間
毎年２月１日から ４月３０日までの期間	毎年６月２１日から ７月２０日までの期間	その年の７月１日から ７月３１日までの期間
毎年３月１日から ５月３１日までの期間	毎年７月２１日から ８月２０日までの期間	その年の８月１日から ８月３１日までの期間
毎年４月１日から ６月３０日までの期間	毎年８月２１日から ９月２０日までの期間	その年の９月１日から ９月３０日までの期間
毎年５月１日から ７月３１日までの期間	毎年９月２１日から １０月２０日までの期間	その年の１０月１日から １０月３１日までの期間
毎年６月１日から ８月３１日までの期間	毎年１０月２１日から １１月２０日までの期間	その年の１１月１日から １１月３０日までの期間
毎年７月１日から ９月３０日までの期間	毎年１１月２１日から １２月２０日までの期間	その年の１２月１日から １２月３１日までの期間
毎年８月１日から １０月３１日までの期間	毎年１２月２１日から 翌年の1月２０日までの期間	翌年の１月１日から １月３１日までの期間
毎年９月１日から １１月３０日までの期間	翌年の１月２１日から ２月２０日までの期間	翌年の２月１日から ２月２８日までの期間 （閏年の場合は，２月 ２９日までの期間）
毎年１０月１日から １２月３１日までの期間	翌年の２月２１日から ３月２０日までの期間	翌年の３月１日から ３月３１日までの期間
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の３月２１日から ４月２０日までの期間	翌年の４月１日から ４月３０日までの期間
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月２９日までの期間）	翌年の４月２１日から ５月２０日までの期間	翌年の５月１日から ５月３１日までの期間

(5) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は，その１月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(6) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，(1)により算定した燃料費調整単価，(2)により算定した市場価格調整単価および(3)により算定した燃料費等調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

３　契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は，次の算式によって算定された値といたします。

(1) ΔまたはＹ結線の場合

群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）×３

(2) Ｖ結線（同容量変圧器）の場合

群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）×２×０．８６６

(3) 変則Ｖ結線（異容量変圧器）の場合

群容量＝電灯電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）－電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）＋電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）×２
×０．８６６

４　契約電力等の算定方法

高圧で電気の供給を受ける臨時電力のお客さまで，契約電力が５００キロワット未満の場合の契約電力は，次の(1)の値と(2)の値のうち，いずれか小さいものといたします。

(1) 契約負荷設備によってえた値

契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。

なお，電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，契約負荷設備の入力を契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。この場合，１ボルトアンペアを１ワットとみなします。）に準じて算定いたし

ます。

イ　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	１００パーセント
	次の２台の入力につき	９５パーセント
	上記以外のものの入力につき	９０パーセント

ただし，電灯または小型機器は，その全部を１台の契約負荷設備とみなします。

ロ　イによってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	１００パーセント
次の１４キロワットにつき	９０パーセント
次の３０キロワットにつき	８０パーセント
次の１００キロワットにつき	７０パーセント
次の１５０キロワットにつき	６０パーセント
次の２００キロワットにつき	５０パーセント
５００キロワットをこえる部分につき	３０パーセント

(2) 契約受電設備によってえた値

契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は，別表３〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）との合計（この場合，契約受電設備の総容量については，１ボルトアンペアを１ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の５０キロワットにつき	８０パーセント
次の５０キロワットにつき	７０パーセント
次の２００キロワットにつき	６０パーセント
次の３００キロワットにつき	５０パーセント
６００キロワットをこえる部分につき	４０パーセント

ただし，次の変圧器は，契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

イ　２次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器

ロ　２次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器

ハ　電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の２次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の２次側に接続されている変圧器を除きま

す。）

ニ　予備設備であることが明らかな変圧器

５　日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

イ　基本料金を日割りする場合

$$\text{１月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，27（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は，

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$といたします。

ロ　日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(ｲ) 27（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ) 27（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

(2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 25（料金の算定期間）(2)の場合は，(1)イにいう検針期間の日数は，計量期間の日数といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，計量日といたします。

(4) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

６　休　日　等

この離島約款において，休日等とは，次の日をいいます。

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

１月２日

１月３日

１月４日

５月１日

５月２日

12月30日

12月31日

電気事業法施行規則第 31 条第２項の規定に基づく添付書類

１　変更を必要とする理由

２　離島等供給約款の変更の内容および新旧比較表

３　料金の算出の根拠

１　変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は，当社の供給区域におけるみなし小売電気事業者（北陸電力株式会社）が特定小売供給約款等に定める料金その他の供給条件の見直しを行なうことにともない，当該内容を離島等供給約款の料金その他の供給条件に反映するべく，離島等供給約款を変更することといたしました。

つきましては，電気事業法第 21 条第 1 項の規定にもとづき，ここに離島等供給約款の変更を届け出る次第であります。

２　離島等供給約款の変更の内容
および新旧比較表

離島等供給約款の変更の内容

離島等供給約款の変更につきましては，みなし小売電気事業者（北陸電力株式会社）が特定小売供給約款等に定める料金率を変更したことおよび旧選択約款ならびに低圧特別約款の一部メニューの取扱いを変更したことを踏まえ，必要となる変更を行なうとともに，その他の今日的見直しをいたしました。

離島等供給約款[低圧用]　変更届出内容（現行規定との比較）

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
離 島 等 供 給 約 款 ［ 低 圧 用 ］ ２０２~~２~~年４月~~１２~~日実施 北陸電力送配電株式会社	離 島 等 供 給 約 款 ［ 低 圧 用 ］ ２０２３年４月１日実施 北陸電力送配電株式会社

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)

離 島 等 供 給 約 款
[低 圧 用]

目　　次

Ⅰ 総　　則 …… 1
　1 適　　用 …… 1
　2 離島等供給約款の届出および変更 …… 1
　3 定　　義 …… 1
　4 単位および端数処理 …… 3
　5 実 施 細 目 …… 3

Ⅱ 契約の申込み …… 4
　6 需給契約の申込み …… 4
　7 需給契約の成立および契約期間 …… 4
　8 需 要 場 所 …… 5
　9 需給契約の単位 …… 7
　10 供給の開始 …… 7
　11 供給の単位 …… 7
　12 承諾の限界 …… 8
　13 需給契約書の作成 …… 8

Ⅲ 契約種別等および料金 …… 9
　14 契 約 種 別 …… 9
　15 定 額 電 灯 …… 10
　16 従 量 電 灯 …… 11
　17 時間帯別電灯 …… 16
　~~18 季節別時間帯別電灯Ⅰ …… 21~~
　~~19 季節別時間帯別電灯Ⅱ …… 27~~
　~~20~~ 高負荷率電灯 …… ~~33~~
　~~21~~ 臨 時 電 灯 …… ~~35~~
　~~22~~ 公衆街路灯 …… ~~38~~
　~~23~~ 低 圧 電 力 …… ~~42~~
　~~24~~ 低圧電力Ⅱ …… ~~45~~
　~~25~~ 低圧季節別時間帯別電力 …… ~~46~~
　~~26~~ 臨 時 電 力 …… ~~48~~
　~~27~~ 農 事 用 電 力 …… ~~50~~
　~~28 深 夜 電 力 …… 54~~

Ⅰ 総　　則 …… 1
　1 適　　用 …… 1
　2 離島等供給約款の届出および変更 …… 1
　3 定　　義 …… 1
　4 単位および端数処理 …… 3
　5 実 施 細 目 …… 3

Ⅱ 契約の申込み …… 4
　6 需給契約の申込み …… 4
　7 需給契約の成立および契約期間 …… 4
　8 需 要 場 所 …… 5
　9 需給契約の単位 …… 5
　10 供給の開始 …… 5
　11 供給の単位 …… 6
　12 承諾の限界 …… 6
　13 需給契約書の作成 …… 6

Ⅲ 契約種別等および料金 …… 7
　14 契 約 種 別 …… 7
　15 定 額 電 灯 …… 7
　16 従 量 電 灯 …… 9
　17 時間帯別電灯 …… 14
　18 高負荷率電灯 …… 17
　19 臨 時 電 灯 …… 19
　20 公衆街路灯 …… 22
　21 低 圧 電 力 …… 26
　22 低圧電力Ⅱ …… 29
　23 低圧季節別時間帯別電力 …… 30
　24 臨 時 電 力 …… 32
　25 農 事 用 電 力 …… 34

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
~~２９~~ ホワイトプラン電力 …… ~~61~~	２６ ホワイトプラン電力 …… 39
~~３０ 低圧蓄熱調整契約 …… 70~~	
~~３１ 蓄熱ピーク時間調整契約 …… 72~~	
Ⅳ 料金の算定および支払い …… ~~74~~	Ⅳ 料金の算定および支払い …… 47
~~３２~~ 料金の適用開始の時期 …… ~~74~~	２７ 料金の適用開始の時期 …… 47
~~３３~~ 検　針　日 …… ~~74~~	２８ 検　針　日 …… 47
~~３４~~ 料金の算定期間 …… ~~74~~	２９ 料金の算定期間 …… 47
~~３５~~ 使用電力量の計量 …… ~~75~~	３０ 使用電力量の計量 …… 48
~~３６~~ 料 金 の 算 定 …… ~~78~~	３１ 料 金 の 算 定 …… 50
~~３７~~ 日 割 計 算 …… ~~79~~	３２ 日 割 計 算 …… 51
~~３８~~ 料金の支払義務および支払期日 …… ~~79~~	３３ 料金の支払義務および支払期日 …… 51
~~３９~~ 料金その他の支払方法 …… ~~80~~	３４ 料金その他の支払方法 …… 52
~~４０~~ 延　滞　利　息 …… ~~82~~	３５ 延　滞　利　息 …… 54
~~４１~~ 保　証　金 …… ~~83~~	３６ 保　証　金 …… 55
Ⅴ 使 用 お よ び 供 給 …… ~~84~~	Ⅴ 使 用 お よ び 供 給 …… 56
~~４２~~ 適正契約の保持 …… ~~84~~	３７ 適正契約の保持 …… 56
~~４３~~ 力 率 の 保 持 …… ~~84~~	３８ 力 率 の 保 持 …… 56
~~４４~~ 需要場所への立入りによる業務の実施 …… ~~84~~	３９ 需要場所への立入りによる業務の実施 …… 56
~~４５~~ 電気の使用にともなうお客さまの協力 …… ~~85~~	４０ 電気の使用にともなうお客さまの協力 …… 57
~~４６~~ 供 給 の 停 止 …… ~~85~~	４１ 供 給 の 停 止 …… 57
~~４７~~ 供給停止の解除 …… ~~87~~	４２ 供給停止の解除 …… 58
~~４８~~ 供給停止期間中の料金 …… ~~87~~	４３ 供給停止期間中の料金 …… 59
~~４９~~ 違　約　金 …… ~~87~~	４４ 違　約　金 …… 59
~~５０~~ 供給の中止または使用の制限もしくは中止 …… ~~87~~	４５ 供給の中止または使用の制限もしくは中止 …… 59
~~５２~~ 制限または中止の料金割引 …… ~~88~~	４６ 制限または中止の料金割引 …… 59
~~５２~~ 損害賠償の免責 …… ~~89~~	４７ 損害賠償の免責 …… 60
~~５３~~ 設 備 の 賠 償 …… ~~89~~	４８ 設 備 の 賠 償 …… 61
Ⅵ 契約の変更および終了 …… ~~90~~	Ⅵ 契約の変更および終了 …… 62
~~５４~~ 需給契約の変更 …… ~~90~~	４９ 需給契約の変更 …… 62
~~５５~~ 名 義 の 変 更 …… ~~90~~	５０ 名 義 の 変 更 …… 62
~~５６~~ 需給契約の廃止 …… ~~90~~	５１ 需給契約の廃止 …… 62
~~５７~~ 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 …… ~~90~~	５２ 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 …… 62
~~５８~~ 解　約　等 …… ~~92~~	５３ 解　約　等 …… 65
~~５９~~ 需給契約消滅後の債権債務関係 …… ~~93~~	５４ 需給契約消滅後の債権債務関係 …… 65
Ⅶ ~~供給方法および工事~~ …… ~~94~~	Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担 …… 66

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
~~６０　需給地点および施設 …… 94~~	５５　供給方法および工事 …… 66
~~６１　架空引込線 …… 94~~	
~~６２　地中引込線 …… 95~~	
~~６３　連接引込線等 …… 96~~	
~~６４　中高層集合住宅等への供給方法 …… 97~~	
~~６５　引込線の接続 …… 97~~	
~~６６　計量器等の取付け …… 97~~	
~~６７　電流制限器等の取付け …… 98~~	
~~６８　専用供給設備 …… 98~~	
~~Ⅶ　工事費の負担 …… 100~~	
~~６９　一般供給設備の工事費負担金 …… 100~~	５６　工事費負担金等の申受けおよび精算 …… 66
~~７０　特別供給設備の工事費負担金 …… 102~~	
~~７１　供給設備を変更する場合の工事費負担金 …… 102~~	
~~７２　特別供給設備等の工事費の算定 …… 103~~	
~~７３　工事費負担金の申受けおよび精算 …… 104~~	
~~７４　臨時工事費 …… 105~~	
~~７５　需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け …… 106~~	
~~Ⅸ~~ 保　　安 …… ~~107~~	Ⅷ 保　　安 …… 68
~~７６~~ 保安の責任 …… ~~107~~	５７　保安の責任 …… 68
~~７７~~ 調　　査 …… ~~107~~	５８　調　　査 …… 68
~~７８　調査等の委託 …… 107~~	
~~７９~~ 調査に対するお客さまの協力 …… ~~107~~	５９　調査に対するお客さまの協力 …… 68
~~８０~~ 保安に対するお客さまの協力 …… ~~108~~	６０　保安に対するお客さまの協力 …… 68
~~８１~~ 検査または工事の受託 …… ~~108~~	６１　検査または工事の受託 …… 69
~~８２~~ 自家用電気工作物 …… ~~109~~	６２　自家用電気工作物 …… 69
附　　則 …… ~~110~~	附　　則 …… 70
別　　表 …… ~~113~~	別　　表 …… 75

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
Ⅰ　総　　則	**Ⅰ　総　　則**
1　適　　用 (1) 当社が，低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金および必要となるその他の供給条件は，この離島等供給約款[低圧用]（以下「この離島約款」といいます。）によります。 (2) この離島約款は，当社の供給区域のうち次の離島に適用いたします。 石川県：舳倉島	**1　適　　用** (1) 当社が，低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金および必要となるその他の供給条件は，この離島等供給約款[低圧用]（以下「この離島約款」といいます。）によります。 (2) この離島約款は，当社の供給区域のうち次の離島に適用いたします。 石川県：舳倉島
2　離島等供給約款の届出および変更 (1) この離島約款は，電気事業法第 21 条第 1 項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。 (2) 当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の離島等供給約款[低圧用]によります。	**2　離島等供給約款の届出および変更** (1) この離島約款は，電気事業法第 21 条第 1 項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。 (2) 当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の離島等供給約款[低圧用]によります。
3　定　　義 次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低　　圧 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。 (2) 高　　圧 標準電圧 6,000 ボルトをいいます。 (3) 電　　灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (4) 小型機器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 (5) 動　　力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (6) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 (7) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。 (8) 契約電流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相２線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。 (9) 契約容量	**3　定　　義** 次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低　　圧 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。 (2) 高　　圧 標準電圧 6,000 ボルトをいいます。 (3) 電　　灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (4) 小型機器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 (5) 動　　力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (6) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 (7) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。 (8) 契約電流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相２線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。 (9) 契約容量

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。 (10) 契約電力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (11) 夏　　季 毎年７月１日から９月 30 日までの期間をいいます。 (12) その他季 毎年 10 月１日から翌年の６月 30 日までの期間をいいます。 (13) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (14) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月 31 日までの期間，２月１日から４月 30 日までの期間，３月１日から５月 31 日までの期間，４月１日から６月 30 日までの期間，５月１日から７月 31 日までの期間，６月１日から８月 31 日までの期間，７月１日から９月 30 日までの期間，８月１日から 10 月 31 日までの期間，９月１日から 11 月 30 日までの期間，10 月１日から 12 月 31 日までの期間，11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間または 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間といたします。）をいいます。 (15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第１項に定める賦課金をいいます。	契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。 (10) 契約電力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (11) 夏　　季 毎年７月１日から９月 30 日までの期間をいいます。 (12) その他季 毎年 10 月１日から翌年の６月 30 日までの期間をいいます。 (13) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (14) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月 31 日までの期間，２月１日から４月 30 日までの期間，３月１日から５月 31 日までの期間，４月１日から６月 30 日までの期間，５月１日から７月 31 日までの期間，６月１日から８月 31 日までの期間，７月１日から９月 30 日までの期間，８月１日から 10 月 31 日までの期間，９月１日から 11 月 30 日までの期間，10 月１日から 12 月 31 日までの期間，11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間または 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間といたします。）をいいます。 (15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第１項に定める賦課金をいいます。
４　単位および端数処理 この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (2) 契約容量の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (3) 契約電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力，臨時電力または農事用電力Ａについては，~~23~~（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは，契約電力を 0.5 キロワットといたします。また，農事用電力Ｂで契約負荷設備の総入力が 0.5 キロワット以下となる場合またはホワイトプラン電力Ⅲもしくはホワイトプラン電力Ⅳで契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備があり電熱負荷設備以外の負荷設備について ~~23~~（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計が 0.5 キロワット以下となる場合は，契約電力を 0.5 キロワットといたします。 (4) 使用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (5) 力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。	**４　単位および端数処理** この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (2) 契約容量の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (3) 契約電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力，臨時電力または農事用電力Ａについては，21（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは，契約電力を 0.5 キロワットといたします。また，農事用電力Ｂで契約負荷設備の総入力が 0.5 キロワット以下となる場合またはホワイトプラン電力Ⅲもしくはホワイトプラン電力Ⅳで契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備があり電熱負荷設備以外の負荷設備について 21（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計が 0.5 キロワット以下となる場合は，契約電力を 0.5 キロワットといたします。 (4) 使用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (5) 力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
5　実施細目 この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。	5　実施細目 この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
Ⅱ　契約の申込み	**Ⅱ　契約の申込み**
6　需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別，供給電気方式，需給地点，需要場所，供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備，業種，用途，使用開始希望日，使用期間，料金の支払方法~~，低圧蓄熱調整契約の適用および蓄熱ピーク時間調整契約の適用~~ (2) 契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (3) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。 (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。	6　需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款および当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間，料金の支払方法 (2) 契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (3) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。 (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
7　需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は，次によります。 イ　契約期間は，臨時電灯および臨時電力ならびに農事用電力Ｂで供給設備を常置しない場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。 ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。	7　需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は，次によります。 イ　契約期間は，臨時電灯および臨時電力ならびに農事用電力Ｂで当社または当該配電事業者の供給設備を常置しない場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。 ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
ハ　臨時電灯および臨時電力ならびに農事用電力Ｂで供給設備を常置しない場合の契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。	後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ　臨時電灯および臨時電力ならびに農事用電力Ｂで当社または当該配電事業者の供給設備を常置しない場合の契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。
８　需要場所	**８　需要場所**
~~(1) 当社は，原則として，１構内をなすものは１構内を１需要場所とし，これによりがたい場合には，(2)および(3)によります。~~ ~~なお，１構内をなすものとは，さく，へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって，原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし，複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は，正当な理由がない限り，１構内をなすものとみなします。~~ ~~(2) 当社は，１建物をなすものは１建物を１需要場所とし，これによりがたい場合には，(3)によります。~~ ~~なお，１建物をなすものとは，独立した１建物をいいます。ただし，複数の建物であっても，それぞれが地上または地下において連結され，かつ，各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は，１建物をなすものとみなします。また，看板灯，庭園灯，門灯等建物に付属した屋外電灯は，建物と同一の需要場所といたします。~~ ~~(3) 構内または建物の特殊な場合には，次によります。~~ ~~イ　居住用の建物の場合~~ ~~１建物に会計主体の異なる部分がある場合で，次のいずれにも該当するときは，各部分をそれぞれ１需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として１需要場所といたします。~~ ~~(イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。~~ ~~(ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。~~ ~~(ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。~~ ~~ロ　居住用以外の建物の場合~~ ~~１建物に会計主体の異なる部分がある場合で，各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され，かつ，共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは，各部分をそれぞれ１需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として１需要場所といたします。~~ ~~ハ　居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合~~ ~~１建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は，ロに準ずるものといたします。ただし，アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は，居住用部分に限りイに準ずるものといたします。~~ ~~ニ　その他~~ ~~構内に属さず，かつ，建物から独立して施設される街路灯等の場合は，施設場所を１需要場所とすることができます。~~ ~~(4) (1)に定める１構内，(2)に定める１建物または(3)ニに定める施設場所（以下「原需要場所」といいます。）において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措~~	需要場所は，託送約款等に定めるところによります。

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
~~置または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，(1)，(2)または(3)にかかわらず，特例区域等を１需要場所といたします。~~ ~~イ 次の事項について，原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。~~ ~~(イ) 非特例区域等について，(1)，(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。~~ ~~(ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため，44（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。~~ ~~ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。~~ ~~ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。~~ ~~ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため，44（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。~~ ~~ホ 特例区域等を１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく，他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。~~	
９　需給契約の単位 当社は，次の場合を除き，１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。 (1) １需要場所において，次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１契約種別（(2)の場合は，２契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの１契約種別，臨時電力~~，~~農事用電力~~，深夜電力Aおよび深夜電力B~~のうちの１契約種別，~~深夜電力C，深夜電力D，~~ホワイトプラン電力Ⅰおよびホワイトプラン電力Ⅱのうちの１契約種別，ホワイトプラン電力Ⅲおよびホワイトプラン電力Ⅳのうちの１契約種別 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯，従量電灯のうちの１契約種別，時間帯別電灯~~，季節別時間帯別電灯Ⅰ，季節別時間帯別電灯Ⅱ~~または高負荷率電灯と低圧電力，低圧電力Ⅱまたは低圧季節別時間帯別電力とをあわせて契約する場合 ~~(3) 災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，お客さまからの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。~~	**９　需給契約の単位** 当社は，次の場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。 (1) １需要場所において，次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１契約種別（(2)の場合は，２契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの１契約種別，臨時電力および農事用電力のうちの１契約種別，ホワイトプラン電力Ⅰおよびホワイトプラン電力Ⅱのうちの１契約種別，ホワイトプラン電力Ⅲおよびホワイトプラン電力Ⅳのうちの１契約種別 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯，従量電灯のうちの１契約種別，時間帯別電灯または高負荷率電灯と低圧電力，低圧電力Ⅱまたは低圧季節別時間帯別電力とをあわせて契約する場合
10　供給の開始 (1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。 (2) ~~当社は，~~天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。	**10　供給の開始** (1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。 (2)天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
11　供給の単位 当社は，~~次の場合を除き，~~１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。 ~~(1) 63（連接引込線等）(1)の共同引込線による引込みで電気を供給する場合~~ ~~(2) その他技術上，経済上やむをえない場合~~	11　供給の単位 当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。
12　承諾の限界 当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，用地事情，料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。	12　承諾の限界 当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，用地事情，料金およびこの離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。
13　需給契約書の作成 特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。	13　需給契約書の作成 特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。
Ⅲ　契約種別等および料金	**Ⅲ　契約種別等および料金**
14　契約種別 契約種別は，次のとおりといたします。	14　契約種別 契約種別は，次のとおりといたします。

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)

需要区分	契約種別	
電灯需要	定額電灯	
	従量電灯	A
		B
		C
	時間帯別電灯	
	~~季節別時間帯別電灯 I~~	
	~~季節別時間帯別電灯 II~~	
	高負荷率電灯	
	臨時電灯	A
		B
		C
	公衆街路灯	A
		B
電力需要	低圧電力	
	低圧電力 II	
	低圧季節別時間帯別電力	
	臨時電力	
	農事用電力	A
		B
	~~深夜電力~~	~~A~~
		~~B~~
		~~C~~
		~~D~~
	ホワイトプラン電力	I
		II
		III
		IV

15 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されて

離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)

需要区分	契約種別	
電灯需要	定額電灯	
	従量電灯	A
		B
		C
	時間帯別電灯	
	高負荷率電灯	
	臨時電灯	A
		B
		C
	公衆街路灯	A
		B
電力需要	低圧電力	
	低圧電力 II	
	低圧季節別時間帯別電力	
	臨時電力	
	農事用電力	A
		B
	ホワイトプラン電力	I
		II
		III
		IV

15 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されて

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
いる場合等は，各契約負荷設備ごとに~~別表４（~~負荷設備の入力換算容量~~）~~によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。	いる場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。
(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。	(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。
(3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。	(3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。
(4) 料　　金 料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾆによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾆによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	(4) 料　　金 料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。
イ　需要家料金 需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。	イ　需要家料金 需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	５９円４０銭

１契約につき	５９円４０銭

ロ　電灯料金 (ｲ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。	ロ　電灯料金 (ｲ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10 ワットまでの１灯につき	~~５２円６０銭~~
10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき	~~８５円３５銭~~
20 ワットをこえ 40 ワットまでの１灯につき	~~１４９円８１銭~~
40 ワットをこえ 60 ワットまでの１灯につき	~~２１５円３７銭~~
60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき	~~３４５円３７銭~~
100 ワットをこえる１灯につき 100 ワットまでごとに	~~３４５円３７銭~~

10 ワットまでの１灯につき	５７円５６銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき	９５円２７銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの１灯につき	１６９円６４銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの１灯につき	２４５円１０銭
60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき	３９４円９４銭
100 ワットをこえる１灯につき 100 ワットまでごとに	３９４円９４銭

(ﾛ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，~~別表４（~~負荷設備の入力換算容量~~）~~によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。	(ﾛ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
(ﾊ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，~~別表４（~~負荷設備の入力換算容量~~）~~によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。	(ﾊ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
ハ　小型機器料金	ハ　小型機器料金

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，~~別表４－ｲ~~負荷設備の入力換算容量~~)~~によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。	小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。
50 ボルトアンペアまでの１機器につき　~~１４８円９０銭~~	50 ボルトアンペアまでの１機器につき　１６３円７０銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの１機器につき　~~２４６円１３銭~~	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの１機器につき　２７５円７３銭
100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに　~~２４６円１３銭~~	100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに　２７５円７３銭
16　従量電灯	**16　従量電灯**
(1) 従量電灯Ａ	(1) 従量電灯Ａ
イ　適用範囲	イ　適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。	電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 使用する最大電流（交流単相２線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が５アンペア以下であること。	(ｲ) 使用する最大電流（交流単相２線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が５アンペア以下であること。
(ﾛ) 定額電灯を適用できないこと。	(ﾛ) 定額電灯を適用できないこと。
ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数	ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。	供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。
ハ　契約電流	ハ　契約電流
(ｲ) 契約電流は，５アンペアといたします。	(ｲ) 契約電流は，５アンペアといたします。
(ﾛ) 当社は，契約電流に応じて，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。	(ﾛ) 当社<u>または当該配電事業者</u>は，契約電流に応じて，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社<u>または当該配電事業者</u>は，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
ニ　料　　金	ニ　料　　金
料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)ｲによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ﾆ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)ｲによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ﾆ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)ｲによって算定された平均燃料価格が<u>別表２（燃料費調整）(1)ﾛに定める基準燃料価格</u>を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)<u>ﾍ</u>によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)ｲによって算定された平均燃料価格が<u>別表２（燃料費調整）(1)ﾛに定める基準燃料価格</u>を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)<u>ﾍ</u>によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)		
最　低　料　金	１契約につき最初の８キロワット時まで	~~１８１円３０銭~~
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	~~１７円８４銭~~

(2) 従量電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること。

(ﾛ) １需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを１キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(ｲ) 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ) 当社は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を下回る場合は，別表２(燃料費調整)(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)		
最　低　料　金	１契約につき最初の８キロワット時まで	２１４円５９銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	１８円２２銭

(2) 従量電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること。

(ﾛ) １需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを１キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(ｲ) 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ) 当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２(燃料費調整)(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)

契約電流 10 アンペア	~~２４２円００銭~~
契約電流 15 アンペア	~~３６３円００銭~~
契約電流 20 アンペア	~~４８４円００銭~~
契約電流 30 アンペア	~~７２６円００銭~~
契約電流 40 アンペア	~~９６８円００銭~~
契約電流 50 アンペア	~~１，２１０円００銭~~
契約電流 60 アンペア	~~１，４５２円００銭~~

契約電流 10 アンペア	３０２円５０銭
契約電流 15 アンペア	４５３円７５銭
契約電流 20 アンペア	６０５円００銭
契約電流 30 アンペア	９０７円５０銭
契約電流 40 アンペア	１，２１０円００銭
契約電流 50 アンペア	１，５１２円５０銭
契約電流 60 アンペア	１，８１５円００銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	~~１７円８４銭~~
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	~~２１円７３銭~~
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	~~２３円４４銭~~

最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	１８円２２銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	２２円１１銭
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	２３円８２銭

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	~~１８１円３０銭~~

１契約につき	２４１円８０銭

(3) 従量電灯Ｃ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) １需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。	周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社または当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
ハ　契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。	ハ　契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。
ニ　契約容量 (ｲ) 契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに~~別表４（~~負荷設備の入力換算容量~~）~~によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，~~別表３（~~契約負荷設備の総容量の算定~~）~~によって総容量を定めます。	ニ　契約容量 (ｲ) 契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，契約負荷設備の総容量の算定(託送約款等に定めるところによります。)によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

最初の６キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ﾛ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，~~別表７（~~契約容量および契約電力の算定方法~~）~~により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。	(ﾛ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約容量および契約電力の算定方法（託送約款等に定める方法といたします。）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。
ホ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)〓によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)〓によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	ホ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。
(ｲ) 基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	(ｲ) 基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	~~２４２円００銭~~

契約容量１キロボルトアンペアにつき	３０２円５０銭

(ﾛ) 電力量料金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。	(ﾛ) 電力量料金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)

最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	~~１７円８４銭~~
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	~~２１円７３銭~~
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	~~２３円４４銭~~

最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	１８円２２銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	２２円１１銭
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	２３円８２銭

17　時間帯別電灯

(1) 適用範囲

16（従量電灯）の適用範囲に該当し，(4)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお，「昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要」とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

イ　契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。

ただし，お客さまが希望され，かつ，当社の電流制限器を取り付けることが適当と認められる場合は，契約容量は，電流制限器の定格電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

$$\text{入力}\ (\text{キロボルトアンペア}) = \text{電流制限器の定格電流}(\text{アンペア}) \times 100(\text{ボルト}) \times \frac{1}{1,000}$$

なお，電流制限器とは，16（従量電灯）(1)ハ(ﾛ)および(2)ハ(ﾛ)における電流制限器をいいます。

また，お客さまが希望され，かつ，電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は，契約容量は，その制限される電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

$$\text{入力}\ (\text{キロボルトアンペア}) = \text{制限される電流}(\text{アンペア}) \times 100(\text{ボルト}) \times \frac{1}{1,000}$$

ロ　別表 ~~10~~（夜間蓄熱式機器等）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）のうち別表 ~~10~~（夜間蓄熱式機器等）(1)イ(ｲ)に定める夜間蓄熱式機器を使用される場合は，イにかかわらず，契約容量は，原則として，次の(ｲ)によってえた値に 0.4 を乗じてえた値が(ﾛ)によってえた

17　時間帯別電灯

(1) 適用範囲

16（従量電灯）の適用範囲に該当し，(4)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお，「昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要」とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

イ　契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。

ただし，お客さまが希望され，かつ，当社または当該配電事業者の電流制限器を取り付けることが適当と認められる場合は，契約容量は，電流制限器の定格電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

$$\text{入力}\ (\text{キロボルトアンペア}) = \text{電流制限器の定格電流}(\text{アンペア}) \times 100(\text{ボルト}) \times \frac{1}{1,000}$$

なお，電流制限器とは，16（従量電灯）(1)ハ(ﾛ)および(2)ハ(ﾛ)における電流制限器をいいます。

また，お客さまが希望され，かつ，電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は，契約容量は，その制限される電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

$$\text{入力}\ (\text{キロボルトアンペア}) = \text{制限される電流}(\text{アンペア}) \times 100(\text{ボルト}) \times \frac{1}{1,000}$$

ロ　別表５（夜間蓄熱式機器等）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）のうち別表５（夜間蓄熱式機器等）(1)イ(ｲ)に定める夜間蓄熱式機器を使用される場合は，イにかかわらず，契約容量は，原則として，次の(ｲ)によってえた値に 0.4 を乗じてえた値が(ﾛ)によってえた値

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
値以上となる場合は，(ｲ)によってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式によって算定された値といたします。 (ｲ)によってえた値＋(ﾛ)によってえた値×0.1	以上となる場合は，(ｲ)によってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式によって算定された値といたします。 (ｲ)によってえた値＋(ﾛ)によってえた値×0.1
(ｲ) 契約負荷設備のうち別表 ~~10~~（夜間蓄熱式機器等）(1)イ(ｲ)に定める夜間蓄熱式機器以外のものについて，原則として従量電灯Ｃの契約容量決定方法に準じてえた値 ただし，お客さまが希望され，かつ，別表 ~~10~~（夜間蓄熱式機器等）(1)イ(ｲ)に定める夜間蓄熱式機器以外の機器について，当社の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められるときは，イに準じて算定いたします。	(ｲ) 契約負荷設備のうち別表５（夜間蓄熱式機器等）(1)イ(ｲ)に定める夜間蓄熱式機器以外のものについて，原則として従量電灯Ｃの契約容量決定方法に準じてえた値 ただし，お客さまが希望され，かつ，別表５（夜間蓄熱式機器等）(1)イ(ｲ)に定める夜間蓄熱式機器以外の機器について，当社または当該配電事業者の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められるときは，イに準じて算定いたします。
(ﾛ) 契約負荷設備のうち別表 ~~10~~（夜間蓄熱式機器等）(1)イ(ｲ)に定める夜間蓄熱式機器の総容量（入力）	(ﾛ) 契約負荷設備のうち別表５（夜間蓄熱式機器等）(1)イ(ｲ)に定める夜間蓄熱式機器の総容量（入力）
(4) 時間帯区分 時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　昼間時間 毎日午前７時から午後 11 時までの時間をいいます。 ロ　夜間時間 昼間時間以外の時間をいいます。	(4) 時間帯区分 時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　昼間時間 毎日午前７時から午後 11 時までの時間をいいます。 ロ　夜間時間 昼間時間以外の時間をいいます。
(5) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，~~お客さまが 35（使用電力量の計量）(7)ロにより夜間蓄熱式機器を使用される場合で，別表 11（通電制御型電気温水器）に定める通電開始時刻が制御可能な電気温水器（以下「通電制御型電気温水器」といいます。）または別表 12（通電制御型電気暖房器）に定める通電開始時刻が制御可能な電気暖房器（以下「通電制御型電気暖房器」といいます。）を使用されるときの料金は，基本料金および電力量料金の合計から，ハによって算定された５時間通電機器割引額，ニによって算定された通電制御型電気温水器割引額またはホによって算定された通電制御型電気暖房器割引額を差し引いたものに，別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また~~，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	(5) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。
イ　基本料金 基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 (ｲ) 契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合	イ　基本料金 基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 (ｲ) 契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合
１契約につき　~~１，２１０円００銭~~	１契約につき　１，５７３円００銭
(ﾛ) 契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合	(ﾛ) 契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)

１契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	~~１，６５０円００銭~~
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	~~２４２円００銭~~

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) 昼間時間

最初の 90 キロワット時までの１キロワット時につき	~~２１円８６銭~~
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの１キロワット時につき	~~２７円０８銭~~
230 キロワット時をこえる１キロワット時につき	~~２９円２５銭~~

(ﾛ) 夜間時間

１キロワット時につき	~~７円７８銭~~

~~ハ　５時間通電機器割引額~~

~~５時間通電機器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の５時間通電機器割引額は，半額といたします。~~

~~５時間通電機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき~~	~~１５４円００銭~~

~~なお，５時間通電機器の総容量（入力）の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。~~

~~ニ　通電制御型電気温水器割引額~~

~~通電制御型電気温水器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の通電制御型電気温水器割引額は，半額といたします。~~

~~通電制御型電気温水器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき~~	~~１５４円００銭~~

~~なお，通電制御型電気温水器の総容量（入力）の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。~~

~~ホ　通電制御型電気暖房器割引額~~

~~通電制御型電気暖房器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の通電制御型電気暖房器割引額は，半額といたします。~~

~~通電制御型電気暖房器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき~~	~~８８円００銭~~

１契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	２，２５５円００銭
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	３０２円５０銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) 昼間時間

最初の 90 キロワット時までの１キロワット時につき	３５円１７銭
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの１キロワット時につき	４０円３９銭
230 キロワット時をこえる１キロワット時につき	４１円５６銭

(ﾛ) 夜間時間

１キロワット時につき	２４円６１銭

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
なお，通電制御型電気暖房器の総容量（入力）の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	
ヘ　最低月額料金	
イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハ，ニまたはホによって算定された５時間通電機器割引額，通電制御型電気温水器割引額または通電制御型電気暖房器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。	
１契約につき　２７５円９０銭	
(6) その他	(6) その他
イ　(5)ハの適用を受ける夜間蓄熱式機器については，(5)ニまたはホは適用いたしません。	
ロ　昼間時間における料金適用上の電力量区分，５時間通電機器割引額，通電制御型電気温水器割引額および通電制御型電気暖房器割引額の日割計算は，別表９（日割計算の基本算式）(1)ロによるものといたします。	イ　昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表４（日割計算の基本算式）(1)ロによるものといたします。
なお，５時間通電機器，通電制御型電気温水器または通電制御型電気暖房器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合は，５時間通電機器割引額，通電制御型電気温水器割引額および通電制御型電気暖房器割引額は，日割計算をいたします。	
ハ　通電制御型電気温水器の取り付けまたは取り替えをされた場合の通電制御型電気温水器割引額，ならびに通電制御型電気暖房器の取り付けまたは取り替えをされた場合の通電制御型電気暖房器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型電気温水器または通電制御型電気暖房器であることを確認した日以降の料金についてそれぞれ適用いたします。	
ニ　夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，66（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。	
ホ　Ⅷ（工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Cに準じて取り扱うものといたします。	
ヘ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Cに準ずるものといたします。	ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Cに準ずるものといたします。
18　季節別時間帯別電灯Ⅰ	
(1) 適用範囲	
イ　従量電灯の適用範囲に該当する需要で，次のいずれにも該当する場合に適用いたします。	
(ｲ) 夜間蓄熱式機器を使用し，かつ，その総容量（入力）が１キロボルトアンペア以上であること。	
(ﾛ) (4)に定める昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。	
ロ　この契約種別から従量電灯，時間帯別電灯，季節別時間帯別電灯Ⅱまたは高負荷率電灯に変更された後１年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，この契約種別を適用いたしません。	
(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数	
供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周	

（削　除）

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契約容量 契約容量は，時間帯別電灯に準じて定めます。 (4) 時間帯区分 時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　昼間時間 毎日午前８時から午後 10 時までの時間をいいます。 ロ　夜間時間 昼間時間以外の時間をいいます。 (5) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ　基本料金 基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 １契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで　｜　３，０８０円００銭 上記をこえる１キロボルトアンペアにつき　｜　３０８円００銭 ロ　電力量料金 電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。 なお，昼間時間の使用電力量については，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 (イ) 昼間時間 昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 　｜　夏季料金　｜　その他季料金 １キロワット時につき　｜　２４円３９銭　｜　２２円２２銭 (ロ) 夜間時間 １キロワット時につき　｜　７円９１銭	（削　除）

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
~~(6) 契約期間~~ ~~契約期間は，7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。~~ ~~イ 契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。~~ ~~ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。~~ ~~ハ 契約期間満了に先だって，原則として従量電灯，時間帯別電灯，季節別時間帯別電灯Ⅱまたは高負荷率電灯に契約種別を変更することはできません。~~ ~~(7) エルフVプラン（200ボルト電化契約）~~ ~~需要場所における給湯設備，厨房設備および冷暖房設備の熱源をそれぞれ電気でまかなう需要で，お客さまが希望され，当社との協議が整った場合の料金は，(5)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からイによって算定されたエルフVプラン割引額を差し引いたものに別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。この場合，需要場所における給湯設備，厨房設備および冷暖房設備の熱源をそれぞれ電気でまかなう需要とは，原則として，いずれの小型機器も定格電圧が200ボルトで使用され，かつ，その定格電圧200ボルトで使用される小型機器の総容量（入力）が10キロボルトアンペア以上の需要（以下「200ボルト電化需要」といいます。）をいいます。~~ ~~なお，(8)または(9)とあわせて適用を受けることはできません。~~ ~~イ エルフVプラン割引額~~ ~~エルフVプラン割引額は，1月につき次によって算定された金額といたします。ただし，次によって算定された金額がロに定めるエルフVプラン割引上限額を上回る場合のエルフVプラン割引額は，ロに定めるエルフVプラン割引上限額といたします。~~ ~~エルフVプラン割引額＝割引対象額×10パーセント~~ ~~なお，この場合，割引対象額は，(5)ロによって算定された金額といたします。~~ ~~ロ エルフVプラン割引上限額~~ ~~1契約につき　3，300円00銭~~ ~~ハ その他の取扱い~~ ~~その他の取扱いについては，次のとおりといたします。~~ ~~(イ) エルフVプラン（200ボルト電化契約）の適用を受けた後1年に満たないお客さまについては，原則として，エルフVあったかプラン（200ボルト電化契約）またはエルフSプラン（電化給湯厨房契約）を適用いたしません。~~ ~~(ロ) 専用の屋内電路に直接接続され，かつ，建物の構造耐力上主要な部分と一体性を有していると認められる定格電圧100ボルトの小型機器については，定格電圧200ボルトの小型機器とみなします。~~ ~~(ハ) 当社は，200ボルト電化需要であることを確認するために，必要に応じてお客さまから電気~~	**（削　除）**

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
機器に関する資料を提出していただきます。 (ニ) 給湯設備，厨房設備および冷暖房設備の定格電圧 200 ボルトで使用される小型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。 (ホ) お客さまが当社に通知をされないで 200 ボルト電化需要でないことが明らかになった場合は，違約金を申し受けます。 なお，この場合の違約金は，49（違約金）に準じて算定するものといたします。 (ヘ) エルフＶプラン割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が 200 ボルト電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。 (ト) 36（料金の算定）(1)ロの場合で，日割計算を行なうときは，料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。 (8) エルフＶあったかプラン（200 ボルト電化契約） 200 ボルト電化需要で，お客さまが希望され，当社との協議が整った場合の毎年 11 月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの料金は，(5)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からイによって算定されたエルフＶあったかプラン割引額を差し引いたものに別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また，毎年４月の検針日から 11 月の検針日の前日までの料金は，(5)によって算定された料金の場合の金額といたします。 なお，(7)または(9)とあわせて適用を受けることはできません。 イ エルフＶあったかプラン割引額 エルフＶあったかプラン割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，次によって算定された金額がロに定めるエルフＶあったかプラン割引上限額を上回る場合のエルフＶあったかプラン割引額は，ロに定めるエルフＶあったかプラン割引上限額といたします。 エルフＶあったかプラン割引額＝割引対象額×20 パーセント なお，この場合，割引対象額は，(5)ロによって算定された金額といたします。 ロ エルフＶあったかプラン割引上限額 １契約につき　７，９２０円００銭 ハ その他の取扱い その他の取扱いについては，次に定める場合を除き，(7)ハに準ずるものといたします。 (イ) エルフＶあったかプラン（200 ボルト電化契約）の適用を受けた後１年に満たないお客さまについては，原則として，エルフＶプラン（200 ボルト電化契約）またはエルフＳプラン（電化給湯厨房契約）を適用いたしません。 (ロ) エルフＶあったかプラン割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が 200 ボルト電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。 (9) エルフＳプラン（電化給湯厨房契約） 需要場所における給湯設備および厨房設備の熱源をそれぞれ電気でまかなう需要で，お客さまが	**（削　除）**

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
~~希望され，当社との協議が整った場合の料金は，(5)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からイによって算定されたエルフＳプラン割引額を差し引いたものに別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。この場合，給湯設備および厨房設備の熱源をそれぞれ電気でまかなう需要とは，いずれの小型機器も定格電圧が 200 ボルトで使用される需要（以下「電化給湯厨房需要」といいます。）をいいます。~~ ~~なお，(7)または(8)とあわせて適用を受けることはできません。~~ ~~イ　エルフＳプラン割引額~~ ~~エルフＳプラン割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，次によって算定された金額がロに定めるエルフＳプラン割引上限額を上回る場合のエルフＳプラン割引額は，ロに定めるエルフＳプラン割引上限額といたします。~~ ~~エルフＳプラン割引額＝割引対象額×５パーセント~~ ~~なお，この場合，割引対象額は，(5)ロによって算定された金額といたします。~~ ~~ロ　エルフＳプラン割引上限額~~ ~~１契約につき　１，６５０円００銭~~ ~~ハ　その他の取扱い~~ ~~その他の取扱いについては，次のとおりといたします。~~ ~~(イ) エルフＳプラン（電化給湯厨房契約）の適用を受けた後１年に満たないお客さまについては，原則として，エルフＶプラン（200 ボルト電化契約）またはエルフＶあったかプラン（200 ボルト電化契約）を適用いたしません。~~ ~~(ロ) 当社は，電化給湯厨房需要であることを確認するために，必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。~~ ~~(ハ) 給湯設備および厨房設備の定格電圧 200 ボルトで使用される小型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。~~ ~~(ニ) お客さまが当社に通知をされないで電化給湯厨房需要でないことが明らかになった場合は，違約金を申し受けます。~~ ~~なお，この場合の違約金は，49（違約金）に準じて算定するものといたします。~~ ~~(ホ) エルフＳプラン割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が電化給湯厨房需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。~~ ~~(ヘ) 36（料金の算定）(1)ロの場合で，日割計算を行なうときは，料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。~~ ~~(10) その他~~ ~~イ　エルフＶプラン割引上限額，エルフＶあったかプラン割引上限額およびエルフＳプラン割引上限額の日割計算は，別表９（日割計算の基本算式）(1)ロによるものといたします。~~ ~~ロ　35（使用電力量の計量）(7)イおよびロの場合の電気の供給をしゃ断する装置は，66（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。~~	**（削　除）**

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
ハ　Ⅷ（工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Cに準じて取り扱うものといたします。 ニ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Cに準ずるものといたします。 19　季節別時間帯別電灯Ⅱ (1) 適用範囲 イ　従量電灯の適用範囲に該当する需要で，次のいずれにも該当する場合に適用いたします。 (イ) 夜間蓄熱式機器を使用し，かつ，その総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であること。 (ロ) (4)に定める昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。 ロ　この契約種別から従量電灯，時間帯別電灯，季節別時間帯別電灯Ⅰまたは高負荷率電灯に変更された後1年に満たないお客さまについては，この契約種別を適用いたしません。 (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契約容量 契約容量は，時間帯別電灯に準じて定めます。 (4) 時間帯区分および休日等 イ　時間帯区分は，次のとおりといたします。 (イ) 昼間時間 毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。 ただし，ロに定める日の該当する時間を除きます。 (ロ) 朝夕時間 ロに定める日以外の毎日午前8時から午前10時までおよび午後5時から午後10時までの時間ならびにロに定める日の午前8時から午後10時までの時間をいいます。 (ハ) 夜間時間 昼間時間および朝夕時間以外の時間をいいます。 ロ　休日等は，次の日といたします。 (イ) 日曜日 (ロ) 1月1日，1月の第2月曜日，2月11日，4月29日，5月3日，5月4日，5月5日，7月の第3月曜日，9月の第3月曜日，10月の第2月曜日，11月3日，11月23日および12月23日 (ハ) 各年ごとに定める次の日 2022年　9月23日 2023年　3月21日，9月23日	（削　除）

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)

2024年	3月20日，9月22日
2025年	3月20日，9月23日
2026年	3月20日，9月22日，9月23日
2027年	3月21日，9月23日
2028年	3月20日，9月22日
2029年	3月20日，9月23日
2030年	3月20日，9月23日
2031年	3月21日，9月23日
2032年	3月20日，9月22日

(ニ) (ロ)または(ハ)に定める日が日曜日となる場合，その翌日以降でその日に最も近い(ロ)または(ハ)でない日

(ホ) 1月2日，1月3日，1月4日，5月1日，5月2日，12月30日および12月31日

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(イ) 契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合

１契約につき	１，２１０円００銭

(ロ) 契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合

１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	１，６５０円００銭
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	２４２円００銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金

（削　除）

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
~~1キロワット時につき　~~ ~~33円91銭~~ ~~30円88銭~~ ~~(ロ) 朝夕時間~~ ~~1キロワット時につき　~~ ~~21円54銭~~ ~~(ハ) 夜間時間~~ ~~1キロワット時につき　~~ ~~7円91銭~~ ~~(6) 契約期間~~ ~~契約期間は，7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。~~ ~~イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。~~ ~~ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。~~ ~~ハ　契約期間満了に先だって，原則として従量電灯，時間帯別電灯，季節別時間帯別電灯Ⅰまたは高負荷率電灯に契約種別を変更することはできません。~~ ~~(7) エルフVプラン（200ボルト電化契約）~~ ~~200ボルト電化需要で，お客さまが希望され，当社との協議が整った場合の料金は，(5)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からイによって算定されたエルフVプラン割引額を差し引いたものに別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。~~ ~~なお，(8)または(9)とあわせて適用を受けることはできません。~~ ~~イ　エルフVプラン割引額~~ ~~エルフVプラン割引額は，1月につき次によって算定された金額といたします。ただし，次によって算定された金額がロに定めるエルフVプラン割引上限額を上回る場合のエルフVプラン割引額は，ロに定めるエルフVプラン割引上限額といたします。~~ ~~エルフVプラン割引額＝割引対象額×10パーセント~~ ~~なお，この場合，割引対象額は，夏季については朝夕時間および夜間時間，その他季については昼間時間，朝夕時間および夜間時間に使用されたその1月の電力量に(5)ロの該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。~~ ~~ロ　エルフVプラン割引上限額~~ ~~1契約につき　~~ ~~3，300円00銭~~ ~~ハ　その他の取扱いについては，季節別時間帯別電灯Ⅰに準ずるものといたします。~~ ~~(8) エルフVあったかプラン（200ボルト電化契約）~~	**（削　除）**

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
~~200ボルト電化需要で，お客さまが希望され，当社との協議が整った場合の毎年11月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの料金は，(5)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からイによって算定されたエルフＶあったかプラン割引額を差し引いたものに別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また，毎年４月の検針日から11月の検針日の前日までの料金は，(5)によって算定された料金の場合の金額といたします。~~ ~~なお，(7)または(9)とあわせて適用を受けることはできません。~~ ~~イ　エルフＶあったかプラン割引額~~ ~~エルフＶあったかプラン割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，次によって算定された金額がロに定めるエルフＶあったかプラン割引上限額を上回る場合のエルフＶあったかプラン割引額は，ロに定めるエルフＶあったかプラン割引上限額といたします。~~ ~~エルフＶあったかプラン割引額＝割引対象額×20パーセント~~ ~~なお，この場合，割引対象額は，(5)ロによって算定された金額といたします。~~ ~~ロ　エルフＶあったかプラン割引上限額~~ ~~１契約につき　７，９２０円００銭~~ ~~ハ　その他の取扱いについては，季節別時間帯別電灯Ｉに準ずるものといたします。~~ ~~(9) エルフＳプラン（電化給湯厨房契約）~~ ~~電化給湯厨房需要で，お客さまが希望され，当社との協議が整った場合の料金は，(5)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からイによって算定されたエルフＳプラン割引額を差し引いたものに別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。~~ ~~なお，(7)または(8)とあわせて適用を受けることはできません。~~ ~~イ　エルフＳプラン割引額~~ ~~エルフＳプラン割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，次によって算定された金額がロに定めるエルフＳプラン割引上限額を上回る場合のエルフＳプラン割引額は，ロに定めるエルフＳプラン割引上限額といたします。~~ ~~エルフＳプラン割引額＝割引対象額×５パーセント~~ ~~なお，この場合，割引対象額は，夏季については朝夕時間および夜間時間，その他季については昼間時間，朝夕時間および夜間時間に使用されたその１月の電力量に(5)ロの該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。~~ ~~ロ　エルフＳプラン割引上限額~~ ~~１契約につき　１，６５０円００銭~~	**（削　除）**

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
~~ハ　その他の取扱いについては，季節別時間帯別電灯Ⅰに準ずるものといたします。~~ ~~(10) その他~~ ~~イ　エルフVプラン割引上限額，エルフVあったかプラン割引上限額およびエルフSプラン割引上限額の日割計算は，別表９（日割計算の基本算式）(1)ロによるものといたします。~~ ~~ロ　35（使用電力量の計量）(7)イおよびロの場合の電気の供給をしゃ断する装置は，66（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。~~ ~~ハ　Ⅷ（工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Cに準じて取り扱うものといたします。~~ ~~ニ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Cに準ずるものといたします。~~	
~~20~~ **高負荷率電灯** (1) 適用範囲 従量電灯の適用範囲に該当する需要に適用いたします。 また，この契約種別から従量電灯~~，時間帯別電灯，季節別時間帯別電灯Ⅰまたは季節別時間帯別電灯Ⅱ~~に変更された後１年に満たないお客さまについては，この契約種別を適用いたしません。 (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契約主開閉器 契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 (4) 契約容量 契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，~~別表７（~~契約容量および契約電力の算定方法~~(1)~~により算定された値といたします。 なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。 (5) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ　基本料金 基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使	**18 高負荷率電灯** (1) 適用範囲 従量電灯の適用範囲に該当する需要に適用いたします。 また，この契約種別から従量電灯または時間帯別電灯に変更された後１年に満たないお客さまについては，この契約種別を適用いたしません。 (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契約主開閉器 契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 (4) 契約容量 契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約容量および契約電力の算定方法により算定された値といたします。 なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。 (5) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ　基本料金 基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
用しない場合の基本料金は，半額といたします。	用しない場合の基本料金は，半額といたします。
1契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで　~~１６，９４０円００銭~~	1契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで　１７，５４５円００銭
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき　~~１，６５０円００銭~~	上記をこえる１キロボルトアンペアにつき　１，７１０円５０銭
ロ　電力量料金	ロ　電力量料金
電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。	電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。	なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。
夏季料金 / その他季料金	夏季料金 / その他季料金
１キロワット時につき　~~１７円３９銭~~ / ~~１５円８５銭~~	１キロワット時につき　３０円７３銭 / ３０円７３銭
(6) 契約期間	(6) 契約期間
契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。	契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。
イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。	イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。
ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。	ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
ハ　契約期間満了に先だって，原則として従量電灯，~~，~~時間帯別電灯~~，季節別時間帯別電灯Ⅰまたは季節別時間帯別電灯Ⅱ~~に契約種別を変更することはできません。	ハ　契約期間満了に先だって，原則として従量電灯または時間帯別電灯に契約種別を変更することはできません。
(7) そ の 他	(7) そ の 他
その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。	その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。
~~21~~　**臨時電灯**	19　**臨時電灯**
(1) 臨時電灯Ａ	(1) 臨時電灯Ａ
イ　適用範囲	イ　適用範囲
電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに~~別表４－ｆ~~負荷設備の入力換算容量~~ｊ~~によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。	電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。
ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数	ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。	供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
ハ　料　　金	ハ　料　　金

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに~~別表４（~~負荷設備の入力換算容量~~）~~によって換算するものといたします。）によって，１日につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ハ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ハ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）によって，１日につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	~~６円０５銭~~
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	~~１２円１０銭~~
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	~~１２円１０銭~~
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	~~１２０円８９銭~~
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	~~１２０円８９銭~~

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	６円４８銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	１２円９９銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	１２円９９銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	１２９円６８銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	１２９円６８銭

ニ　そ の 他

(ｲ) 当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電流が 40 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　契約電流

(ｲ) 契約電流は，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ) 当社は，契約電流に応じて，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ　そ の 他

(ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電流が 40 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　契約電流

(ｲ) 契約電流は，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ) 当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
ハ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾊによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾊによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	ハ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾍによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾍによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。
(ｲ) 基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	(ｲ) 基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約電流 10 アンペアにつき　~~２６４円００銭~~	契約電流 10 アンペアにつき　３３０円５５銭
(ﾛ) 電力量料金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。	(ﾛ) 電力量料金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　~~２５円７５銭~~	１キロワット時につき　２６円１７銭
ニ　そ の 他 (ｲ) 当社は，原則として供給設備を常置いたしません。 (ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。 (ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。	ニ　そ の 他 (ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。 (ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。 (ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。
(3) 臨時電灯Ｃ イ　適用範囲 電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。	(3) 臨時電灯Ｃ イ　適用範囲 電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。
ロ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾊによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾊによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	ロ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾍによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾍによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。
(ｲ) 基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合	(ｲ) 基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
の基本料金は，半額といたします。	の基本料金は，半額といたします。
契約容量１キロボルトアンペアにつき　２６４円００銭	契約容量１キロボルトアンペアにつき　３３０円５５銭
(ﾛ) 電力量料金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。	(ﾛ) 電力量料金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　２５円７５銭	１キロワット時につき　２６円１７銭
ハ　そ の 他 (ｲ) 当社は，原則として供給設備を常置いたしません。 (ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。 (ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。	ハ　そ の 他 (ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。 (ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。 (ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。
22　公衆街路灯 (1) 公衆街路灯Ａ イ　適用範囲 公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。 ロ　料　　金 料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (ｲ) 需要家料金 需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。	20　公衆街路灯 (1) 公衆街路灯Ａ イ　適用範囲 公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。 ロ　料　　金 料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (ｲ) 需要家料金 需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。
１契約につき　５３円９０銭	１契約につき　５３円９０銭

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
(ﾛ) 電灯料金 a　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。	(ﾛ) 電灯料金 a　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。
10 ワットまでの１灯につき　~~４７円１０銭~~	10 ワットまでの１灯につき　５２円０６銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき　~~７６円５５銭~~	10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき　８６円４７銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの１灯につき　~~１３５円５１銭~~	20 ワットをこえ 40 ワットまでの１灯につき　１５５円３４銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの１灯につき　~~１９５円５７銭~~	40 ワットをこえ 60 ワットまでの１灯につき　２２５円３０銭
60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき　~~３１３円４７銭~~	60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき　３６３円０４銭
100 ワットをこえる１灯につき 100 ワットまでごとに　~~３１３円４７銭~~	100 ワットをこえる１灯につき 100 ワットまでごとに　３６３円０４銭
b　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，~~別表４（~~負荷設備の入力換算容量~~）~~によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。	b　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
c　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，~~別表４（~~負荷設備の入力換算容量~~）~~によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。	c　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
(ﾊ) 小型機器料金 小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，~~別表４（~~負荷設備の入力換算容量~~）~~によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。	(ﾊ) 小型機器料金 小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。
50 ボルトアンペアまでの１機器につき　~~１３６円８０銭~~	50 ボルトアンペアまでの１機器につき　１５１円６０銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの１機器につき　~~２２６円３３銭~~	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの１機器につき　２５５円９３銭
100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに　~~２２６円３３銭~~	100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに　２５５円９３銭
ハ　そ の 他 (ｲ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。 (ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。	ハ　そ の 他 (ｲ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。 (ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。
(2) 公衆街路灯Ｂ	(2) 公衆街路灯Ｂ

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
イ　適用範囲 公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (ｲ) 契約容量が１キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。 (ﾛ) 公衆街路灯Ａを適用できないこと。	イ　適用範囲 公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (ｲ) 契約容量が１キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。 (ﾛ) 公衆街路灯Ａを適用できないこと。
ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。	ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
ハ　契約容量 契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに~~別表４（~~負荷設備の入力換算容量~~）~~によって換算するものといたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が１キロボルトアンペア未満の場合は，１キロボルトアンペアといたします。	ハ　契約容量 契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が１キロボルトアンペア未満の場合は，１キロボルトアンペアといたします。
ニ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ﾊ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ﾊ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	ニ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。
(ｲ) 基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	(ｲ) 基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約容量１キロボルトアンペアにつき　~~２２０円００銭~~	契約容量１キロボルトアンペアにつき　２８０円５０銭
(ﾛ) 電力量料金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。	(ﾛ) 電力量料金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　~~１６円１１銭~~	１キロワット時につき　１６円４９銭
(ﾊ) 最低月額料金 (ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。	(ﾊ) 最低月額料金 (ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
１契約につき　~~１６４円８０銭~~	１契約につき　２２５円３０銭

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
ホ その他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。 (ロ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。	ホ その他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。 (ロ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。
~~23~~ 低圧電力	21 低圧電力
(1) 適用範囲 動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。 ロ １需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10 アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。 ただし，１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。	(1) 適用範囲 動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。 ロ １需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10 アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。 ただし，１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社<u>または当該配電事業者</u>の供給設備の状況等から当社<u>または当該配電事業者</u>が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社<u>または当該配電事業者</u>は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。	(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。
(3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。	(3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。
(4) 契約電力 イ 契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，~~別表４（~~負荷設備の入力換算容量~~）~~によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は~~別表７（~~契約容量および契約電力の算定方法~~）~~に準じて算定し，(ロ)の係数を乗じないものといたします。 (イ) 契約負荷設備のうち	(4) 契約電力 イ 契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は契約容量および契約電力の算定方法に準じて算定し，(ロ)の係数を乗じないものといたします。 (イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100 パーセント
	次の２台の入力につき	95 パーセント

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100 パーセント
	次の２台の入力につき	95 パーセント

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)

	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

(ﾛ) (ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，~~別表７（~~契約容量および契約電力の算定方法~~）~~により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	~~１，１６６円００銭~~

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	そ の 他 季 料 金
１キロワット時につき	~~１２円１５銭~~	~~１１円０９銭~~

	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

(ﾛ) (ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約容量および契約電力の算定方法により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	１，２２６円５０銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	そ の 他 季 料 金
１キロワット時につき	１２円４８銭	１１円４２銭

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
ハ　力率割引および割増し 電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表~~5~~（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を５パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，~~別表６（~~進相用コンデンサ取付容量基準~~）~~の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。 なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85 パーセントとみなします。	ハ　力率割引および割増し 電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表３（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を５パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，進相用コンデンサ取付容量基準（託送約款等に定めるものといたします。）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。 なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85 パーセントとみなします。
ニ　そ の 他 時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85 パーセントとみなします。	ニ　そ の 他 時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85 パーセントとみなします。
(6) そ の 他 変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。	(6) そ の 他 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。
~~24~~　低圧電力Ⅱ	**22　低圧電力Ⅱ**
(1) 適用範囲 低圧電力の適用範囲に該当する需要に適用いたします。 ただし，時報用または警報用のみに使用する場合等の需要は含みません。 また，この契約種別から低圧電力，低圧季節別時間帯別電力~~，深夜電力~~またはホワイトプラン電力に変更された後１年に満たないお客さまについては，低圧電力Ⅱを適用いたしません。	(1) 適用範囲 低圧電力の適用範囲に該当する需要に適用いたします。 ただし，時報用または警報用のみに使用する場合等の需要は含みません。 また，この契約種別から低圧電力，低圧季節別時間帯別電力またはホワイトプラン電力に変更された後１年に満たないお客さまについては，低圧電力Ⅱを適用いたしません。
(2) 契約電力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。	(2) 契約電力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。
(3) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，~~基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，~~電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	(3) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。
イ　基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	イ　基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約電力１キロワットにつき　~~９９０円００銭~~	契約電力１キロワットにつき　１，０５０円５０銭
ロ　電力量料金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。	ロ　電力量料金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。	なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。
~~ハ　力率割引および割増し~~ ~~力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。~~	
(4) 契約期間 契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。 イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。 ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ　契約期間満了に先だって，原則として低圧電力，低圧季節別時間帯別電力~~，深夜電力~~またはホワイトプラン電力に契約種別を変更することはできません。	(4) 契約期間 契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。 イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。 ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ　契約期間満了に先だって，原則として低圧電力，低圧季節別時間帯別電力またはホワイトプラン電力に契約種別を変更することはできません。
(5) そ の 他 その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。	(5) そ の 他 その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
~~25~~ **低圧季節別時間帯別電力**	23 **低圧季節別時間帯別電力**
(1) 適用範囲 低圧電力の適用範囲に該当する需要に適用いたします。 ただし，時報用または警報用のみに使用する場合等の需要は含みません。 また，この契約種別から低圧電力，低圧電力Ⅱ~~，深夜電力~~またはホワイトプラン電力に変更された後１年に満たないお客さまについては，低圧季節別時間帯別電力を適用いたしません。	(1) 適用範囲 低圧電力の適用範囲に該当する需要に適用いたします。 ただし，時報用または警報用のみに使用する場合等の需要は含みません。 また，この契約種別から低圧電力，低圧電力Ⅱまたはホワイトプラン電力に変更された後１年に満たないお客さまについては，低圧季節別時間帯別電力を適用いたしません。
(2) 契約電力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。	(2) 契約電力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。
(3) 時間帯区分 時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　ピーク時間 毎年７月１日から９月 30 日までの毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。 ロ　その他時間 ピーク時間以外の時間をいいます。	(3) 時間帯区分 時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　ピーク時間 毎年７月１日から９月 30 日までの毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。 ロ　その他時間 ピーク時間以外の時間をいいます。
(4) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，~~基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，~~電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を下回る	(4) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いた

	夏　季　料　金	そ の 他 季 料 金
１キロワット時につき	~~１８円９０銭~~	~~１７円２２銭~~

	夏　季　料　金	そ の 他 季 料 金
１キロワット時につき	３２円１４銭	３２円１４銭

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	ものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。
イ　基本料金	イ　基本料金
基本料金は，契約電力に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	基本料金は，契約電力に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
１契約につき最初の 10 キロワットまで　~~１４，０８０円００銭~~	１契約につき最初の 10 キロワットまで　１４，６８５円００銭
上記をこえる１キロワットにつき　~~１，４０８円００銭~~	上記をこえる１キロワットにつき　１，４６８円５０銭
ロ　電力量料金	ロ　電力量料金
電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，ピーク時間に使用された電力量にはピーク時間料金を，その他時間に使用された電力量にはその他時間料金をそれぞれ適用いたします。	電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，ピーク時間に使用された電力量にはピーク時間料金を，その他時間に使用された電力量にはその他時間料金をそれぞれ適用いたします。
なお，その１月にピーク時間を含む期間およびピーク時間を含まない期間がともに含まれる場合のその１月のピーク時間の使用電力量は，計量値を確認するときを除き，その１月の毎日午後１時から午後４時までの使用電力量をその１月に含まれるピーク時間を含む期間の日数およびピーク時間を含まない期間の日数の比であん分してえた値といたします。	なお，その１月にピーク時間を含む期間およびピーク時間を含まない期間がともに含まれる場合のその１月のピーク時間の使用電力量は，計量値を確認するときを除き，その１月の毎日午後１時から午後４時までの使用電力量をその１月に含まれるピーク時間を含む期間の日数およびピーク時間を含まない期間の日数の比であん分してえた値といたします。
(ｲ) ピーク時間	(ｲ) ピーク時間
１キロワット時につき　~~１３円６５銭~~	１キロワット時につき　２３円９０銭
(ﾛ) その他時間	(ﾛ) その他時間
１キロワット時につき　~~９円２６銭~~	１キロワット時につき　２３円９０銭
~~ハ　力率割引および割増し~~	
~~力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。~~	
(5) 契約期間	(5) 契約期間
契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。	契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。
イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。	イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。
ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。	ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
ハ　契約期間満了に先だって，原則として低圧電力，低圧電力Ⅱ~~，深夜電力~~またはホワイトプラン電力に契約種別を変更することはできません。	ハ　契約期間満了に先だって，原則として低圧電力，低圧電力Ⅱまたはホワイトプラン電力に契約種別を変更することはできません。
(6) そ の 他	(6) そ の 他
その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。	その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
~~26~~ 臨時電力	**24 臨時電力**
(1) 適用範囲	(1) 適用範囲

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
動力を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。	動力を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。
(2) 契約電力	(2) 契約電力
契約電力は，低圧電力に準じて定めます。	契約電力は，低圧電力に準じて定めます。
(3) 料　　金	(3) 料　　金
契約電力が，５キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，５キロワ ッ トをこえる場合は従量制供給といたします。	契約電力が，５キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，５キロワ ッ トをこえる場合は従量制供給といたします。
イ　定額制供給の場合	イ　定額制供給の場合
料金は，次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は，契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は，次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は，契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。
契約電力１キロワット１日につき　１３６円４３銭	契約電力１キロワット１日につき　１４８円０６銭
ロ　従量制供給の場合	ロ　従量制供給の場合
料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。
(ｲ) 基本料金	(ｲ) 基本料金
基本料金は，１月につき ~~23~~（低圧電力）(5)イの該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，~~23~~（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。	基本料金は，１月につき 21（低圧電力）(5)イの該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，21（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。
(ﾛ) 電力量料金	(ﾛ) 電力量料金
電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分し	電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分し

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
てえた値をそれぞれの使用電力量といたします。	てえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	~~１４円４８銭~~	~~１３円２１銭~~

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	１４円８７銭	１３円６０銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。

(4) そ の 他

イ　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

~~27~~ 農事用電力

(1) 農事用電力Ａ（かんがい排水需要）

イ　適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ　契約電力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ﾆ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ﾆ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

また，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，１回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，１年の基本料金の合計は，最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の２月分とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力１キロワットにつき	~~５１７円００銭~~

25 農事用電力

(1) 農事用電力Ａ（かんがい排水需要）

イ　適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ　契約電力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾍによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾍによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

また，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，１回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，１年の基本料金の合計は，最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の２月分とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力１キロワットにつき	５７７円５０銭

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
(ﾛ) 電力量料金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。	(ﾛ) 電力量料金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)

格が~~２１，９００円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。また，１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は，最低保証料金（最初の 30 日までの次によって算定された金額とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力１キロワットにつき	最初の 30 日まで	４，１７３円５４銭
	30 日をこえる１日につき	１３９円１２銭

(ﾛ) 従量制供給の場合

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。また，１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は，最低保証料金（基本料金の１月分とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

a　基本料金

基本料金は，１月につき ~~23~~（低圧電力）(5)イの該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の 10 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

b　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	~~１３円３１銭~~	~~１２円１５銭~~

格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。また，１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は，最低保証料金（最初の 30 日までの次によって算定された金額とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力１キロワットにつき	最初の 30 日まで	４，３５１円２８銭
	30 日をこえる１日につき	１４５円０４銭

(ﾛ) 従量制供給の場合

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。また，１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は，最低保証料金（基本料金の１月分とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

a　基本料金

基本料金は，１月につき 21（低圧電力）(5)イの該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の 10 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

b　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	１３円６４銭	１２円４８銭

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
(ハ) 力率割引および割増し 力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。 ホ その他 (イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り，契約使用期間を変更いたします。 (ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 (ハ) お客さまが希望される場合には，当社は，供給設備を常置しないことがあります。 (ニ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。	(ハ) 力率割引および割増し 力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。 ホ その他 (イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り，契約使用期間を変更いたします。 (ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社または当該配電事業者は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 (ハ) お客さまが希望される場合には，当社または当該配電事業者は，供給設備を常置しないことがあります。 (ニ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
~~28 深夜電力~~ ~~(1) 深夜電力A~~ ~~イ 適用範囲~~ ~~毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り，温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，その総入力が0.5キロワット以下であり，かつ，お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。~~ ~~ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数~~ ~~供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。~~ ~~ハ 契約電力~~ ~~契約電力は，0.5キロワットといたします。~~ ~~ニ 供給条件~~ ~~(イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。~~ ~~(ロ) 専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。~~ ~~(ハ) 当社は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。~~ ~~(ニ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。~~ ~~ホ 料 金~~ ~~料金は，1月につき次の金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。~~ ~~1契約につき　９１０円０４銭~~	（削 除）

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
~~ヘ　その他~~ ~~(イ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，66（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。~~ ~~(ロ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。~~ ~~(2) 深夜電力B~~ ~~イ　適用範囲~~ ~~毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であり，かつ，お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。~~ ~~ロ　契約電力~~ ~~契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について23（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。~~ ~~なお，契約電力は，1キロワット以上といたします。~~ ~~ハ　供給条件~~ ~~(イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。~~ ~~(ロ) 専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。~~ ~~(ハ) 当社は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。~~ ~~(ニ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。~~ ~~ニ　料　　金~~ ~~料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とし，通電制御型電気温水器または通電制御型電気暖房器を使用する場合の料金は，基本料金および電力量料金の合計から(ハ)によって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものに，別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。~~ ~~(イ) 基本料金~~ ~~基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。~~ ~~契約電力1キロワットにつき　２６４円００銭~~	（削　除）

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
(ﾛ) 電力量料金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。 １キロワット時につき　｜　７円７８銭 (ﾊ) 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，次の算式によって算定された金額といたします。 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額 ＝ 割引対象額 × 15 パーセント 割引対象額 ＝ (ｲ)の基本料金 ＋ その１月の使用電力量に(ﾛ)の該当料金を適用して算定された金額 ただし，契約負荷設備に通電制御型夜間蓄熱式機器以外の負荷設備がある場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，次の算式によって算定いたします。 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額 ＝ 割引対象額 × 15 パーセント × 割引対象率 割引対象率 ＝ 通電制御型夜間蓄熱式機器の負荷設備容量(入力) ／ 契約負荷設備容量の総容量(入力) × 100 なお，割引対象率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ﾎ その他 (ｲ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り外され，または割引対象率が変更となったことにより，料金に変更があった場合は，日割計算をいたします。 (ﾛ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。 (ﾊ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，66（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。 (ﾆ) 51（制限または中止の料金割引）によって割引を行なう場合は，通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の割引対象額は，ﾆ(ﾊ)によって算定された割引対象額から 51（制限または中止の料金割引）による割引額を差し引いたものといたします。 (ﾎ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。 (3) 深夜電力C ｲ 適用範囲	(削　除)

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
~~毎日午後10時から翌日の午前８時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であり，かつ，お客さまが１年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。~~ ~~なお，この契約種別から低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力，深夜電力Ａ，深夜電力Ｂ，深夜電力Ｄまたはホワイトプラン電力に変更された後１年に満たないお客さまについては，適用いたしません。~~ ~~ロ　契約電力~~ ~~契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について23（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。~~ ~~なお，契約電力は，１キロワット以上といたします。~~ ~~ハ　供給条件~~ ~~(ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。~~ ~~(ﾛ) 専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。~~ ~~(ﾊ) 当社は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。~~ ~~(ﾆ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。~~ ~~ニ　料　　金~~ ~~料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。~~ ~~(ｲ) 基本料金~~ ~~基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。~~ ~~契約電力１キロワットにつき　２８６円００銭~~ ~~(ﾛ) 電力量料金~~ ~~電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。~~ ~~１キロワット時につき　７円９１銭~~ ~~ホ　そ の 他~~ ~~(ｲ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，~~	（削　除）

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
66（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。 (ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。 (4) 深夜電力D イ 適用範囲 毎日午前1時から午前6時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であり，かつ，お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。 なお，この契約種別から低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力，深夜電力A，深夜電力B，深夜電力Cまたはホワイトプラン電力に変更された後1年に満たないお客さまについては，原則として契約電力の増加をともなわない限り，適用いたしません。 ロ 契約電力 契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について23（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。 なお，契約電力は，1キロワット以上といたします。 ハ 供給条件 (ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 (ﾛ) 専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。 (ﾊ) 当社は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。 (ﾆ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。 ニ 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (ｲ) 基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 契約電力1キロワットにつき　１９８円００銭 (ﾛ) 電力量料金 電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。	（削　除）

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
~~1キロワット時につき　　6円39銭~~ ~~ホ　その他~~ ~~(イ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，66（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。~~ ~~(ロ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。~~ ~~29~~ ホワイトプラン電力 (1) ホワイトプラン電力Ⅰ イ　適用範囲 毎日午後4時から翌日の午前11時までの時間を限り，融雪または暖房のために毎年，一定期間を限り，2月以上継続して使用する電熱需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。 なお，この契約種別から低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力~~，深夜電力~~，ホワイトプラン電力Ⅱ，ホワイトプラン電力Ⅲまたはホワイトプラン電力Ⅳに変更された後1年に満たないお客さまについては，原則として適用いたしません。 ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。 ハ　契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 ニ　契約電力 契約電力は，契約負荷設備の総入力とし，1キロワット以上といたします。 ホ　供給条件 (イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 (ロ) 専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。 (ハ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。また，あらかじめ申出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，2月を下回らないものといたします。 (ニ) 当社は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。 (ホ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。 ヘ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~21，900円~~を下回る場合は，	(削　除) 26 ホワイトプラン電力 (1) ホワイトプラン電力Ⅰ イ　適用範囲 毎日午後4時から翌日の午前11時までの時間を限り，融雪または暖房のために毎年，一定期間を限り，2月以上継続して使用する電熱需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。 なお，この契約種別から低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力，ホワイトプラン電力Ⅱ，ホワイトプラン電力Ⅲまたはホワイトプラン電力Ⅳに変更された後1年に満たないお客さまについては，原則として適用いたしません。 ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。 ハ　契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 ニ　契約電力 契約電力は，契約負荷設備の総入力とし，1キロワット以上といたします。 ホ　供給条件 (イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 (ロ) 専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。 (ハ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。また，あらかじめ申出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，2月を下回らないものといたします。 (ニ) 当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。 (ホ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。 ヘ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	めるを下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。
また，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。	また，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。
(ｲ) 基本料金	(ｲ) 基本料金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。
契約電力１キロワットにつき / 契約使用期間の最初の２月まで：~~１，２９８円００銭~~ / ２月超過：~~４８４円００銭~~	契約電力１キロワットにつき / 契約使用期間の最初の２月まで：１，３５８円５０銭 / ２月超過：５４４円５０銭
(ﾛ) 電力量料金	(ﾛ) 電力量料金
電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。	電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき：~~９円５７銭~~	１キロワット時につき：２５円５７銭
ト その他	ト その他
~~(ｲ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，66（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。~~	
~~(ﾛ)~~ お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。	(ｲ) お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社または当該配電事業者は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
~~(ﾊ)~~ その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。	(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
(2) ホワイトプラン電力Ⅱ	(2) ホワイトプラン電力Ⅱ
イ 適用範囲	イ 適用範囲
毎日午後４時から翌日の午前 11 時までの時間を限り，融雪または暖房のために毎年，一定期間を限り，２月以上継続して使用する電熱需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。	毎日午後４時から翌日の午前 11 時までの時間を限り，融雪または暖房のために毎年，一定期間を限り，２月以上継続して使用する電熱需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。
なお，この契約種別から低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力~~，深夜電力~~，ホワイトプラン電力Ⅰ，ホワイトプラン電力Ⅲまたはホワイトプラン電力Ⅳに変更された後１年に満たないお客さまについては，原則として適用いたしません。	なお，この契約種別から低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力，ホワイトプラン電力Ⅰ，ホワイトプラン電力Ⅲまたはホワイトプラン電力Ⅳに変更された後１年に満たないお客さまについては，原則として適用いたしません。
ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数	ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルト，交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。	供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルト，交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。
ハ 契約負荷設備	ハ 契約負荷設備
契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。	契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。
ニ 契約電力	ニ 契約電力
契約電力は，契約負荷設備の総入力とし，１キロワット以上といたします。	契約電力は，契約負荷設備の総入力とし，１キロワット以上といたします。
ホ 供給条件	ホ 供給条件
(ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。	(ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
(ﾛ) 専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。	(ﾛ) 専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。
(ﾊ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。また，あらかじめ申出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，２月を下回らないものといたします。	(ﾊ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。また，あらかじめ申出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，２月を下回らないものといたします。
(ﾆ) 当社は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。	(ﾆ) 当社<u>または当該配電事業者</u>は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。
(ﾎ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。	(ﾎ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。
ヘ 料　　金	ヘ 料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾊによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾊによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が<u>別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格</u>を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)<u>ヘ</u>によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が<u>別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格</u>を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)<u>ヘ</u>によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。
また，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。	また，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。
(ｲ) 基本料金	(ｲ) 基本料金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

契約電力１キロワットにつき	契約使用期間の最初の２月まで	~~４４０円００銭~~
	２月超過	~~２２０円００銭~~

契約電力１キロワットにつき	契約使用期間の最初の２月まで	<u>５００円５０銭</u>
	２月超過	<u>２８０円５０銭</u>

(ﾛ) 電力量料金	
電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。	
１キロワット時につき	~~１７円１５銭~~

(ﾛ) 電力量料金	
電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。	
１キロワット時につき	<u>３３円１５銭</u>

ト そ の 他	ト そ の 他
~~(ｲ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，66（計量器等の取付け）(1)ｲという区分装置として取り扱うものといたします。~~	
(ﾛ) お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。	(<u>ｲ</u>) お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社<u>または当該配電事業者</u>は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。	(<u>ﾛ</u>) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
(3) ホワイトプラン電力Ⅲ	(3) ホワイトプラン電力Ⅲ
イ 適用範囲	イ 適用範囲
毎日午前 11 時から午前 12 時および午後１時から午後４時までの時間帯のうちの２時間を除いた 22 時間に限り，融雪，暖房および造雪のために毎年，一定期間を限り，３月以上継続して動力	毎日午前 11 時から午前 12 時および午後１時から午後４時までの時間帯のうちの２時間を除いた 22 時間に限り，融雪，暖房および造雪のために毎年，一定期間を限り，３月以上継続して動力

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。 なお，この契約種別から低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力~~，深夜電力~~，ホワイトプラン電力Ⅰ，ホワイトプラン電力Ⅱまたはホワイトプラン電力Ⅳに変更された後１年に満たないお客さまについては，原則として適用いたしません。	（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。 なお，この契約種別から低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力，ホワイトプラン電力Ⅰ，ホワイトプラン電力Ⅱまたはホワイトプラン電力Ⅳに変更された後１年に満たないお客さまについては，原則として適用いたしません。
ロ　契約電力 契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について ~~23~~（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。	ロ　契約電力 契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について 21（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。
ハ　供給条件 (ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 (ﾛ) 専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。 (ﾊ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。また，あらかじめ申出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，３月を下回らないものといたします。 (ﾆ) 当社は，供給設備の状況により，イの時間帯を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，この場合においても，時間帯の延長または短縮は行ないません。 (ﾎ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。ただし，お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置が取り付けられている場合には，~~当社は~~しゃ断する装置を取り付けないことがあります。 (ﾍ) 当社は，契約使用時間以外の時間をあらかじめ設定いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議によって定めます。	ハ　供給条件 (ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 (ﾛ) 専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。 (ﾊ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。また，あらかじめ申出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，３月を下回らないものといたします。 (ﾆ) 当社<u>または当該配電事業者</u>は，供給設備の状況により，イの時間帯を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，この場合においても，時間帯の延長または短縮は行ないません。 (ﾎ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。ただし，お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置が取り付けられている場合には，しゃ断する装置を取り付けないことがあります。 (ﾍ) 当社は，契約使用時間以外の時間をあらかじめ設定いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議によって定めます。
ニ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，~~基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，~~電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ﾆ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)~~ﾆ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 また，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。 (ｲ) 基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。	ニ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が<u>別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格</u>を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)<u>ﾍ</u>によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が<u>別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格</u>を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)<u>ﾍ</u>によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 また，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。 (ｲ) 基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)

契約電力１キロワットにつき	契約使用期間の最初の３月まで	~~２，０６８円００銭~~
	３月超過	~~６０５円００銭~~

契約電力１キロワットにつき	契約使用期間の最初の３月まで	２，１２８円５０銭
	３月超過	６６５円５０銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	~~１０円３２銭~~

１キロワット時につき	２６円３２銭

~~(ﾊ) 力率割引および割増し~~

~~電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表５（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合は，基本料金を５パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，別表６（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。~~

~~なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85 パーセントとみなします。~~

ホ　その他

~~(ｲ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，66（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。~~

~~(ﾛ)~~ お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

~~(ﾊ)~~ その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

ホ　その他

(ｲ) お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社<u>または当該配電事業者</u>は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

(4) ホワイトプラン電力Ⅳ

イ　適用範囲

毎日午前 11 時から午前 12 時および午後１時から午後４時までの時間帯のうちの２時間を除いた 22 時間に限り，融雪，暖房および造雪のために毎年，一定期間を限り，３月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

なお，この契約種別から低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力~~，深夜電力~~，ホワイトプラン電力Ⅰ，ホワイトプラン電力Ⅱまたはホワイトプラン電力Ⅲに変更された後１年に満たないお客さまについては，原則として適用いたしません。

ロ　契約電力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について ~~23~~（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

ハ　供給条件

(ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ﾛ) 専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

(ﾊ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。また，あらかじめ申出があった場合に限

(4) ホワイトプラン電力Ⅳ

イ　適用範囲

毎日午前 11 時から午前 12 時および午後１時から午後４時までの時間帯のうちの２時間を除いた 22 時間に限り，融雪，暖房および造雪のために毎年，一定期間を限り，３月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

なお，この契約種別から低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力，ホワイトプラン電力Ⅰ，ホワイトプラン電力Ⅱまたはホワイトプラン電力Ⅲに変更された後１年に満たないお客さまについては，原則として適用いたしません。

ロ　契約電力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について <u>21</u>（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

ハ　供給条件

(ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ﾛ) 専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

(ﾊ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。また，あらかじめ申出があった場合に限

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，３月を下回らないものといたします。	り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，３月を下回らないものといたします。
(ﾆ) 当社は，供給設備の状況により，イの時間帯を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，この場合においても，時間帯の延長または短縮は行ないません。	(ﾆ) 当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，イの時間帯を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，この場合においても，時間帯の延長または短縮は行ないません。
(ﾎ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。ただし，お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置が取り付けられている場合には，~~当社は~~しゃ断する装置を取り付けないことがあります。	(ﾎ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。ただし，お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置が取り付けられている場合には，しゃ断する装置を取り付けないことがあります。
(ﾍ) 当社は，契約使用時間以外の時間をあらかじめ設定いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議によって定めます。	(ﾍ) 当社は，契約使用時間以外の時間をあらかじめ設定いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議によって定めます。
ニ 料　　金	ニ 料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，~~基本料金は，(ﾍ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，~~電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾆによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~２１，９００円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾆによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾍによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾍによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。
また，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。	また，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。
(ｲ) 基本料金	(ｲ) 基本料金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。
契約電力１キロワットにつき / 契約使用期間の最初の３月まで / ~~１，１９９円００銭~~	契約電力１キロワットにつき / 契約使用期間の最初の３月まで / １，２５９円５０銭
契約電力１キロワットにつき / ３月超過 / ~~５１７円００銭~~	契約電力１キロワットにつき / ３月超過 / ５７７円５０銭
(ﾛ) 電力量料金	(ﾛ) 電力量料金
電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。	電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき / ~~２４円５４銭~~	１キロワット時につき / ４０円５４銭
~~(ﾍ) 力率割引および割増し~~	
~~電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表５（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合は，基本料金を５パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，別表６（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付~~	

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
~~けてあるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。~~ ~~なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。~~ ホ　その他 ~~(イ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，66（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。~~ (ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 (ハ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。	ホ　その他 (イ) お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社または当該配電事業者は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 (ロ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
~~30　低圧蓄熱調整契約~~ ~~(1) 適用範囲~~ ~~23（低圧電力），24（低圧電力Ⅱ）または 25（低圧季節別時間帯別電力）として電気の供給を受け，冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって，(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行ができる需要に適用いたします。~~ ~~(2) 時間帯区分~~ ~~時間帯区分は，次のとおりといたします。~~ ~~イ　昼間時間~~ ~~毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。~~ ~~ロ　夜間時間~~ ~~昼間時間以外の時間をいいます。~~ ~~(3) 料　　金~~ ~~各月の料金は，低圧電力，低圧電力Ⅱまたは低圧季節別時間帯別電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計からイによって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。~~ ~~また，お客さまと当社との協議によって，蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。~~ ~~イ　蓄熱割引額~~ ~~蓄熱割引額は，その 1 月の蓄熱電力量により，次のとおり算定いたします。~~ ~~(イ) 低圧電力または低圧電力Ⅱとして電気の供給を受ける場合~~ ~~蓄熱割引額 ＝ ｛ 低圧電力または低圧電力Ⅱの夏季料金単価またはその他季料金単価 － この蓄熱単価 ｝ × その 1 月の蓄熱電力量~~ ~~この場合，夏季の蓄熱電力量には，低圧電力または低圧電力Ⅱの夏季料金単価を，その他季の蓄熱電力量には，低圧電力または低圧電力Ⅱのその他季料金単価をそれぞれ適用いたしま~~	**（削　除）**

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
す。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の蓄熱電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。 (ﾛ) 低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合 蓄熱割引額 ＝ (低圧季節別時間帯別電力のその他時間料金単価 － この蓄熱単価) × その１月の蓄熱電力量 ロ　蓄熱電力量 蓄熱電力量は，35 (使用電力量の計量) (6)により計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか，蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし，夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は，夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。 なお，お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。 ハ　控除電力量 控除電力量は，夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。 なお，控除率は，10 パーセントといたします。ただし，その値が昼間時間から夜間時間への負荷移行の実情に比べて不適当である場合は，蓄熱式負荷設備の容量および稼動状況等を基準として，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。 ニ　蓄熱単価 蓄熱単価は，次のとおりといたします。 蓄熱電力量１キロワット時につき　5円９４銭 ホ　単位および端数処理 (ｲ) 控除電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (ﾛ) 控除率の単位は，１パーセントとし，その端数は，切り捨てます。 (4) その他 イ　当社は，必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。 ロ　お客さまが，蓄熱式負荷設備の内容もしくはその稼動方法の変更，または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。	（削　除）

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
ハ　その他の事項については，低圧電力，低圧電力Ⅱまたは低圧季節別時間帯別電力に準ずるものといたします。 31　蓄熱ピーク時間調整契約 (1) 適用条件 低圧蓄熱調整契約の適用を受けるお客さまで，当社が承認した自動制御装置等によって，(2)により，計画的な蓄熱システムの熱源機等の停止または調整（以下「蓄熱ピーク調整」といいます。）ができる場合に適用いたします。 (2) 実施方法 当社は，お客さまに次により蓄熱ピーク調整を実施していただきます。 イ　調整契約電力 調整契約電力は，お客さまに蓄熱ピーク調整を実施していただく電力とし，停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。 ロ　調整対象期間 調整対象期間は，7月1日から9月30日までの期間といたします。ただし，土曜日，日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日ならびに8月13日から8月16日までを除きます。 ハ　調整期間 調整期間は，調整対象期間においてお客さまに蓄熱ピーク調整を実施していただく期間とし，8月を含む1暦月単位といたします。 ニ　調整時間 調整時間は，調整期間においてお客さまに蓄熱ピーク調整を実施していただく時間とし，午後1時から午後4時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，調整時間は，毎日1時間以上継続し，かつ必ず午後2時から午後3時までを含むものといたします。 なお，1時間をこえる調整時間は，30分単位といたします。 (3) 契約期間 蓄熱ピーク時間調整契約締結の日から9月30日までといたします。 (4) 料　　金 各月の料金は，23（低圧電力），24（低圧電力Ⅱ）または25（低圧季節別時間帯別電力）によって算定された基本料金および電力量料金の合計からイによって算定された各月の割引額を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。 イ　割引額の算定 各月の割引額は，調整契約電力により，次のとおり算定いたします。 割引額 ＝ 調整契約電力 × 調整時間 × ロの割引単価 ただし，調整時間が30分の場合は0.5時間として算定いたします。また，調整時間において，蓄熱ピーク調整が実施されなかったものとみなされる場合には，割引をいたしません。 なお，その1月に調整期間およびそれ以外の期間がともに含まれる場合の割引額は，その1月に含まれる調整期間の日数の比であん分するものといたします。	（削　除）

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
~~ロ　割引単価~~ ~~割引単価は，次のとおりといたします。~~ ~~1キロワット1時間当たり1月につき　506円00銭~~ ~~(5) その他~~ ~~その他の事項については，低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力または低圧蓄熱調整契約に準ずるものといたします。~~	**（削　除）**
Ⅳ 料金の算定および支払い **~~32~~ 料金の適用開始の時期** 料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。 **~~33~~ 検　針　日** 検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，やむをえない事情のある場合は，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。 (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3) 当社は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。 イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ　非常変災等の場合 ハ　その他特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたとき。 (4) (3)イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (5) (3)ロまたはハの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。 **~~34~~ 料金の算定期間**	**Ⅳ 料金の算定および支払い** **27 料金の適用開始の時期** 料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。 **28 検　針　日** 検針日は，次により，当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，やむをえない事情のある場合は，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。 (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3) 当社または当該配電事業者は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。 イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ　非常変災等の場合 ハ　その他特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたとき。 (4) (3)イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (5) (3)ロまたはハの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。 **29 料金の算定期間**

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
(1) 料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。	(1) 料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
(2) 定額制供給の場合または ~~35~~（使用電力量の計量）(~~12~~)の場合の料金の算定期間は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は，契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。	(2) 定額制供給の場合または 30（使用電力量の計量）(11)の場合の料金の算定期間は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は，契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。
~~35~~ 使用電力量の計量	30 使用電力量の計量
(1) 使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびに(~~10~~)および(~~11~~)の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。	(1) 使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびに(9)および(10)の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。
イ ~~33~~（検針日）(2)の場合の使用電力量は，~~前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値（月数による平均値といたします。）または計量値を確認するときはその値によって精算いたします。ただし，36（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。~~	イ 28（検針日）(2)および(5)の場合の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。
ロ ~~33~~（検針日）(4)の場合，~~計量値を確認するときを除き，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を~~需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の~~日数の比であん分してえた値を~~それぞれの料金の算定期間の使用電力量~~といたします。ただし，36（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。~~	ロ 28（検針日）(4)の場合，需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間のそれぞれの料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。
~~ハ 33（検針日）(5)の場合の使用電力量は，原則として前回の検針の結果の１月平均値によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし，36（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。~~	
(2) 計量器の読みは，次によります。	(2) 計量器の読みは，次によります。
イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。	イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。
ロ 乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，記録型計量器により計量する場合は，最小位までといたします。	ロ 乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，記録型計量器により計量する場合は，最小位までといたします。
ハ 乗率を有する場合は，最小位までといたします。	ハ 乗率を有する場合は，最小位までといたします。
	(3) (1)にかかわらず，当社または当該配電事業者は，記録型計量器により使用電力量を３０分単位で計量する場合があります。この場合，料金の算定期間における使用電力量は，３０分ごとの使用電力

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
	量を料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅した場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
(~~3~~) 時間帯別電灯~~および季節別時間帯別電灯Ⅰ~~のお客さまの使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。	(4) 時間帯別電灯のお客さまの使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。
なお，記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，~~各時間帯ごとに，その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。~~	なお，記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，次によります。 イ ３０分単位で計量しない場合は，各時間帯ごとに，その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）といたします。 ロ ３０分単位で計量する場合は，各時間帯ごとに，３０分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅した場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
~~(4) 季節別時間帯別電灯Ⅱのお客さまの使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。この場合，昼間時間の使用電力量については，夏季およびその他季別に計量いたします。~~ ~~なお，記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，各時間帯ごとに，その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。この場合，昼間時間の使用電力量については，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，それぞれの季節区分ごとに合算いたします。~~	
(5) 低圧季節別時間帯別電力のお客さまの使用電力量の計量は，原則として毎日午後１時から午後４時までの時間帯とそれ以外の時間帯別に行ないます。	(5) 低圧季節別時間帯別電力のお客さまの使用電力量の計量は，原則として毎日午後１時から午後４時までの時間帯とそれ以外の時間帯別に行ないます。
なお，記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，~~各時間帯ごとに，その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。~~	なお，記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，次によります。 イ ３０分単位で計量しない場合は，各時間帯ごとに，その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）といたします。 ロ ３０分単位で計量する場合は，各時間帯ごとに，３０分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅した場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
~~(6) 低圧蓄熱調整契約のお客さまの夜間使用電力量の計量は，次によります。~~ ~~イ 当社は，蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を，原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合，蓄熱式負荷設備は，専用の回路で施設していただきます。~~ ~~ロ 記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における夜間使用電力量は，夜間時間の開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。~~ ~~ハ 夜間使用電力量の計量は，１計量をもって行ないます。~~ ~~ニ 当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し，当社との協議が整った場合には，当該システムの夜間使用電力量は，イにかかわらず，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。~~	

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
(~~7~~) 時間帯別電灯~~，季節別時間帯別電灯Ⅰおよび季節別時間帯別電灯Ⅱ~~における夜間蓄熱式機器の計量等について，従量電灯~~および深夜電力~~の適用を受けているお客さまが時間帯別電灯~~，季節別時間帯別電灯Ⅰもしくは季節別時間帯別電灯Ⅱ~~に契約種別を変更される場合~~あるいは夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量しており時間帯別電灯もしくは季節別時間帯別電灯Ⅱの適用を受けているお客さまが季節別時間帯別電灯Ⅰに契約種別を変更される場合または時間帯電灯もしくは季節別時間帯別電灯Ⅰの適用を受けているお客さまが季節別時間帯別電灯Ⅱに契約種別を変更される場合~~等，技術上，経済上やむをえず別計量を希望される場合は，次によります。	(6) 時間帯別電灯における夜間蓄熱式機器の計量等について，従量電灯の適用を受けているお客さまが時間帯別電灯に契約種別を変更される場合等，技術上，経済上やむをえず別計量を希望される場合は，次によります。
イ　お客さまと当社との協議~~のうえ~~，夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱式機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただくこととし，各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに~~(3)または~~(4)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また，当社は，原則として，毎日午後 11 時から翌日の午前７時以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。 なお，当社は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。	イ　お客さまと当社との協議が整った場合，当社または当該配電事業者は，夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱式機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただくこととし，各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに(4)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また，当社または当該配電事業者は，原則として，毎日午後 11 時から翌日の午前７時以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。 なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。
~~ロ　イに該当する場合で，お客さまが希望されるときは，当該夜間蓄熱式機器について，当社は，毎日午前１時から午前６時までの時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。 なお，当社は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。また，時間帯別電灯の適用を受けているお客さまの場合，当該夜間蓄熱式機器を「５時間通電機器」といいます。~~	
~~ハ~~　イ~~および~~ロの場合で，当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。	ロ　イの場合で，当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。
(~~8~~) 使用電力量は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。	(7) 使用電力量は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
(~~9~~) 当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。	(8) 当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
(~~10~~) 計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量は，(11)の場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。	(9) 計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量は，(10)の場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)または(3)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
(~~11~~) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，~~別表８（使用電力量の協定）を基準として~~，お客さまと当社との協議によって定めます。	(10) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。
(~~12~~) 従量制供給のお客さまについて，検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，~~別表８（使用電力量の協定）を基準として~~，お客さまと当社との協議によって定めます。	(11) 従量制供給のお客さまについて，検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。
(~~13~~) 記録型計量器により計量する場合は，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。	(12) 記録型計量器により計量する場合は，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。
~~36~~　料金の算定	**31　料金の算定**
(1) 料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。	(1) 料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
イ　電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合	イ　電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合
ロ　契約種別，契約負荷設備，契約電流，契約容量，契約電力，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合	ロ　契約種別，契約負荷設備，契約電流，契約容量，契約電力，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合
ハ　~~34~~（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。	ハ　29（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。
(2) 料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。	(2) 料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
~~37~~ 日 割 計 算	**32 日 割 計 算**
(1) 当社は，~~36~~（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。	(1) 当社は，31（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。
イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金は，別表~~9~~（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。	イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金は，別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
ロ　電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表~~9~~（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし，従量電灯の料金適用上の電力量区分，時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分については，別表~~9~~（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。	ロ　電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表4（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし，従量電灯の料金適用上の電力量区分，時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分については，別表4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。
ハ　イおよびロによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。	ハ　イおよびロによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。
(2) ~~36~~（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。 また，~~36~~（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。	(2) 31（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。 また，31（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。
(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，別表~~9~~（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。	(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
(4) 当社~~は，~~日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。	(4) 当社が日割計算をする場合には，当社または当該配電事業者は，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。
~~38~~ 料金の支払義務および支払期日	**33 料金の支払義務および支払期日**
(1) お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。	(1) お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。
イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，~~33~~（検針日）(4)の場合の料金または~~35~~（使用電力量の計量）(1)イ~~もしくは~~により精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，~~35~~（使用電力量の計量）(~~11~~)の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 なお，~~35~~（使用電力量の計量）(~~12~~)の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。	イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，28（検針日）(4)の場合の料金または30（使用電力量の計量）(1)イにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，30（使用電力量の計量）(10)の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 なお，30（使用電力量の計量）(11)の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。
ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力の場合は，契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。	ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力の場合は，契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。
ハ　~~39~~（料金その他の支払方法）(6)の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。	ハ　34（料金その他の支払方法）(6)の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。
ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。	ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。
ホ　農事用電力のお客さまの１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額の合	ホ　農事用電力のお客さまの１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額の合

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
計（農事用電力Ａの場合は基本料金の合計といたします。）が最低保証料金を下回るときに申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は，その検針日といたします。）といたします。	計（農事用電力Ａの場合は基本料金の合計といたします。）が最低保証料金を下回るときに申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は，その検針日といたします。）といたします。
(2) お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。	(2) お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。
(3) 支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。ただし，当社が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は，検針の基準となる日の翌日から起算して 30 日目といたします。 なお，支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。	(3) 支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。ただし，当社または当該配電事業者が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は，検針の基準となる日の翌日から起算して 30 日目といたします。 なお，支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。
(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれ の料金の支払期日は，(3)にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。	(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれ の料金の支払期日は，(3)にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。
~~39~~ **料金その他の支払方法**	34 **料金その他の支払方法**
(1) 料金については毎月，~~工事費負担金その他についてはそのつど，料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは~~当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 ~~なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。~~	(1) 料金については毎月，当社が指定した金融機関等を通じて，次により支払っていただきます。
イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。	イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。	ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。
ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。	ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
(2) お客さまが料金を(1)イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。	(2) お客さまが料金を(1)イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
イ　(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。	イ　(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
ロ　(1)ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。	ロ　(1)ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。
ハ　(1)ハにより支払われる場合は，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。	ハ　(1)ハにより支払われる場合は，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
(3) 当社は，(1)にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，(2)にかかわらず，債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。	(3) 当社は，(1)にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，(2)にかかわらず，債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
(4) 料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。	(4) 料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
(5) ~~33~~（検針日）(4)の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。	(5) 28（検針日）(4)の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
(6) 料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，(1)にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。	(6) 料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，(1)にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
(7) 料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお，当社は，前受金について利息を付しません。	(7) 料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお，当社は，前受金について利息を付しません。
(8) 臨時電灯，臨時電力および農事用電力については，当社は，従量制供給の場合は予納金を，定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には，これらは使用に先だって支払っていただきます。 なお，予納金および前払金は，原則として予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。 また，当社は，予納金および前払金について利息を付しません。	(8) 臨時電灯，臨時電力および農事用電力については，当社は，従量制供給の場合は予納金を，定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には，これらは使用に先だって支払っていただきます。 なお，予納金および前払金は，原則として予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。 また，当社は，予納金および前払金について利息を付しません。
	(9) 工事費負担金等相当額その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
~~40~~ 延滞利息	**35 延滞利息**
(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，(2)の場合を除き，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を ~~39~~（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき，または料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は，この限りではありません。	(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，(2)の場合を除き，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を 34（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき，または料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は，この限りではありません。
(2) ~~56~~（需給契約の廃止）(2)または ~~58~~（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は，消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について，支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して 10 日以内である場合は，この限りではありません。	(2) 51（需給契約の廃止）(2)または 53（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は，消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について，支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して 10 日以内である場合は，この限りではありません。
(3) 延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以下「延滞利息対象額」といいます。）に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。	(3) 延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以下「延滞利息対象額」といいます。）に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。
(4) 延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。	(4) 延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。
~~41~~ 保 証 金	**36 保 証 金**

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
(1) 当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。 (ｲ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 (ﾛ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合	(1) 当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。 (ｲ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 (ﾛ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。	(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
(3) 当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。 なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて２年以内の預かり期間を設定いたします。	(3) 当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。 なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて２年以内の預かり期間を設定いたします。
(4) 当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金~~およびその利息~~をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合，~~保証金の利息をもって充当し，なお充当すべき金額があるときは，保証金より充当し，~~その残額をお返しいたします。また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。	(4) 当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合，その残額をお返しいたします。また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
(5) 当社は，~~次により，~~保証金に利息を付しま~~す~~。 ~~イ　利息は，年 0.2 パーセントの単利とし，円未満の端数は切り捨てます。~~ ~~ロ　利息を付す期間は，預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし，当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は，その期間は利息を付す期間から除きます。~~	(5) 当社は，保証金に<u>ついて</u>利息を付しま<u>せん</u>。
(6) 当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金~~に利息を付して~~お返しいたします。	(6) 当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金<u>を</u>お返しいたします。
Ⅴ　使用および供給	**Ⅴ　使用および供給**
~~42~~　適正契約の保持 当社は，お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。	**<u>37</u>　適正契約の保持** 当社は，お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
~~43~~　力率の保持 (1) 需要場所の負荷の力率は，原則として，電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上，その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。	**<u>38</u>　力率の保持** (1) 需要場所の負荷の力率は，<u>託送約款等に定めるところにより，</u>原則として，電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上，その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。
(2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただき	(2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただき

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
ます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお，進相用コンデンサは，~~別表６（~~進相用コンデンサ取付容量基準~~）~~を基準として取り付けていただきます。	ます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお，進相用コンデンサは，進相用コンデンサ取付容量基準を基準として取り付けていただきます。
44　需要場所への立入りによる業務の実施 当社は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工，改修または検査 (2) ~~80~~（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務 (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (4) 計量器の検針または計量値の確認 (5) ~~46~~（供給の停止），~~56~~（需給契約の廃止）(1)または ~~58~~（解約等）により必要な処置 (6) その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務	**39　需要場所への立入りによる業務の実施** 当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (1) 需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計，施工，改修または検査 (2) 60（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務 (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (4) 計量器の検針または計量値の確認 (5) 41（供給の停止），51（需給契約の廃止）(1)または 53（解約等）により必要な処置 (6) その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社または当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務
~~45~~　電気の使用にともなうお客さまの協力 (1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに，当社がとくに必要と認めた場合には，お客さまの負担で，当社は供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。 イ　負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ　負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ　負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合 (2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい，当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。	**40　電気の使用にともなうお客さまの協力** (1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社，当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに，当社または当該配電事業者がとくに必要と認めた場合には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。 イ　負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ　負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ　負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合 (2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
~~46~~ 供給の停止	41 供給の停止
(1) お客さまが~~次のいずれか~~に該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。	(1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
~~イ　お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合~~	
~~ロ　お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社に重大な損害を与えた場合~~	
~~ハ　65（引込線の接続）に反して，当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合~~	
(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。	(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。	なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。
イ　お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合	イ　お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合	ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
ハ　~~この離島約款によって支払いを要することとなった~~料金以外の債務~~（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務をいいます。）~~を支払われない場合	ハ　料金以外の債務を支払われない場合
	(3) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
	イ　公衆街路灯，農事用電力またはホワイトプラン電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
	ロ　農事用電力またはホワイトプラン電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき（契約使用時間以外の時間に電気を使用されたときを含みます。）。
~~(3)~~ お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。	(4) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合	イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合	ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合	ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
~~ニ　公衆街路灯，農事用電力，深夜電力またはホワイトプラン電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。~~	
~~ホ~~　低圧電力，低圧電力Ⅱまたは低圧季節別時間帯別電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。	ニ 低圧電力，低圧電力Ⅱまたは低圧季節別時間帯別電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。
~~ヘ　農事用電力，深夜電力またはホワイトプラン電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき（契約使用時間以外の時間に電気を使用されたときを含みます。）。~~	
~~ト~~　~~44~~（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合	ホ　39（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
~~チ~~　~~45~~（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合	ヘ　40（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
~~(4)~~ お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。	(5) お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
~~(5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には，当社は，当社の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給停止のための適当な処置を行ないます。~~	

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。 また，停止のための適当な処置を行なう場合には，その旨を文書等によりお客さまにお知らせすることがあります。	
47　供給停止の解除 46（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，当社は，すみやかに電気の供給を再開いたします。	**42　供給停止の解除** 41（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，すみやかに電気の供給を再開いたします。
48　供給停止期間中の料金 46（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を37（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂ，公衆街路灯および深夜電力Ａのお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。	**43　供給停止期間中の料金** 41（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を32（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂおよび公衆街路灯のお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。
49　違 約 金 (1) お客さまが46（供給の停止）(3)ロからハまでに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。	**44　違 約 金** (1) お客さまが41（供給の停止）(3)または(4)ロからニまでもしくは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。
50　供給の中止または使用の制限もしくは中止 (1) 当社は，次の場合には，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。 イ　異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合 ロ　当社の電気工作物に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合 ハ　当社の電気工作物の修繕，変更その他の工事上やむをえない場合 ニ　非常変災の場合 ホ　その他保安上必要がある場合 (2) (1)の場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。	**45　供給の中止または使用の制限もしくは中止** 当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。
51　制限または中止の料金割引 (1) 当社は，50（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって，定額電灯，従量電灯，時間帯別電灯，季節別時間帯別電灯Ⅰ，季節別時間帯別電灯Ⅱ，高負荷率電灯，低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力に対する電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理	**46　制限または中止の料金割引** (1) 当社または当該配電事業者が，45（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって，定額電灯，従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合，当社は，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。	
イ　割引の対象 定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし，従量電灯Ａの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，従量電灯Ｂ~~および時間帯別電灯~~で最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，~~36~~（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。	イ　割引の対象 定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし，従量電灯Ａの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，従量電灯Ｂで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，31（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。
ロ　割 引 率 １月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。	ロ　割 引 率 １月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。
ハ　制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。	ハ　制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。
(2) (1)による延べ日数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，１暦月の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。	(2) (1)による延べ日数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社<u>または当該配電事業者</u>がお客さまに３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，１暦月の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。
(3) 臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力~~，~~農事用電力~~，深夜電力およびホワイトプラン電力~~に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。~~ただし，深夜電力およびホワイトプラン電力の割引対象時間は，契約使用時間といたします。~~	(3) 臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力<u>および</u>農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。
~~52~~　損害賠償の免責	**<u>47</u>　損害賠償の免責**
(1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。	(1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
(2) ~~50~~（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。	(2) <u>45</u>（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
(3) ~~46~~（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または~~58~~（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。	(3) <u>41</u>（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または<u>53</u>（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
~~(4) 46（供給の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等によりお客さまにお知らせした場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。~~	
(~~5~~) 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。	(<u>4</u>) 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
~~53~~　設備の賠償	**<u>48</u>　設備の賠償**
お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。	<u>(1)</u> お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。
~~(1)~~ 修理可能の場合	<u>イ</u> 修理可能の場合

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
修理費 ~~(2)~~ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額	修理費 ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額 (2) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。
Ⅵ 契約の変更および終了	**Ⅵ 契約の変更および終了**
~~54~~ 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。	**49 需給契約の変更** お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
~~55~~ 名義の変更 相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社が文書による申出を必要とするときを除き，口頭，電話等により申し出ていただきます。	**50 名義の変更** 相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社が文書による申出を必要とするときを除き，口頭，電話等により申し出ていただきます。
~~56~~ 需給契約の廃止 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。 当社は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 (2) 需給契約は，~~58~~（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。	**51 需給契約の廃止** (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。 当社または当該配電事業者は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 (2) 需給契約は，53（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
~~57~~ 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 お客さま（定額電灯，従量電灯A，従量電灯B，臨時電灯，公衆街路灯~~，~~臨時電力~~および深夜電力~~のお客さまならびに農事用電力Bで供給設備を常置しない場合のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更	**52 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算** お客さま（定額電灯，従量電灯A，従量電灯B，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまならびに農事用電力Bで当社または当該配電事業者の供給設備を常置しない場合のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。	約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。
(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合	(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合
イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。	イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。
ロ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，~~74（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額~~を申し受けます。	ロ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。 (ｲ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ﾛ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費に係る請求を受けた場合はその金額
(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合	(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合
イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。	イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。
ロ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，~~74（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額~~を申し受けます。	ロ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。 (ｲ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ﾛ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費に係る請求を受けた場合はその金額
(3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合	(3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合
イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分して	イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分して

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
えたものといたします。	えたものといたします。
ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，~~74（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額~~を申し受けます。	ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，次の金額を申し受けます。 (ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費に係る請求を受けた場合はその金額
(4) 契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合	(4) 契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合
イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。	イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。
ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，~~74（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額~~を申し受けます。	ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，次の金額を申し受けます。 (ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費に係る請求を受けた場合はその金額
~~58~~ **解約等** (1) ~~46~~（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。 なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。	53 **解約等** (1) 41（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。 なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。
(2) お客さまが，~~56~~（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。	(2) お客さまが，51（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。
~~59~~ **需給契約消滅後の債権債務関係** 需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。	54 **需給契約消滅後の債権債務関係** 需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
Ⅶ　供 給 方 法 ~~および~~ 工 事	**Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担**
~~60　需給地点および施設~~ (1)　電気の需給地点~~（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）~~は，当社の電線路~~また~~は引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 ~~(2) 需給地点は，需要場所内の地点とし，当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，お客さまと当社との協議により，需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。~~ ~~イ　山間地にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合~~ ~~ロ　当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合~~ ~~ハ　1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。~~ ~~ニ　62（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合~~ ~~ホ　その他特別の事情がある場合~~ ~~(3) 需給地点に至るまでの供給設備は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。~~ ~~なお，当社は，お客さま（共同引込みにより電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線，変圧器，接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。~~ ~~(4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。~~	55　供給方法，工事および施設 (1) 電気の需給地点は，当社<u>または当該配電事業者</u>の電線路<u>もしく</u>は引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 <u>(2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。</u> <u>(3) 当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。</u> <u>(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，(3)にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。</u>
~~61　架空引込線~~ ~~(1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には，原則として架空引込線によるものとし，お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは，当社が施設いたします。この場合には，引込線取付点は，当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって，堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~(2) 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。~~ ~~(3) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。~~ ~~(4) 当社は，お客さまの承諾をえて，次により，お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。~~	**（削　除）**

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
~~イ　当社は，お客さまの引込小柱を使用して，他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合，その引込小柱から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし，その引込線および引込小柱の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，需給地点は，お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。~~ ~~ロ　イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，お客さまにお返しいたします。また，これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。~~ ~~62　地中引込線~~ ~~(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で，当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには，次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。~~ ~~イ　お客さまが需要場所内に施設する開閉器，断路器または接続装置の接続点~~ ~~ロ　当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点~~ ~~なお，当社は，お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。~~ ~~(2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は，当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，お客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~なお，これ以外の場合には，需要場所内の地中引込線は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。~~ ~~イ　お客さまの構内における地中引込線のこう長が 50 メートル程度以内の場所~~ ~~ロ　建物の３階以下にある場所~~ ~~ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所~~ ~~(3) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。~~ ~~なお，この場合の付帯設備は，次のものをいいます。~~ ~~イ　鉄管，暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物~~ ~~ロ　お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール~~ ~~ハ　その他イまたはロに準ずる設備~~ ~~(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，(1)に準じて接続を行ないます。この場合，当社は，70（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。~~	**（削　除）**

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
~~63　連接引込線等~~ ~~(1) 当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，連接引込線（１需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線（２以上の需給契約に対して１引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給することがあります。この場合，当社は，分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。~~ ~~なお，お客さまの電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。~~ ~~(2) 当社は，お客さまの承諾をえて，次により，お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。~~ ~~イ　当社は，お客さまの引込口配線から分岐して，他のお客さまへの連接引込線を施設いたします。この場合，その引込口配線の終端までは共同引込線とし，その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，需給地点は，当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。~~ ~~ロ　イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，お客さまにお返しいたします。また，これにともない新たに施設される共同引込線は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。~~	（削　除）
~~64　中高層集合住宅等への供給方法~~ ~~中高層集合住宅等の場合で，１建物内の２以上の需要場所に電気を供給するときには，当社は，原則として１共同引込みをもって電気を供給いたします。~~ ~~なお，技術上その他やむをえない場合は，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し，電気を供給いたします。この場合，変圧器の２次側接続点までは，当社が施設いたします。~~	（削　除）
~~65　引込線の接続~~ ~~当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は，当社が行ないます。~~ ~~なお，お客さまの希望によって引込線の位置変更工事をする場合には，当社は，実費を申し受けます。~~	（削　除）
~~66　計量器等の取付け~~ ~~(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。），その付属装置（計量器箱，変成器，変成器箱，変成器の２次配線，通信装置，通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は，契約電力等に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。ただし，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。~~ ~~なお，次の場合には，お客さまの所有とし，お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。~~ ~~イ　お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合~~ ~~ロ　変成器の２次配線等で，当社規格以外のケーブルを必要とし，またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合~~ ~~(2) 計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検針，検査ならび~~	（削　除）

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
~~に取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし，お客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~また，集合住宅等の場合で，お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには，お客さまと当社との協議により，あらかじめ解錠のための鍵を提出していただく等当社が建物に立ち入るために必要な協力を行なっていただきます。~~ ~~(3) 計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。また，(1)によりお客さまが施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。~~ ~~(4) 当社は，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたします。~~ ~~(5) お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には，当社は，実費を申し受けます。~~	
~~67 電流制限器等の取付け~~ ~~(1) 需要場所の電流制限器等は，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。~~ ~~(2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし，その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。~~ ~~(3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更する場合には，当社は，実費を申し受けます。~~	**（削　除）**
~~68 専用供給設備~~ ~~(1) 当社は，次の場合には，70（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。~~ ~~イ　お客さまがとくに希望され，かつ，他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合~~ ~~ロ　45（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合~~ ~~ハ　お客さまの施設の保安上の理由，または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により，特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合~~ ~~(2) (1)の専用設備は，需給地点から需給地点に最も近い発変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（１次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。~~ ~~(3) (2)において，開閉所は，変電所とみなします。~~ ~~(4) 当社は，供給設備を２以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，(1)イの場合は，次に該当する場合で，いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。~~ ~~イ　２以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で，いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。~~ ~~ロ　お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合~~	**（削　除）**

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)

~~Ⅷ　工　事　費　の　負　担~~

~~69　一般供給設備の工事費負担金~~

~~(1) お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は 1,000 メートル，地中の場合は 150 メートルといたします。）をこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。~~

~~区　　分~~	~~単　　位~~	~~金　　額~~
~~架空配電設備の場合~~	~~超過こう長１メートルにつき~~	~~３，４１０円００銭~~
~~地中配電設備の場合~~	~~超過こう長１メートルにつき~~	~~２６，９５０円００銭~~

~~なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空配電設備についてはその工事こう長の 60 パーセント，地中配電設備についてはその工事こう長の 20 パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。~~

~~(2) 工事費負担金の対象となる供給設備は，需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する機器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。~~

~~(3) 工事費負担金は，需給契約ごとに算定いたします。ただし，１需要場所において２以上の需給契約を結ぶ場合は，需要場所ごとに算定いたします。~~

56　工事費負担金等の申受けおよび精算

(1) 当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

(2) 当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

(3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。

(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，(1)，(2)および(3)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。

（削　除）

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
(4) 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。 イ　2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は，その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合，無償こう長は，(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。 ロ　2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，お客さまごとに算定いたします。この場合，それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。 (5) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は，次により算定いたします。 イ　地中配電設備の超過こう長は，地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。 ロ　架空配電設備の超過こう長は，架空配電設備の工事こう長といたします。ただし，地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。 ＝架空配電設備の工事こう長＝（地中配電設備の無償こう長 ＝ 地中配電設備の工事こう長） (6) 次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 イ　配電設備 発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい，電線，引込線，変圧器およびこれらを支持し，または収納する工作物（支持物，がいし，支線，暗きょ，管等をいいます。）を含みます。 ロ　工事こう長 別表13（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお，単位は，1メートルとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (7) Ⅷ（工事費の負担）の各項において，契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合をいいます。 イ　定額電灯，臨時電灯Aおよび公衆街路灯Aの場合の契約負荷設備の総容量 ロ　契約電流 ハ　契約容量	（削　除）

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
~~ニ　契約電力~~ ~~なお，供給電気方式を交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトから交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトに変更される場合は，契約電力等を増加されるものとみなします。~~	
~~70　特別供給設備の工事費負担金~~ ~~お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として申し受けます。~~ ~~(1) お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は，標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額~~ ~~なお，標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。~~ ~~イ　お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線，支持物または変圧器等を施設する場合~~ ~~ロ　標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合~~ ~~ハ　その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合~~ ~~また，この場合も 69（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。~~ ~~(2) 架空配電設備で供給できるにもかかわらず，お客さまの希望によって地中配電設備を施設する場合は，イまたはロの金額~~ ~~イ　標準設計工事費をこえる金額~~ ~~なお，この場合も，69（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。~~ ~~ロ　需給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は，イにかかわらず，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額~~ ~~(3) 68（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額~~ ~~なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，68（専用供給設備）(2)によるものといたします。~~	**（削　除）**
~~71　供給設備を変更する場合の工事費負担金~~ ~~(1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで，お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は，65（引込線の接続），66（計量器等の取付け）または 67（電流制限器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。~~ ~~(2) 45（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。~~	**（削　除）**
~~72　特別供給設備等の工事費の算定~~ ~~70（特別供給設備の工事費負担金）および 71（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は，次により算定いたします。~~ ~~(1) 工事費は，お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，次により算定した標準設計工事費といたします。~~	**（削　除）**

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
~~イ　標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛りの合計額といたします。~~ ~~ロ　材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。~~ ~~ハ　撤去工事がある場合は，イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。~~ ~~ニ　お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，74（臨時工事費）に準じて算定いたします。~~ ~~(2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，(1)に準じて算定いたします。~~ ~~(3) 70（特別供給設備の工事費負担金）(1)または(2)イの場合で，その工事費を 69（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長 1 メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，(1)および(2)にかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも 69（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長 1 メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。~~ ~~(4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して電気を供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。~~ ~~イ　鉄塔を利用して電気を供給する場合~~ ~~工事費　×　使用回線数 / 施設回線数~~ ~~ロ　管路等を利用して電気を供給する場合~~ ~~工事費　×　使用孔数 / 施設孔数－予備孔数~~ ~~(5) 特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で，当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給設備を施設するときには，当社は，69（一般供給設備の工事費負担金）または 70（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。~~ ~~なお，この場合の工事費負担金は，70（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。~~ ~~73　工事費負担金の申受けおよび精算~~ ~~(1) 当社は，工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合，需給開始日までに申し受けます。~~	**（削　除）**

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
(2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。 (3) 工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。 イ 69（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。 (イ) 設計変更等により，架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合 (ロ) その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合 ロ 70（特別供給設備の工事費負担金）(69〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は，イに準ずるものといたします。)および71（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。 (イ) 設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合 (ロ) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。） (ハ) その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合 (4) 当社は，お客さまの承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。 なお，その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。 (5) 居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で，すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される69（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。 また，工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても，施設された配電設備に応じたものといたします。 74 臨時工事費 (1) 21（臨時電灯），26（臨時電力）または27（農事用電力）(2)で供給設備を常置しない場合によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には，当社は，新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を，臨時工事費として，原則として工事着手前に申し受けます。 なお，撤去後の資材の残存価額は，変圧器，開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント，その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。 (2) 臨時工事費を申し受ける場合は，69（一般供給設備の工事費負担金），70（特別供給設備の工事費	（削　除）

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
負担金）および71（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。 (3) 新たに施設する供給設備のうち，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。 (4) 臨時工事費の精算は，73（工事費負担金の申受けおよび精算）(3)ロの場合に準ずるものといたします。 75 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 供給設備の一部または全部を施設した後，お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を申し受けます。 なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に多額の費用を要したときは，その実費を申し受けます。	（削　除）
Ⅸ 保　　安	**Ⅷ 保　　安**
76 保安の責任 当社は，需給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有しない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について，保安の責任を負います。	**57 保安の責任** 当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有しない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。
77 調　　査 (1) 当社は，法令~~で~~定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。 なお，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (2) 調査は，次の事項について行ないます。ただし，必要がないと認められる場合には，その一部を省略することがあります。 イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定 ロ 接地抵抗値の測定 ハ 点検 (3) 当社は，(1)の調査の結果，技術基準に適合していると認めるときはその旨を，適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を，お客さまにお知らせいたします。 なお，調査結果の通知は，調査年月日，係員，調査についての照会先等を記載した文書により，原則として調査時に行ないます。	**58 調　　査** 当社または当該配電事業者は，法令および託送約款等に定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。
78 調査等の委託 (1) 当社は，77（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。 (2) 当社は，(1)によって委託した場合には，委託先の名称，所在地および委託した業務内容等を記載	（削　除）

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
~~した文書等により，お客さまにお知らせいたします。~~	
~~79~~ 調査に対するお客さまの協力 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社または**~~登録調査機関~~**に通知していただきます。 (2) 当社は，~~77~~（調査）~~(1)~~により調査を行なうにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。	**59 調査に対するお客さまの協力** (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社，当該配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 (2) 当社または当該配電事業者は，58（調査）により調査を行なうにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。
~~80~~ 保安に対するお客さまの協力 (1) 次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。 イ お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが，当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，当社が保安上必要と認めるときは，その期間について，当社は，(1)に準じて，適当な処置をいたします。 (3) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。	**60 保安に対するお客さまの協力** (1) 託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には，当社または当該配電事業者は，ただちに適当な処置をいたします。 イ お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが，当社または当該配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，当社または当該配電事業者が保安上必要と認めるときは，その期間について，当社または当該配電事業者は，(1)に準じて，適当な処置をいたします。 (3) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
~~81~~ 検査または工事の受託 (1) お客さまは，保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。 (2) (1)の申込みを受けた場合には，当社は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。 (3) お客さまは，保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。 (4) (3)の申込みを受けた場合には，当社は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。	**61 検査または工事の受託** (1) お客さまは，保安上必要な電気工作物の検査を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。 (2) (1)の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社または当該配電事業者は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。 (3) お客さまは，保安上必要な電気工作物の工事を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。 (4) (3)の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社または当該配電事業者は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
~~82~~ 自家用電気工作物 お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この離島約款のうち次のものは，適用いたしません。 (1) ~~77~~（調査） ~~(2) 78（調査等の委託）~~ (~~3~~) ~~79~~（調査に対するお客さまの協力） (~~4~~) ~~81~~（検査または工事の受託）	62 自家用電気工作物 お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この離島約款のうち次のものは，適用いたしません。 (1) 58（調査） (2) 59（調査に対するお客さまの協力） (3) 61（検査または工事の受託）
附　　則 1　この離島約款の実施期日 この離島約款は，２０２~~２~~年４月~~１２~~日から実施いたします。 2　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い (1) 従量電灯のお客さまで，共同住宅（１建物に２以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，１需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれかに該当する場合を除いて，(2)により算定いたします。 なお，この場合，お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。 イ　１建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。 ロ　１建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても，各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。 (2) 料金は，16（従量電灯）(1)ニ，(2)ニおよび(3)ホにかかわらず，各戸ごとに従量電灯Ａまたは従量電灯Ｂを適用したものとみなして，次のとおり算定いたします。 イ　基本料金 基本料金は，契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に，各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし，従量電灯Ａの場合は適用いたしません。 ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Ａの場合は料金といたします。）は，１月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に，各戸数を乗じてえた金額といたします。 3　高負荷率電灯についての特別措置 この離島約款実施の際現に 16（従量電灯）(3)ニ(ｲ)によって契約容量が定められている従量電灯Ｃのお客さま等が高負荷率電灯の適用を希望される場合の契約容量は，~~20~~（高負荷率電灯）(4)にかかわら	**附　　則** 1　この離島約款の実施期日 この離島約款は，２０２３年４月１日から実施いたします。 2　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い (1) 従量電灯のお客さまで，共同住宅（１建物に２以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，１需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれかに該当する場合を除いて，(2)により算定いたします。 なお，この場合，お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。 イ　１建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。 ロ　１建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても，各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。 (2) 料金は，16（従量電灯）(1)ニ，(2)ニおよび(3)ホにかかわらず，各戸ごとに従量電灯Ａまたは従量電灯Ｂを適用したものとみなして，次のとおり算定いたします。 イ　基本料金 基本料金は，契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に，各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし，従量電灯Ａの場合は適用いたしません。 ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Ａの場合は料金といたします。）は，１月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に，各戸数を乗じてえた金額といたします。 3　高負荷率電灯についての特別措置 この離島約款実施の際現に 16（従量電灯）(3)ニ(ｲ)によって契約容量が定められている従量電灯Ｃのお客さま等が高負荷率電灯の適用を希望される場合の契約容量は，18（高負荷率電灯）(4)にかかわら

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
ず，16（従量電灯）(3)ニに準じてお客さまと当社との協議によって定めます。	ず，16（従量電灯）(3)ニに準じてお客さまと当社との協議によって定めます。
4　口座振替のお客さまについての特別措置	**4　口座振替のお客さまについての特別措置**
(1) 適用範囲	(1) 適用範囲
従量電灯Ｂ~~，~~従量電灯Ｃ~~，時間帯別電灯，季節別時間帯別電灯Ⅰ，季節別時間帯別電灯Ⅱまたは高負荷率電灯~~により電気の供給を受け，~~当社の指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法~~により料金を支払われるお客さまで，この特別措置の適用を希望される場合は，当分の間，適用いたします。	従量電灯Ｂまたは従量電灯Ｃにより電気の供給を受け，口座振替により料金を支払われるお客さまで，この特別措置の適用を希望される場合は，当分の間，適用いたします。
ただし，複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払われる場合は，この特別措置を適用いたしません。	ただし，複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払われる場合は，この特別措置を適用いたしません。
(2) 料　　金	(2) 料　　金
イ　各月の料金は，当社が１回目の振替日として指定した日（以下「初回振替日」といいます。）にその前月の料金が引き落とされた場合には，従量電灯Ｂ~~，~~従量電灯Ｃ~~，時間帯別電灯，季節別時間帯別電灯Ⅰ，季節別時間帯別電灯Ⅱまたは高負荷率電灯~~によって算定された基本料金および電力量料金の合計から次の初回振替割引額を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。	イ　各月の料金は，当社が１回目の振替日として指定した日（以下「初回振替日」といいます。）にその前月の料金が引き落とされた場合には，従量電灯Ｂまたは従量電灯Ｃによって算定された基本料金および電力量料金の合計から次の初回振替割引額を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。
なお，その前月の料金が初回振替日に引き落とされなかった場合の料金は，従量電灯Ｂ~~，~~従量電灯Ｃ~~，時間帯別電灯，季節別時間帯別電灯Ⅰ，季節別時間帯別電灯Ⅱまたは高負荷率電灯~~によって算定された料金といたします。	なお，その前月の料金が初回振替日に引き落とされなかった場合の料金は，従量電灯Ｂまたは従量電灯Ｃによって算定された料金といたします。
初回振替割引額（１契約につき）　５５円００銭	初回振替割引額（１契約につき）　５５円００銭
ロ　直前の検針日から需給契約の消滅の前日までの期間の料金は，イの初回振替割引額は適用いたしません。	ロ　直前の検針日から需給契約の消滅の前日までの期間の料金は，イの初回振替割引額は適用いたしません。
(3) そ の 他	(3) そ の 他
イ　この特別措置は，お客さまの申込みを当社が承諾し，かつ，お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了したときに適用いたします。	イ　この特別措置は，お客さまの申込みを当社が承諾し，かつ，お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了したときに適用いたします。
ロ　お客さまがこの特別措置の適用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。	ロ　お客さまがこの特別措置の適用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。
ハ　この特別措置は，次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に終了いたします。	ハ　この特別措置は，次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に終了いたします。
(ｲ) お客さまが，従量電灯Ｂ~~，~~従量電灯Ｃ~~，時間帯別電灯，季節別時間帯別電灯Ⅰ，季節別時間帯別電灯Ⅱまたは高負荷率電灯~~による需給契約を廃止した場合は，需給契約が消滅した日にこの特別措置を終了いたします。	(ｲ) お客さまが，従量電灯Ｂまたは従量電灯Ｃによる需給契約を廃止した場合は，需給契約が消滅した日にこの特別措置を終了いたします。
(ﾛ) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日にこの特別措置を終了いたします。	(ﾛ) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日にこの特別措置を終了いたします。
（新　規）	**5　時間帯別電灯のお客さまについての特別措置** この離島約款実施の際現に**時間帯別電灯の適用を受けている場合**，２０２４年３月の検針日の前日までの電気の使用に係る料金に限り，17（時間帯別電灯）(5)および(6)を，次のとおり読み替えて適用いたします。 (5) 料　　金

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
（新　規）	料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，お客さまが(6)ハに定める通電開始時刻が制御可能な電気温水器（以下「通電制御型電気温水器」といいます。）を使用されるときの料金は，基本料金および電力量料金の合計から，ハによって算定された通電制御型電気温水器割引額を差し引いたものに，別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）（１）ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）（１）ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ　基本料金 基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 (ｲ) 契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合 １契約につき　１，５７３円００銭 (ﾛ) 契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合 １契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで　２，２５５円００銭 上記をこえる１キロボルトアンペアにつき　３０２円５０銭 ロ　電力量料金 電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。 (ｲ) 昼間時間 最初の 90 キロワット時までの１キロワット時につき　３５円１７銭 90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの１キロワット時につき　４０円３９銭 230 キロワット時をこえる１キロワット時につき　４１円５６銭 (ﾛ) 夜間時間 １キロワット時につき　２４円６１銭 ハ　通電制御型電気温水器割引額 通電制御型電気温水器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の通電制御型電気温水器割引額は，半額といたします。

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
（新　規）	通電制御型電気温水器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき　１５４円００銭 なお，通電制御型電気温水器の総容量（入力）の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ニ　最低月額料金 イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハによって算定された通電制御型電気温水器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 １契約につき　２７５円９０銭 (6) その他 イ　昼間時間における料金適用上の電力量区分通電制御型電気温水器割引額の日割計算は，別表４（日割計算の基本算式）(1)ロによるものといたします。 なお，通電制御型電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合は，通電制御型電気温水器割引額は，日割計算をいたします。 ロ　通電制御型電気温水器の取り付けまたは取り替えをされた場合の通電制御型電気温水器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型電気温水器であることを確認した日以降の料金についてそれぞれ適用いたします。 ハ　通電制御型電気温水器とは，次の(ｲ)または(ﾛ)に該当するものをいいます。 (ｲ) 次のいずれにも該当する機能を有するもの。 a 給水温度を検知できること。 b　aの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。 c　bの熱量から所要通電時間数を算出できること。 d 毎日の夜間時間（30〔使用電力量の計量〕(6)イの場合は通電時間といたします。）の終了時刻からcの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。 (ﾛ) (ｲ)に準ずる場合で，当社が認めたもの。 ニ　通電制御型電気温水器割引額を日割計算する場合の基本算式は，次のとおりといたします。 $$\text{１月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
（新　規）	ただし，31（料金の算定）(1)ハに該当する場合は， $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$ といたします。 ホ 供給停止期間中の通電制御型電気温水器割引額については，「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。 なお，この場合，通電制御型電気温水器割引額は，まったく電気を使用しない場合のものといたします。 ヘ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Cに準ずるものといたします。 **６　この離島約款の実施にともなう切替措置** この離島約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては，31（料金の算定）および 32（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。
別　　表 **１　再生可能エネルギー発電促進賦課金** (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。 なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を~~あらかじめ当社の事務所に掲示~~いたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，イにいう検針日は，応当日といたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定	**別　　表** **１　再生可能エネルギー発電促進賦課金** (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。 なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を<u>インターネットを利用する方法等によりお知らせ</u>いたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，イにいう検針日は，応当日といたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。 なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (ｲ) 定額制供給の場合 a　定額電灯および公衆街路灯Ａ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。 b　臨時電灯Ａ，臨時電力~~，~~農事用電力Ｂ~~および深夜電力Ａ~~ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (ﾛ) 従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。 (ｲ) (ﾛ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37 条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (ﾛ) 定額制供給の場合は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。	イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。 なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (ｲ) 定額制供給の場合 a　定額電灯および公衆街路灯Ａ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。 b　臨時電灯Ａ，臨時電力および農事用電力Ｂ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (ﾛ) 従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。 (ｲ) (ﾛ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37 条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (ﾛ) 定額制供給の場合は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。
２　燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ　平均燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。	**２　燃料費調整** (1) 燃料費調整額の算定 イ　平均燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は,10 円の位で四捨五入いたします。	なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。
平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格 α＝0.2303 β＝1.1441 なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	(ｲ)　定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力の場合 平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格 α＝0.2303 β＝1.1441 なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (ﾛ)　(ｲ)以外の場合 平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格 Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格 α＝0.0380 β＝0.0702 γ＝1.2641 なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ロ　基準燃料価格 (ｲ)　定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力の場合 原油換算値１キロリットル当たりの基準燃料価格は，21,900 円といたします。 (ﾛ)　(ｲ)以外の場合 原油換算値１キロリットル当たりの基準燃料価格は，79,300 円といたします。 ハ　調整上限燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの調整上限燃料価格は，32,900 円といたします。
~~ﾛ~~　燃料費調整単価 燃料費調整単価は，各契約種別ごとに~~次~~の算式によって算定された値といたします。 なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	三　燃料費調整単価 燃料費調整単価は,各契約種別ごとに(ｲ)または(ﾛ)の算式によって算定された値といたします。 なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
~~(ｲ)~~　１キロリットル当たりの平均燃料価格が ~~21,900 円~~を下回る場合 燃料費調整単価 ＝（~~21,900 円~~－平均燃料価格）× (2)の基準単価 / 1,000	(ｲ)　定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力の場合 ａ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合 燃料費調整単価 ＝（基準燃料価格－平均燃料価格）× (2)の基準単価 / 1,000

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)

~~(ﾛ)~~ １キロリットル当たりの平均燃料価格が ~~21,900 円~~を上回り，かつ，~~32,900 円~~以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{~~21,900 円~~}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

~~(ﾊ)~~ １キロリットル当たりの平均燃料価格が ~~32,900 円~~を上回る場合

平均燃料価格は，~~32,900 円~~といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{~~32,900 円~~} - \text{~~21,900 円~~}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

b　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り，かつ，調整上限燃料価格以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

c　１キロリットル当たりの平均燃料価格が調整上限燃料価格を上回る場合

平均燃料価格は，調整上限燃料価格といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{調整上限燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ﾛ) (ｲ)以外の場合

a　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

b　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

~~ﾊ~~　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ﾛ)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間

ホ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ﾛ)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)

毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

~~ﾆ~~ 燃料費調整額

(ｲ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，~~ﾛ~~によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯Ａ，臨時電力~~,~~農事用電力Ｂ~~および深夜電力Ａ~~

燃料費調整額は，~~ﾛ~~によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ﾛ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は，その１月の使用電力量に~~ﾛ~~によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量に~~ﾛ~~によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに~~ﾛ~~によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

ｲ 定額制供給の場合

(ｲ) 定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

(ﾛ) 定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

ﾊ 燃料費調整額

(ｲ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，ﾆによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電力Ａ，臨時電力および農事用電力Ｂ

燃料費調整額は，ﾆによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ﾛ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にﾆによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量にﾆによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにﾆによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

ｲ 定額制供給の場合

(ｲ) 定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)

電灯	10 ワットまでの１灯につき	６２銭４厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき	１円２４銭７厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの１灯につき	２円４９銭５厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの１灯につき	３円７４銭２厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき	６円２３銭８厘
	100 ワットをこえる１灯につき 100 ワットまでごとに	６円２３銭８厘
小型機器	50 ボルトアンペアまでの１機器につき	１円８６銭３厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの１機器につき	３円７２銭６厘
	100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	３円７２銭６厘

(ﾛ) 臨時電灯Ａ

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	５銭１厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	１０銭０厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	１０銭０厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	１円００銭５厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	１円００銭５厘

(ﾊ) 臨時電力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	１円０５銭７厘

(ﾆ) 農事用電力Ｂ

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

電灯	10 ワットまでの１灯につき	６２銭４厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき	１円２４銭７厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの１灯につき	２円４９銭５厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの１灯につき	３円７４銭２厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき	６円２３銭８厘
	100 ワットをこえる１灯につき 100 ワットまでごとに	６円２３銭８厘
小型機器	50 ボルトアンペアまでの１機器につき	１円８６銭３厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの１機器につき	３円７２銭６厘
	100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	３円７２銭６厘

(ﾛ) 臨時電灯Ａ

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	５銭１厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	１０銭０厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	１０銭０厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	１円００銭５厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	１円００銭５厘

(ﾊ) 臨時電力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	１円０５銭７厘

(ﾆ) 農事用電力Ｂ

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
契約電力１キロワット１日につき　１円９０銭２厘	契約電力１キロワット１日につき　１円９０銭２厘
~~(ﾊ) 深夜電力A~~ ~~基準単価は，１月につき次のとおりといたします。~~ ~~１契約につき　１６円０６銭０厘~~	
ロ　従量制供給の場合 基準単価は，次のとおりといたします。	ロ　従量制供給の場合 基準単価は，次のとおりといたします。
	(ｲ) 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力の場合
１キロワット時につき　１６銭１厘	１キロワット時につき　１６銭１厘
	(ﾛ) (ｲ)以外の場合
	１キロワット時につき　１８銭６厘
(3) 燃料費調整単価等の~~掲示~~ 当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均石炭価格および(1)~~ロ~~によって算定された燃料費調整単価を~~当社の事務所に掲示~~いたします。	(3) 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および(1)ニによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。
~~**3　契約負荷設備の総容量の算定**~~ ~~(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。~~ ~~イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合~~ ~~差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。~~ ~~ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合~~ ~~電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。~~ ~~(ｲ) 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院~~ ~~１差込口につき　50ボルトアンペア~~ ~~(ﾛ) (ｲ)以外の場合~~ ~~１差込口につき　100ボルトアンペア~~ ~~(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の１回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。~~	**（削　除）**
~~**4　負荷設備の入力換算容量**~~	

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
(1) 照明用電気機器 照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。 イ けい光灯	**(削　除)**
ロ ネオン管灯	**(削　除)**
ハ スリームラインランプ	
ニ 水 銀 灯	

	換　算　容　量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 150 パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) × 125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 200 パーセント	

2次電圧(ボルト)	換　算　容　量		
	入　力(ボルトアンペア)		入 力(ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

管の長さ (ミリメートル)	換　算　容　量	
	入 力(ボルトアンペア)	入 力(ワット)
999 以下	40	40
1,149 〃	60	60
1,556 〃	70	70
1,759 〃	80	80
2,368 〃	100	100

出力 (ワット)	換　算　容　量		
	入　力(ボルトアンペア)		入 力(ワット)
	高力率型	低力率型	

40 以下	60	130	50
60 〃	80	170	70
80 〃	100	190	90
100 〃	150	200	130
125 〃	160	290	145
200 〃	250	400	230
250 〃	300	500	270
300 〃	350	550	325
400 〃	500	750	435
700 〃	800	1,200	735
1,000 〃	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出 力(ﾜｯﾄ)	換 算 容 量		
	入 力(ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ)		入 力(ﾜｯﾄ)
	高力率型	低力率型	
35 以下		160	出 力(ﾜｯﾄ) ×133.0 パーセント
45 〃		180	
65 〃		230	
100 〃	250	350	
200 〃	400	550	
400 〃	600	850	
550 〃	900	1,200	
750 〃	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

3相誘導電動機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

(イ) 馬力表示の場合

入力（キロワット）＝出力（馬力）×93.3パーセント

(ロ) キロワット表示の場合

入力（キロワット）＝出力（キロワット）×125.0パーセント

(3) レントゲン装置

（削 除）

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)

~~レントゲン装置の換算容量は，次によります。~~

~~なお，レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。~~

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量(入力)（キロボルトアンペア）
治療用装置			定格１次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30 〃 50 〃	2
		50 〃 100 〃	3
		100 〃 200 〃	4
		200 〃 300 〃	5
		300 〃 500 〃	7.5
		500 〃 1,000 〃	10
	95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300 〃 500 〃	8
		500 〃 1,000 〃	13.5
	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量	0.75マイクロファラッド以下	1
		0.75マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下	2
		1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下	3

（削　除）

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
(4) 電気溶接機 電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。 イ　日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合 入力（キロワット）＝最大定格１次入力（キロボルトアンペア） ×70 パーセント ロ　イ以外の場合 入力（キロワット）＝実測した１次入力（キロボルトアンペア） ×70 パーセント (5) その他 イ　(1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。 ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。 ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。	
5　加重平均力率の算定 加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。 加重平均力率（パーセント） $= \dfrac{100\text{パーセント} \times \left(\text{電熱器総容量}\right) + 90\text{パーセント} \times \left(\text{力率90パーセントの機器総容量}\right) + 80\text{パーセント} \times \left(\text{力率80パーセントの機器総容量}\right)}{\text{機器総容量}}$	3　加重平均力率の算定 加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。 加重平均力率（パーセント） $= \dfrac{100\text{パーセント} \times \left(\text{電熱器総容量}\right) + 90\text{パーセント} \times \left(\text{力率90パーセントの機器総容量}\right) + 80\text{パーセント} \times \left(\text{力率80パーセントの機器総容量}\right)}{\text{機器総容量}}$
6　進相用コンデンサ取付容量基準 進相用コンデンサの容量は，次のとおりといたします。 (1) 照明用電気機器 イ　けい光灯 進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は，次によります。 使用電圧（ボルト）／管灯の定格消費電力（ワット）／コンデンサ取付容量（マイクロファラッド） 100／10／3.5 100／15／4.5 100／20／5.5	（削　除）

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)

	30	9
	40	14
	60	17
	80	25
	100	30
200	40	3.5
	60	4.5
	80	5.5
	100	7

ロ　ネオン管灯

2 次 電 圧 （ボルト）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）
3,000	20
6,000	30
9,000	50
12,000	50
15,000	75

ハ　水銀灯

出　　力 （ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100 ボルト	200 ボルト
50 以下	30	7
100　〃	50	9
250　〃	75	15
300　〃	100	20
400　〃	150	30
700　〃	250	50
1,000　〃	300	75

(2) 誘導電動機

イ　個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電　　圧 （ボルト）	電動機定格出力 （キロワット）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）
100	0.1	40
	0.2	50

（削　除）

	0.4 0.75	75 100
200	0.1 0.2 0.4 0.75	20 20 30 40

(ロ) 3相誘導電動機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

電動機	馬　力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
定格出力	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ　一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は，各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

（削　除）

溶接機最大入力(ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ)	3以上	5以上	7.5以上	10以上	15以上	20以上	25以上	30以上	35以上	40以上	45以上50未満
コンデンサ取付容量(ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4) その他

(1)，(2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については，機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

7　契約容量および契約電力の算定方法

16（従量電灯）(3)ニ(ﾛ)または23（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)} \times \text{電圧(ﾎﾞﾙﾄ)} \times \frac{1}{1{,}000}$$

なお，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は，200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)} \times \text{電圧(ﾎﾞﾙﾄ)} \times 1.732 \times \frac{1}{1{,}000}$$

8　使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は，原則として次によります。

（削　除）

（削　除）

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
(1) 過去の使用電力量による場合 次のいずれかによって算定いたします。ただし，協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流，契約容量または契約電力の変更があった場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。 イ　前月または前年同月の使用電力量による場合 $\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ ロ　前３月間の使用電力量による場合 $\frac{\text{前３月間の使用電力量}}{\text{前３月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ (2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。 (3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で，取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。 $\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ (4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。 なお，この場合の計量器の取付けは，66（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。 (5) 公差をこえる誤差により修正する場合 $\frac{\text{計　量　電　力　量}}{\text{100 パーセント＋（±誤差率）}}$ なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。 イ　お客さまの申出により測定したときは，申出の日の属する月 ロ　当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月	
9　日割計算の基本算式	4　日割計算の基本算式

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
(1) 日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。 イ　基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の料金を日割りする場合 $$1月の該当料金 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$ ただし，~~36~~（料金の算定）(1)ハに該当する場合は $\frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ は，$\frac{日割計算対象日数}{暦日数}$ といたします。 ロ　料金適用上の電力量区分等を日割りする場合 (ｲ) 従量電灯Ａの電力量区分を日割りする場合 $$最低料金適用電力量 = 8キロワット時 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$ なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。 (ﾛ) 従量電灯Ｂおよび従量電灯Ｃの電力量区分を日割りする場合 $$第1段階料金適用電力量=120キロワット時 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$ なお，第１段階料金適用電力量とは，最初の 120 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 $$第2段階料金適用電力量=180キロワット時 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$ なお，第２段階料金適用電力量とは，120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ﾊ) 時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合	(1) 日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。 イ　基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の料金を日割りする場合 $$1月の該当料金 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$ ただし，31（料金の算定）(1)ハに該当する場合は $\frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ は，$\frac{日割計算対象日数}{暦日数}$ といたします。 ロ　料金適用上の電力量区分等を日割りする場合 (ｲ) 従量電灯Ａの電力量区分を日割りする場合 $$最低料金適用電力量 = 8キロワット時 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$ なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。 (ﾛ) 従量電灯Ｂおよび従量電灯Ｃの電力量区分を日割りする場合 $$第1段階料金適用電力量=120キロワット時 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$ なお，第１段階料金適用電力量とは，最初の 120 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 $$第2段階料金適用電力量=180キロワット時 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$ なお，第２段階料金適用電力量とは，120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ﾊ) 時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
第１段階料金適用電力量＝90 キロワット時×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$	第１段階料金適用電力量＝90 キロワット時×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$
なお，第１段階料金適用電力量とは，昼間時間における使用電力量のうち，最初の 90 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。	なお，第１段階料金適用電力量とは，昼間時間における使用電力量のうち，最初の 90 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。
第２段階料金適用電力量＝140 キロワット時×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$	第２段階料金適用電力量＝140 キロワット時×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$
なお，第２段階料金適用電力量とは，昼間時間における使用電力量のうち，90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。	なお，第２段階料金適用電力量とは，昼間時間における使用電力量のうち，90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。
~~(ニ) ５時間通電機器割引額，通電制御型電気温水器割引額または通電制御型電気暖房器割引額を日割りする場合~~	
~~１月の該当割引額×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$~~	
~~(ホ) エルフＶプラン割引上限額，エルフＶあったかプラン割引上限額およびエルフＳプラン割引上限額を日割りする場合~~	
~~エルフＶプラン割引上限額×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$~~	
~~エルフＶあったかプラン割引上限額×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$~~	
~~エルフＳプラン割引上限額×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$~~	
(ヘ) (イ)，(ロ)または(ハ)によって算定された最低料金適用電力量，第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	(ニ) (イ)，(ロ)または(ハ)によって算定された最低料金適用電力量，第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
(ト) ~~36~~（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(イ)，(ロ)，(ハ)，~~(ニ)および(ホ)~~の	(ホ) 31（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(イ)，(ロ)および (ハ)の

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。	$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。
ハ　日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合	ハ　日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合
(ｲ) ~~36~~（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。	(ｲ) 31（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
(ﾛ) ~~36~~（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，~~季節別時間帯別電灯Ⅰ，~~高負荷率電灯，低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。	(ﾛ) 31（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，高負荷率電灯，低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，当社または当該配電事業者が計量値を確認する場合は，その値によります。
~~ニ　深夜電力Bにおける通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を日割りする場合~~ ~~28（深夜電力）(2)ホ(ｲ)または36（料金の算定）(1)ロの場合で，日割計算をするときは，料金に変更のあった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合，それぞれの期間の使用電力量は，ハ(ﾛ)に準じて算定いたします。~~	
(2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。	(2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。
イ　電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。	イ　電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。
ロ　需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。	ロ　需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。
(3) 定額制供給の場合または~~35~~（使用電力量の計量）(~~12~~)の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。	(3) 定額制供給の場合または30（使用電力量の計量）(11)の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
(4) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。	(4) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。
イ　電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。	イ　電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
ロ　需給契約が消滅した場合	ロ　需給契約が消滅した場合

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。	そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。	(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。
~~(6) 供給停止期間中の５時間通電機器割引額，通電制御型電気温水器割引額および通電制御型電気暖房器割引額については，「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。~~	
~~なお，この場合，５時間通電機器割引額，通電制御型電気温水器割引額および通電制御型電気暖房器割引額は，まったく電気を使用しない場合のものといたします。~~	
10 夜間蓄熱式機器等	**5 夜間蓄熱式機器等**
(1) 時間帯別電灯~~，季節別時間帯別電灯Ⅰおよび季節別時間帯別電灯Ⅱ~~における夜間蓄熱式機器の取扱いは，次のとおりといたします。	(1) 時間帯別電灯における夜間蓄熱式機器の取扱いは，次のとおりといたします。
イ 夜間蓄熱式機器とは，次のいずれかに該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。	イ 夜間蓄熱式機器とは，次のいずれかに該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
(ｲ) 主として夜間時間に通電する機能を有し，通電時間中に蓄熱のために使用されるもの。	(ｲ) 主として夜間時間に通電する機能を有し，通電時間中に蓄熱のために使用されるもの。
(ﾛ) (ｲ)に準ずる通電機能を有し，夜間時間の通電時間中に蓄熱のために使用されるものであって，給湯と床暖房にあわせて使用される等複数の用途に対応する機能を有するもの。	(ﾛ) (ｲ)に準ずる通電機能を有し，夜間時間の通電時間中に蓄熱のために使用されるものであって，給湯と床暖房にあわせて使用される等複数の用途に対応する機能を有するもの。
ロ イ(ｲ)の「主として夜間時間に通電する機能」とは，次の場合を含みます。	ロ イ(ｲ)の「主として夜間時間に通電する機能」とは，次の場合を含みます。
(ｲ) お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合	(ｲ) お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合
(ﾛ) ~~35~~（使用電力量の計量）(~~7~~)イまたはロの場合で，当社が当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合	(ﾛ) 30（使用電力量の計量）(6)イの場合で，当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合
ハ 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。	ハ 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。
ニ 当社は，夜間蓄熱式機器~~ならびに別表 11（通電制御型電気温水器）および別表 12（通電制御型電気暖房器）に定める通電制御型電気温水器および通電制御型電気暖房器~~の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，各機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。	ニ 当社は，夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，各機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。
~~(2) 深夜電力Bにおける通電制御型夜間蓄熱式機器の取扱いは，次のとおりといたします。~~	
~~イ 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。~~	
~~ロ 当社は，別表 11（通電制御型電気温水器）に定める通電制御型電気温水器または別表 12（通電制御型電気暖房器）に定める通電制御型電気暖房器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型電気温水器または通電制御型電気暖房器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。~~	
~~11 通電制御型電気温水器~~	
~~(1) 時間帯別電灯における通電制御型電気温水器とは，次のイまたはロに該当するものをいいます。~~	

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
~~イ　次のいずれにも該当する機能を有するもの。~~ ~~(イ) 給水温度を検知できること。~~ ~~(ロ) (イ)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。~~ ~~(ハ) (ロ)の熱量から所要通電時間数を算出できること。~~ ~~(ニ) 毎日の夜間時間（35〔使用電力量の計量〕(7)イの場合は通電時間といたします。）の終了時刻から(ハ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。~~ ~~ロ　イに準ずる場合で，当社が認めたもの。~~ ~~(2) 深夜電力Bにおける通電制御型電気温水器とは，次のイまたはロに該当するものをいいます。~~ ~~イ　次のいずれにも該当する機能を有するもの。~~ ~~(イ) 給水温度を検知できること。~~ ~~(ロ) (イ)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。~~ ~~(ハ) (ロ)の熱量から所要通電時間数を算出できること。~~ ~~(ニ) 契約使用時間終了時刻から(ハ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。~~ ~~ロ　イに準ずる場合で，当社が認めたもの。~~	**（削　除）**
~~12　通電制御型電気暖房器~~ ~~(1) 時間帯別電灯における通電制御型電気暖房器とは，次のイまたはロに該当するものをいいます。~~ ~~イ　次のいずれにも該当する機能を有するもの。~~ ~~(イ) 蓄熱体の温度を検知できること。~~ ~~(ロ) (イ)の蓄熱体の温度にもとづいてお客さまが必要とされる熱量を算出できること。~~ ~~(ハ) (ロ)の熱量から所要通電時間数を算出できること。~~ ~~(ニ) 毎日の夜間時間（35〔使用電力量の計量〕(7)イの場合は通電時間といたします。）の終了時刻から(ハ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。~~ ~~ロ　イに準ずる場合で，当社が認めたもの。~~ ~~(2) 深夜電力Bにおける通電制御型電気暖房器とは，次のイまたはロに該当するものをいいます。~~ ~~イ　次のいずれにも該当する機能を有するもの。~~ ~~(イ) 蓄熱体の温度を検知できること。~~ ~~(ロ) (イ)の蓄熱体の温度にもとづいてお客さまが必要とされる熱量を算出できること。~~ ~~(ハ) (ロ)の熱量から所要通電時間数を算出できること。~~ ~~(ニ) 契約使用時間終了時刻から(ハ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。~~ ~~ロ　イに準ずる場合で，当社が認めたもの。~~	**（削　除）**
~~13　標準設計基準~~	

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
(1) 高圧または低圧電線路 イ　一般基準 (イ) 電圧降下の許容限度 高圧または低圧の電線路（需給地点から需給地点に最も近い発変電所の引出口までの電線路）における電圧降下の許容限度の標準は，次によります。 公称電圧 / 地域区分：高圧 3,300ボルト／高圧 6,600ボルト／低圧 100ボルト／低圧 200ボルト 都市域：―／300ボルト／6ボルト／20ボルト その他：300ボルト／600ボルト／6ボルト／20ボルト (ロ) 経過地 高圧または低圧の電線路の経過地は，地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。 (ハ) 電線路の種類 高圧または低圧の電線路は，架空電線路といたします。ただし，架空電線路を施設することが法令上不可能な場合，または技術上，経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には他の方法によります。 ロ　架空電線路 (イ) 電線路の施設 a　高圧または低圧の架空電線路は，単独の電線路の新設，他の架空電線路との併架，電線の張替え，または負荷分割をする場合のうち線路の保守，保安上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。 b　架空電線路を単独に施設する場合の回線数は，原則として１回線といたします。 c　併架の場合の１配電線路の回線数は，既設電線も含めて高圧線，低圧線ともそれぞれ２回線を限度といたします。 (ロ) 支持物の種類 高圧または低圧の架空電線路の支持物は，原則として鉄筋コンクリート柱といたします。ただし，技術上，経済上適当でない場合は，他の支持物を使用いたします。 (ハ) 標準径間 高圧または低圧の架空電線路の標準径間は，40メートルから50メートルといたします。 (ニ) 支持物の長さ 高圧または低圧の架空電線路の支持物の長さは，次によります。ただし，施設場所の状況により根入れ，電線の弛度，装柱，交差，接近，引込線，前後の支持物の高さ等の関係からやむをえない場合は，この長さ以外のものとすることがあります。	（削　除） （削　除）

支持物の長さ（メートル）	10，12

(ﾎ) がいし

高圧または低圧の架空電線路のがいしは，次によります。

使用箇所 / 電圧	引通箇所	引留箇所
高圧	高圧中実がいし 高圧ピンがいし	高圧耐張がいし
低圧	低圧ピンがいし	低圧引留がいし
低圧引込	低圧ピンがいし，低圧引留がいし， 引込用バインドレスがいし	

(ﾍ) 装柱

高圧または低圧の架空電線路の装柱は，複雑にならないように考慮し，高圧電線は水平配列，低圧電線は水平配列または垂直配列といたします。ただし，他物との離隔距離確保のため特殊装柱とすることがあります。

(ﾄ) 電線の種類および太さ

a　高圧または低圧の架空電線は，絶縁電線を使用いたします。

b　電線の太さは，許容電流，電圧降下，機械的強度および法令上の制限等を考慮して，次の中から選定いたします。ただし，技術上，経済上不適当な場合は，架空ケーブル等，他の適当な電線を使用い

電線種別および太さ			許容電流(アンペア)						
			高圧絶縁電線(架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁電線)	低圧絶縁電線				600ﾎﾞﾙﾄﾋﾞﾆﾙ絶縁ﾋﾞﾆﾙｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ	
				屋外用ﾋﾞﾆﾙ絶縁電線	特殊耐熱ﾋﾞﾆﾙ絶縁電線	引込用ﾋﾞﾆﾙ絶縁電線			
						2ｺより	3ｺより	2心	3心
銅	単線	2.0ﾐﾘﾒｰﾄﾙ						23	20
		2.6　〃				38	34		
		3.2　〃				50	44		
		4.0　〃		78					
		5.0　〃	142	103					
	より	8平方ﾐﾘﾒｰﾄﾙ						42	37

（削　除）

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)

	り線	14　〃				70	62		
		22　〃				92	80	79	70
		38　〃				130	113		
		60　〃		206		174	152	140	125
		80　〃			313				
アルミ	より線	120 平方ミリメートル	308						
		240 平方ミリメートル	512						

(ﾁ) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は，次の中から技術上，経済上適正なものを選定いたします。

なお，三相電力負荷に対しては，単相変圧器２台を用いてＶ結線により使用いたします。

容量（キロボルトアンペア）	5，10，20，30，50，100

(ﾘ) 開閉器の施設

高圧架空電線路の系統操作および保守のために，必要な箇所には開閉器を施設いたします。

(ﾇ) 耐雷施設

架空電線路には，避雷器，架空地線等の耐雷上必要な設備を施設いたします。

(ﾙ) 耐塩施設

塩害地域に施設する架空電線路の機器および材料は，耐塩構造のものを使用いたします。

ハ　地中電線路

(ｲ) 施設方法

高圧地中電線路の施設方法は，施設環境等を考慮し，技術上支障のない範囲で，管路式，暗きょ式，開きょ式または直埋式の中から選定いたします。

(ﾛ) ケーブルの選定

高圧または低圧の地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは，許容電流，電圧降下および施設方法等を考慮し，次の中から選定いたします。

電圧	種　　類	公称断面積（平方ミリメートル）
高圧	CVT ケーブル （6,600 ボルトトリプレックス形架橋ポリエチレン絶縁ビニルシース電力ケーブル）	22，60，150， 250，325，400
低圧	CVQ ケーブル （600 ボルト４ヨより架橋ポリエチレン絶縁ビニルシース電力ケーブル） CV ケーブル （600 ボルト架橋ポリエチレン絶縁ビニルシース電力ケ	60，100，150，250

（削　除）

	~~ゴム)~~	
	~~VVRケーブル (600ボルトビニル絶縁ビニルシース電力ケーブル)~~	~~8，14，22~~

~~(ハ) 開閉器，路上変圧器，路上低圧分岐箱の施設~~

~~a 多回路開閉器は，高圧線を分岐する場合に施設いたします。~~

~~b 高圧引込開閉器は，高圧で供給を受けるお客さまへ〃引込により供給する場合に施設いたします。~~

~~c 路上変圧器は，高圧から低圧への変圧が必要な場合に施設いたします。~~

~~d 路上低圧分岐箱は，低圧線を分岐する場合に施設いたします。~~

~~(2) 変電設備~~

~~イ 一般基準~~

~~電線路の引出口設備は，その変電所の他の引出口設備および関連設備に準じて施設いたします。~~

~~ロ 結 線 法~~

~~結線および主要機器取付台数の標準は，次のとおりといたします。~~

~~区分~~		~~結線法~~	~~機器名~~	~~台数~~
~~公称電圧 6,600 または 3,300 ボルト~~	~~補助母線付き~~	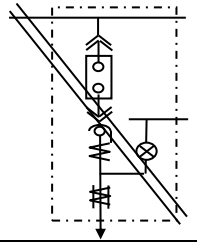	~~配電箱 しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤~~	~~1 個 1 台 1 組 1 組 1 台 1 面~~
	~~切替断路器付き~~	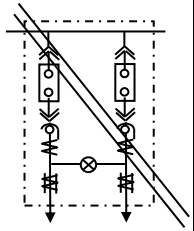	~~配電箱 しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤~~	~~1 個 1 台 1 組 1 組 1 台 1 面~~

~~(凡例)~~

~~引出形 しゃ断器~~	~~断路器~~	~~変 流 器 (ブッシング形)~~	~~零相変流器~~

(削 除)

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
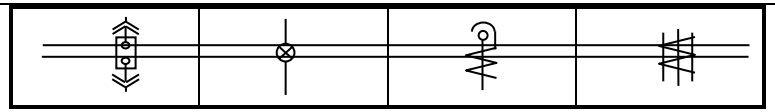 ハ　しゃ断器 (イ) しゃ断器は，当社が一般的に使用しているものの中で，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流および現に構成され，また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して，次のものを使用いたします。 (ロ) 将来の系統構成は，地域の実態により５年から10年程度先を目標といたします。 公称電圧(ﾎﾞﾙﾄ) / 定格電圧(ﾎﾞﾙﾄ) / 定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ) / 定格しゃ断電流(ｱﾝﾍﾟｱ) / 形　　式 6,600 または 3,300 / 7,200 / 600 / 12,500 / 真空形 ニ　断　路　器 断路器は次のものを使用いたします。 公称電圧(ﾎﾞﾙﾄ) / 定格電圧(ﾎﾞﾙﾄ) / 定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ) / 定格短時間耐電流(ｱﾝﾍﾟｱ) / 形　　式 6,600 または 3,300 / 7,200 / 600 / 12,500 / 三極単投 ホ　変　流　器 (イ) 変流器は，当社が一般的に使用しているものの中で，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流および現に構成され，また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して，必要最小のものを選定いたします。 (ロ) 将来の系統構成は，地域の実態により５年から10年程度先を目標といたします。 ヘ　配　電　盤 配電盤は，原則として電流計，しゃ断器操作用ハンドルおよび運転に必要な器具を取り付けます。また，必要に応じ，電力計，電圧計および無効電力計等を取り付けます。 なお，無人変電所の場合は，当該設備の遠隔監視制御装置を取り付けます。 ト　保護装置 電線路に短絡または地絡故障を生じた場合は，自動的に電路をしゃ断するための保護装置を取り付けます。 なお，原則として，各線路には自動再閉路継電装置を施設し，必要な箇所には母線保護継電装置を取り付けます。 (3) そ　の　他 イ　地形上その他周囲の状況からこの標準設計基準によりがたい場合で特別な施設を要する場合は，この基準にかかわらず技術的に適当と認められる特殊な設計によるものとし，この場合，その	（削　除）

離島等供給約款[低圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[低圧用](2023.4.1 実施)
~~設計を標準設計といたします。~~ ~~ロ　この基準に明記していない事項については，電気設備に関する技術基準その他の関係法令，当社の設計基準等にもとづき，技術的に適当と認められる設計によるものといたします。この場合，その設計を標準設計といたします。~~	

離島等供給約款[高圧用]変更届出申請内容（現行規定との比較）

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
離 島 等 供 給 約 款 ［ 高 圧 用 ］ ２０２~~２~~年４月~~１２~~日実施 北陸電力送配電株式会社	離 島 等 供 給 約 款 ［ 高 圧 用 ］ ２０２３年４月１日実施 北陸電力送配電株式会社

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)

離 島 等 供 給 約 款
[高 圧 用]

目　　次

Ⅰ 総　　則 …… 1
1 適　　用 …… 1
2 離島等供給約款の届出および変更 …… 1
3 定　　義 …… 1
4 単位および端数処理 …… ~~3~~
5 実 施 細 目 …… 4

Ⅱ 契約の申込み …… 5
6 需給契約の申込み …… 5
7 需給契約の成立および契約期間 …… ~~5~~
8 需 要 場 所 …… 6
9 需給契約の単位 …… ~~7~~
10 供給の開始 …… ~~7~~
11 供給の単位 …… ~~8~~
12 承諾の限界 …… ~~8~~
13 需給契約書の作成 …… ~~8~~

Ⅲ 契約種別および料金 …… ~~9~~
14 契 約 種 別 …… ~~9~~
15 業務用電力 …… ~~9~~
16 業務用季節別時間帯別電力 …… ~~13~~
17 高 圧 電 力 …… ~~17~~
18 季節別時間帯別電力 …… ~~23~~
19 臨 時 電 力 …… ~~29~~
20 自家発補給電力A …… ~~31~~
21 自家発補給電力B …… ~~35~~
22 予 備 電 力 …… ~~39~~

Ⅳ 料金の算定および支払い …… ~~41~~
23 料金の適用開始の時期 …… ~~41~~
24 検　針　日 …… ~~41~~
25 料金の算定期間 …… ~~41~~
26 使用電力量等の計量 …… ~~41~~

Ⅰ 総　　則 …… 1
1 適　　用 …… 1
2 離島等供給約款の届出および変更 …… 1
3 定　　義 …… 1
4 単位および端数処理 …… 4
5 実 施 細 目 …… 4

Ⅱ 契約の申込み …… 5
6 需給契約の申込み …… 5
7 需給契約の成立および契約期間 …… 6
8 需 要 場 所 …… 6
9 需給契約の単位 …… 6
10 供給の開始 …… 6
11 供給の単位 …… 7
12 承諾の限界 …… 7
13 需給契約書の作成 …… 7

Ⅲ 契約種別および料金 …… 8
14 契 約 種 別 …… 8
15 業務用電力 …… 8
16 業務用季節別時間帯別電力 …… 12
17 高 圧 電 力 …… 16
18 季節別時間帯別電力 …… 21
19 臨 時 電 力 …… 27
20 自家発補給電力A …… 29
21 自家発補給電力B …… 32
22 予 備 電 力 …… 35

Ⅳ 料金の算定および支払い …… 37
23 料金の適用開始の時期 …… 37
24 検　針　日 …… 37
25 料金の算定期間 …… 37

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
２７　料金の算定 …… 43 ２８　日割計算 …… 43 ２９　料金の支払義務および支払期日 …… 44 ３０　料金その他の支払方法 …… 44 ３１　延滞利息 …… 45 ３２　保証金 …… 45 Ⅴ　使用および供給 …… 47 ３３　適正契約の保持 …… 47 ３４　契約超過金 …… 47 ３５　力率の保持 …… 47 ３６　需要場所への立入りによる業務の実施 …… 48 ３７　電気の使用にともなうお客さまの協力 …… 48 ３８　供給の停止 …… 49 ３９　供給停止の解除 …… 50 ４０　供給停止期間中の料金 …… 50 ４１　違約金 …… 50 ４２　供給の中止または使用の制限もしくは中止 …… 50 ４３　制限または中止の料金割引 …… 51 ４４　損害賠償の免責 …… 53 ４５　設備の賠償 …… 53 Ⅵ　契約の変更および終了 …… 54 ４６　需給契約の変更 …… 54 ４７　名義の変更 …… 54 ４８　需給契約の廃止 …… 54 ４９　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 …… 54 ５０　解約等 …… 58 ５１　需給契約消滅後の債権債務関係 …… 58 Ⅶ　供給方法および工事 …… 59 ５２　需給地点および施設 …… 59 ５３　架空引込線 …… 59 ５４　地中引込線 …… 60 ５５　連接引込線等 …… 61 ５６　引込線の接続 …… 61 ５７　計量器等の取付け …… 61 ５８　専用供給設備 …… 62	２６　使用電力量等の計量 …… 37 ２７　料金の算定 …… 39 ２８　日割計算 …… 39 ２９　料金の支払義務および支払期日 …… 40 ３０　料金その他の支払方法 …… 40 ３１　延滞利息 …… 41 ３２　保証金 …… 41 Ⅴ　使用および供給 …… 43 ３３　適正契約の保持 …… 43 ３４　契約超過金 …… 43 ３５　力率の保持 …… 43 ３６　需要場所への立入りによる業務の実施 …… 44 ３７　電気の使用にともなうお客さまの協力 …… 44 ３８　供給の停止 …… 45 ３９　供給停止の解除 …… 46 ４０　供給停止期間中の料金 …… 46 ４１　違約金 …… 46 ４２　供給の中止または使用の制限もしくは中止 …… 47 ４３　損害賠償の免責 …… 47 ４４　設備の賠償 …… 47 Ⅵ　契約の変更および終了 …… 48 ４５　需給契約の変更 …… 48 ４６　名義の変更 …… 48 ４７　需給契約の廃止 …… 48 ４８　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 …… 48 ４９　解約等 …… 52 ５０　需給契約消滅後の債権債務関係 …… 52 Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担 …… 53 ５１　供給方法，工事および施設 …… 53

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
~~Ⅷ 工事費の負担……63~~ ~~５９ 一般供給設備の工事費負担金 ……63~~ ~~６０ 特別供給設備の工事費負担金 ……64~~ ~~６１ 供給設備を変更する場合の工事費負担金 ……66~~ ~~６２ 特別供給設備等の工事費の算定 ……66~~ ~~６３ 工事費負担金の申受けおよび精算 ……68~~ ~~６４ 臨時工事費 ……69~~ ~~６５ 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け ……70~~ ~~６６~~ 工事費等に関する契約書の作成 …… ~~70~~ ~~Ⅸ~~ 保　　安……~~71~~ ~~６７~~ 保安の責任 …… ~~71~~ ~~６８~~ 保安等に対するお客さまの協力 …… ~~71~~ 附　　則……~~72~~ 別　　表 …… ~~73~~	５２ 工事費負担金等の申受けおよび精算 …… 53 ５３ 工事費等に関する契約書の作成 …… 54 Ⅷ 保　　安……55 ５４ 保安の責任 …… 55 ５５ 保安等に対するお客さまの協力 …… 55 附　　則……56 別　　表 …… 57

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
Ⅰ　総　　則	**Ⅰ　総　　則**
1　適　　用 (1) 当社が，高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金および必要となるその他の供給条件は，この離島等供給約款［高圧用］（以下「この離島約款」といいます。）によります。 (2) この離島約款は，当社の供給区域のうち次の離島に適用いたします。 石川県：舳倉島	**1　適　　用** (1) 当社が，高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金および必要となるその他の供給条件は，この離島等供給約款［高圧用］（以下「この離島約款」といいます。）によります。 (2) この離島約款は，当社の供給区域のうち次の離島に適用いたします。 石川県：舳倉島
2　離島等供給約款の届出および変更 (1) この離島約款は，電気事業法第２１条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。 (2) 当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の離島等供給約款［高圧用］によります。	**2　離島等供給約款の届出および変更** (1) この離島約款は，電気事業法第２１条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。 (2) 当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の離島等供給約款［高圧用］によります。
3　定　　義 次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低　　圧 標準電圧１００ボルトまたは２００ボルトをいいます。 (2) 高　　圧 標準電圧６，０００ボルトをいいます。 (3) 電　　灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (4) 小　型　機　器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 (5) 動　　力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (6) 付　帯　電　灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。 なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。 イ　当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯 ロ　当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯 ハ　現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯	**3　定　　義** 次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低　　圧 標準電圧１００ボルトまたは２００ボルトをいいます。 (2) 高　　圧 標準電圧６，０００ボルトをいいます。 (3) 電　　灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (4) 小　型　機　器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 (5) 動　　力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (6) 付　帯　電　灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。 なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。 イ　当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯 ロ　当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯 ハ　現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
ニ　当該作業場の案内のために使用する電灯	ニ　当該作業場の案内のために使用する電灯
(7) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。	(7) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。
(8) 契約受電設備 契約上使用できる受電設備であって，受電電圧と同位の電圧を１次側電圧とする変圧器およびその２次側に施設される変圧器をいいます。	(8) 契約受電設備 契約上使用できる受電設備であって，受電電圧と同位の電圧を１次側電圧とする変圧器およびその２次側に施設される変圧器をいいます。
(9) 契　約　電　力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。	(9) 契　約　電　力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
(10) 契約使用期間 契約上電気を使用できる期間をいいます。	(10) 契約使用期間 契約上電気を使用できる期間をいいます。
(11) 最大需要電力 需要電力の最大値であって，３０分最大需要電力計により計量される値をいいます。	(11) 最大需要電力 需要電力の最大値であって，当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付ける３０分最大需要電力計により計量される値をいいます。
(12) 夏　　季 毎年７月１日から９月３０日までの期間をいいます。	(12) 夏　　季 毎年７月１日から９月３０日までの期間をいいます。
(13) そ　の　他　季 毎年１０月１日から翌年の６月３０日までの期間をいいます。	(13) そ　の　他　季 毎年１０月１日から翌年の６月３０日までの期間をいいます。
(14) ピ　ー　ク　時　間 夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。ただし，別表~~10~~（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。	(14) ピ　ー　ク　時　間 夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。ただし，別表６（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。
(15) 昼　間　時　間 毎日午前８時から午後１０時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および別表~~10~~（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。	(15) 昼　間　時　間 毎日午前８時から午後１０時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および別表６（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。
(16) 夜　間　時　間 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。	(16) 夜　間　時　間 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。
(17) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第３６条第１項に定める賦課金をいいます。	(17) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第３６条第１項に定める賦課金をいいます。
(18) 貿　易　統　計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。	(18) 貿　易　統　計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。
(19) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月３１日までの期間，２月１日から４月３０日までの期間，３月１日から５月３１日までの期間，４月１日から６月３０日までの期間，５月１日から７月３１日までの期間，６月１日から８月３１日までの期間，７月１日から９月３０日までの期間，８月１日から１０月３１日までの期間，９月１日から１１月３０日までの期間，１０月１日から１２月３１日までの期間，１１月１日から翌年の１月３１日までの期間または１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月２９日までの期間といたします。）をいいます。	(19) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月３１日までの期間，２月１日から４月３０日までの期間，３月１日から５月３１日までの期間，４月１日から６月３０日までの期間，５月１日から７月３１日までの期間，６月１日から８月３１日までの期間，７月１日から９月３０日までの期間，８月１日から１０月３１日までの期間，９月１日から１１月３０日までの期間，１０月１日から１２月３１日までの期間，１１月１日から翌年の１月３１日までの期間または１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月２９日までの期間といたします。）をいいます。
	(20) 北陸エリアプライス 一般社団法人日本卸電力取引所が公表する翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
	（一般社団法人日本卸電力取引所の取引規程第１４条に定める商品をいいます。）の売買取引における価格のうち，北陸エリアに適用されるものをいいます。
	(21) 平均市場価格算定期間 北陸エリアプライスにもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし，毎年１月２１日から２月２０日までの期間，２月２１日から３月２０日までの期間，３月２１日から４月２０日までの期間，４月２１日から５月２０日までの期間，５月２１日から６月２０日までの期間，６月２１日から７月２０日までの期間，７月２１日から８月２０日までの期間，８月２１日から９月２０日までの期間，９月２１日から１０月２０日までの期間，１０月２１日から１１月２０日までの期間，１１月２１日から１２月２０日までの期間，１２月２１日から翌年の１月２０日までの期間をいいます。
(~~20~~) 消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。	(22) 消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
４　単位および端数処理 この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (2) 契約電力および最大需要電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，契約電力が０．５キロワット未満となるときは，契約電力を１キロワットといたします。 (3) 使用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (4) 力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。	**４　単位および端数処理** この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (2) 契約電力および最大需要電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，契約電力が０．５キロワット未満となるときは，契約電力を１キロワットといたします。 (3) 使用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (4) 力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。
５　実施細目 この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。	**５　実施細目** この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
Ⅱ　契約の申込み	**Ⅱ　契約の申込み**
６　需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款を承認のうえ，次の事項を明らかにして，原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。	**６　需給契約の申込み** (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款および当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ，次の事項を明らかにして，原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
契約種別，供給電気方式，需給地点，需要場所，供給電圧，契約負荷設備，契約受電設備，契約電力，発電設備，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法	契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約受電設備，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法
(2) 契約負荷設備，契約受電設備および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。	(2) 契約負荷設備，契約受電設備および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
(3) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。	(3) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。
(4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。	(4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
(5) お客さまが発電設備を設置される場合には，予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査，補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，自家発補給電力Ａまたは自家発補給電力Ｂの申込みをしていただきます。	(5) お客さまが発電設備を設置される場合には，予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査，補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，自家発補給電力Ａまたは自家発補給電力Ｂの申込みをしていただきます。
７　需給契約の成立および契約期間	**７　需給契約の成立および契約期間**
(1) 需給契約は，お客さまの需給契約の申込みに対して，当社が供給承諾の意思表示を行なったときに成立いたします。 なお，当社が供給承諾の意思表示を行なったときとは，当社が供給承諾書を発送した日とし，これによらない場合には，13（需給契約書の作成）の需給契約書を締結した日といたします。	(1) 需給契約は，お客さまの需給契約の申込みに対して，当社が供給承諾の意思表示を行なったときに成立いたします。 なお，当社が供給承諾の意思表示を行なったときとは，当社が供給承諾書を発送した日とし，これによらない場合には，13（需給契約書の作成）の需給契約書を締結した日といたします。
(2) 契約期間は，次によります。 イ　契約期間は，臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。 ロ　契約期間満了に先立って需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。ただし，臨時電力の場合は，あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日まで同一条件で継続されるものといたします。	(2) 契約期間は，次によります。 イ　契約期間は，臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。 ロ　契約期間満了に先立って需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。ただし，臨時電力の場合は，あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日まで同一条件で継続されるものといたします。
８　需要場所	**８　需要場所**
~~(1) 当社は，１構内をなすものは１構内を，１建物をなすものは１建物を１需要場所といたします。ただし，集合住宅等の１建物内において，共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は，その部分を１需要場所とすることがあります。 なお，この場合において，構内とは，さく，へいその他の客観的なしゃ断物によって明確に区画された区域をいいます。また，建物とは，独立した建物をいいます。ただし，複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は，正当な理由がない限り，１構内をなすものとみなします。~~ ~~(2) 隣接する複数の構内の場合で，それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは，(1)にかかわらず，その隣接する複数の構内を１需要場所とすることがあります。~~	需要場所は，託送約款等に定めるところによります。

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
~~(3) 道路その他公共の用に供せられる土地((1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。)において，街路灯等が設置されている場合は，その設置されている場所を１需要場所といたします。~~ ~~(4) (1)に定める１構内もしくは１建物，(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所（以下「原需要場所」といいます。）において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，(1)，(2)または(3)にかかわらず，特例区域等を１需要場所といたします。~~ ~~イ 次の事項について，原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。~~ ~~(イ) 非特例区域等について，(1)，(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。~~ ~~(ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため，36（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。~~ ~~ロ 特例区域等と非特例区域等の開が外観上区分されていること。~~ ~~ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。~~ ~~ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため，36（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。~~ ~~ホ 特例区域等を１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく，他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。~~	
9　需給契約の単位 当社は，~~次の場合を除き，~~１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。 ~~(1) １需要場所において，次の１または２以上の契約種別とこれ以外の１契約種別とをあわせて契約する場合~~ 臨時電力，自家発補給電力Ａまたは自家発補給電力Ｂのうちの１契約種別，予備電力 ~~(2) 災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，お客さまからの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。~~ ~~(3) 電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する２以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により，一括して１需給契約を結ぶとき。~~	**9　需給契約の単位** 当社は，１需要場所において，次の１または２以上の契約種別とこれ以外の１契約種別とをあわせて契約する場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。 臨時電力，自家発補給電力Ａまたは自家発補給電力Ｂのうちの１契約種別，予備電力
10　供　給　の　開　始 (1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。 (2) ~~当社は，~~天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた	**10　供　給　の　開　始** (1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。 (2) 天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。	日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。
11 供給の単位 当社は~~，次の場合を除き，~~１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。 ~~(1) 9（需給契約の単位）(3)の場合~~ ~~(2) 22（予備電力）(1)イおよびロをあわせて契約する場合~~ ~~(3) 55（連接引込線等）の共同引込線による引込みで電気を供給する場合~~ ~~(4) その他技術上，経済上やむをえない場合~~	**11 供給の単位** 当社は託送約款等に定めるところにより，原則として１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。
12 承諾の限界 当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，用地事情，料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。	**12 承諾の限界** 当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，用地事情，料金およびこの離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。
13 需給契約書の作成 お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。 ~~なお~~，供給設備の施設または変更を必要とする場合には，供給準備着手前に需給契約書を作成いたします。	**13 需給契約書の作成** お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。 なお，需給契約書を作成しない場合は，電気の需給に関する必要な事項について，書面をもってお知らせいたします。 また，供給設備の施設または変更を必要とする場合には，供給準備着手前に需給契約書を作成いたします。
Ⅲ 契約種別および料金	**Ⅲ 契約種別および料金**
14 契約種別 契約種別は，次のとおりといたします。 業務用電力，業務用季節別時間帯別電力，高圧電力A，高圧電力B，季節別時間帯別電力A，季節別時間帯別電力B，臨時電力，自家発補給電力A，自家発補給電力B，予備電力	**14 契約種別** 契約種別は，次のとおりといたします。 業務用電力，業務用季節別時間帯別電力，高圧電力A，高圧電力B，季節別時間帯別電力A，季節別時間帯別電力B，臨時電力，自家発補給電力A，自家発補給電力B，予備電力
15 業務用電力 (1) 適用範囲 高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動	**15 業務用電力** (1) 適用範囲 高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
力とをあわせて使用する需要（たとえば，事務所，官公庁，学校，研究所，病院，新聞社，放送局，娯楽場，旅館，飲食店，商店，百貨店，倉庫，寺院，アパート，トンネル等があります。）で，契約電力が２，０００キロワット未満（自家発補給電力Ａとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ａの契約電力との合計が２，　０　０　０キロワット未満といたします。）であり，かつ，次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし，お客さまの特別の事情，当社の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力（自家発補給電力Ａとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ａの契約電力との合計といたします。）が２，０００キロワット以上であるものについても適用することがあります。	力とをあわせて使用する需要（たとえば，事務所，官公庁，学校，研究所，病院，新聞社，放送局，娯楽場，旅館，飲食店，商店，百貨店，倉庫，寺院，アパート，トンネル等があります。）で，契約電力が２，０００キロワット未満（自家発補給電力Ａとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ａの契約電力との合計が２，　０　０　０キロワット未満といたします。）であり，かつ，次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし，お客さまの特別の事情，当社<u>または当該配電事業者</u>の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力（自家発補給電力Ａとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ａの契約電力との合計といたします。）が２，０００キロワット以上であるものについても適用することがあります。
イ　契約電力が５０キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が５０キロワット未満であるものについても適用することがあります。	イ　契約電力が５０キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が５０キロワット未満であるものについても適用することがあります。
ロ　使用する電灯または小型機器について離島等供給約款［低圧用］（以下「離島約款［低圧用］」といいます。なお，当社が離島約款［低圧用］を変更した場合には，変更後の離島等供給約款［低圧用］によります。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合，１０アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款［低圧用］~~23~~（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として５０キロワット以上であること。	ロ　使用する電灯または小型機器について離島等供給約款［低圧用］（以下「離島約款［低圧用］」といいます。なお，当社が離島約款［低圧用］を変更した場合には，変更後の離島等供給約款［低圧用］によります。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合，１０アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款［低圧用］<u>21</u>（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として５０キロワット以上であること。
なお，この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，適用いたしません。	なお，この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，適用いたしません。
(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数	(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトとし，周波数は，標準周波数６０ヘルツといたします。	供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトとし，周波数は，標準周波数６０ヘルツといたします。
(3) 契約負荷設備および契約受電設備	(3) 契約負荷設備および契約受電設備
契約電力が５００キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。	契約電力が５００キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。
(4) 契約電力	(4) 契約電力
契約電力は，次によって定めます。	契約電力は，次によって定めます。
イ　契約電力が５００キロワット未満の場合	イ　契約電力が５００キロワット未満の場合
(ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力（当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，その電気の需給契約における最大需要電力を含みます。）のうち，いずれか大きい値といたします。	(ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力（当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，その電気の需給契約における最大需要電力を含みます。）のうち，いずれか大きい値といたします。
a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降１２月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。	a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降１２月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。
なお，当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。	なお，当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。	b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。
c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降１２月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降１２月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。	c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降１２月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降１２月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。
(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。	(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。
~~(ﾊ) 当社は，３０分最大需要電力計を取り付けます。~~	
ロ　契約電力が５００キロワット以上の場合	ロ　契約電力が５００キロワット以上の場合
(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，１年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。この場合には，電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。	(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，１年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。この場合には，電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。	(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。
~~(ﾊ) 当社は，３０分最大需要電力計を取り付けます。~~	
ハ　契約電力が５００キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が５００キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。	ハ　契約電力が５００キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が５００キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。
(5) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって	(5) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）~~(1)イ~~によって算定された~~平均燃料価格が２１，９００円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された~~燃料費調整額を加えたものといたします。	算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。
イ　基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。	イ　基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。
契約電力１キロワットにつき　~~１，５８４円００銭~~	契約電力１キロワットにつき　２，１５１円００銭
ロ　電力量料金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。	ロ　電力量料金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	~~１１円７７銭~~	~~１０円７６銭~~

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	２７円２５銭	２７円２５銭

ハ　力率割引および割増し (ｲ) 力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間における~~ける~~平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）といたします。~~この場合，平均力率は，別表６（平均力率の算定）によって算定された値といたします。~~ なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。 (ﾛ) 力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。	ハ　力率割引および割増し (ｲ) 力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）といたします。 なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。 (ﾛ) 力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。
16　業務用季節別時間帯別電力 (1) 適用範囲 高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば，事務所，官公庁，学校，研究所，病院，新聞社，放送局，	**16　業務用季節別時間帯別電力** (1) 適用範囲 高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば，事務所，官公庁，学校，研究所，病院，新聞社，放送局，

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
娯楽場，旅館，飲食店，商店，百貨店，倉庫，寺院，アパート，トンネル等があります。）で，契約電力が２，０００キロワット未満（自家発補給電力Ａとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ａの契約電力との合計が２，　０　０　０キロワット未満といたします。）であり，かつ，次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし，お客さまの特別の事情，当社の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力（自家発補給電力Ａとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ａの契約電力との合計といたします。）が２，０００キロワット以上であるものについても適用することがあります。	娯楽場，旅館，飲食店，商店，百貨店，倉庫，寺院，アパート，トンネル等があります。）で，契約電力が２，０００キロワット未満（自家発補給電力Ａとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ａの契約電力との合計が２，　０　０　０キロワット未満といたします。）であり，かつ，次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力（自家発補給電力Ａとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ａの契約電力との合計といたします。）が２，０００キロワット以上であるものについても適用することがあります。
イ　契約電力が５０キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が５０キロワット未満であるものについても適用することがあります。	イ　契約電力が５０キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が５０キロワット未満であるものについても適用することがあります。
ロ　使用する電灯または小型機器について離島約款［低圧用］（当社が離島約款［低圧用］を変更した場合には，変更後の離島等供給約款［低圧用］によります。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合，１０アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款［低圧用］~~23~~（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として５０キロワット以上であること。 　なお，この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，適用いたしません。	ロ　使用する電灯または小型機器について離島約款［低圧用］（当社が離島約款［低圧用］を変更した場合には，変更後の離島等供給約款［低圧用］によります。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合，１０アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款［低圧用］21（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として５０キロワット以上であること。 　なお，この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，適用いたしません。
(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 　供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトとし，周波数は，標準周波数６０ヘルツといたします。	(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 　供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトとし，周波数は，標準周波数６０ヘルツといたします。
(3) 契約負荷設備および契約受電設備 　契約電力が５００キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。	(3) 契約負荷設備および契約受電設備 　契約電力が５００キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。
(4) 契約電力 　契約電力は，次によって定めます。 イ　契約電力が５００キロワット未満の場合 (ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力（当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，その電気の需給契約における最大需要電力を含みます。）のうち，いずれか大きい値といたします。 a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降１２月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 　なお，当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。 b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の	(4) 契約電力 　契約電力は，次によって定めます。 イ　契約電力が５００キロワット未満の場合 (ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力（当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，その電気の需給契約における最大需要電力を含みます。）のうち，いずれか大きい値といたします。 a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降１２月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 　なお，当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。 b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。	最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。
c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降１２月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降１２月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。	c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降１２月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降１２月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。
(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。	(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。
~~(ﾊ) 当社は，３０分最大需要電力計を取り付けます。~~	
ロ　契約電力が５００キロワット以上の場合	ロ　契約電力が５００キロワット以上の場合
(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，１年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。この場合には，電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。	(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，１年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。この場合には，電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。	(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。
~~(ﾊ) 当社は，３０分最大需要電力計を取り付けます。~~	
ハ　契約電力が５００キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が５００キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。	ハ　契約電力が５００キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が５００キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。
(5) 料　　金	(5) 料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによっ	料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによっ

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
て力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）~~(1)イ~~によって算定された~~平均燃料価格が２１，９００円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された~~燃料費調整額を加えたものといたします。	て力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。
イ　基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。	イ　基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。
契約電力１キロワットにつき　~~１，５８４円００銭~~	契約電力１キロワットにつき　２，１５１円００銭
ロ　電力量料金 電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。 (ｲ) ピーク時間	ロ　電力量料金 電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。 (ｲ) ピーク時間
１キロワット時につき　~~１４円５２銭~~	１キロワット時につき　２７円８８銭
(ﾛ) 昼間時間 昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。	(ﾛ) 昼間時間 昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	~~１３円８５銭~~	~~１２円５６銭~~

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	２７円８８銭	２７円８８銭

(ﾊ) 夜間時間	(ﾊ) 夜間時間
１キロワット時につき　~~７円８９~~銭	１キロワット時につき　２５円８６銭
ハ　力率割引および割増し (ｲ) 力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）といたします。~~この場合，平均力率は，別表６（平均力率の算定）によって算定された値といたします。~~ なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。 (ﾛ) 力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。	ハ　力率割引および割増し (ｲ) 力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）といたします。 なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。 (ﾛ) 力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。
17　高圧電力 (1) 高圧電力Ａ	**17　高圧電力** (1) 高圧電力Ａ

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
イ　適用範囲 高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が５００キロワット未満（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，契約電力が５００キロワット未満であり，かつ，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計が原則として２，０００キロワット未満といたします。）であり，かつ，次のいずれかに該当するものに適用いたします。 (ｲ) 契約電力が５０キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が５０キロワット未満であるものについても適用することがあります。 (ﾛ) 使用する付帯電灯について離島約款［低圧用］（当社が離島約款［低圧用］を変更した場合には，変更後の離島等供給約款［低圧用］によります。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合，１０アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款［低圧用］~~23~~（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として５０キロワット以上であること。 なお，この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，適用いたしません。	イ　適用範囲 高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が５００キロワット未満（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，契約電力が５００キロワット未満であり，かつ，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計が原則として２，０００キロワット未満といたします。）であり，かつ，次のいずれかに該当するものに適用いたします。 (ｲ) 契約電力が５０キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が５０キロワット未満であるものについても適用することがあります。 (ﾛ) 使用する付帯電灯について離島約款［低圧用］（当社が離島約款［低圧用］を変更した場合には，変更後の離島等供給約款［低圧用］によります。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合，１０アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款［低圧用］21（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として５０キロワット以上であること。 なお，この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，適用いたしません。
ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトとし，周波数は，標準周波数６０ヘルツといたします。	ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトとし，周波数は，標準周波数６０ヘルツといたします。
ハ　契約負荷設備および契約受電設備 契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。	ハ　契約負荷設備および契約受電設備 契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。
ニ　契約電力 (ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力（当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，その電気の需給契約における最大需要電力を含みます。）のうち，いずれか大きい値といたします。 a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降１２月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 なお，当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。 b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。 c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明ら	ニ　契約電力 (ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力（当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，その電気の需給契約における最大需要電力を含みます。）のうち，いずれか大きい値といたします。 a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降１２月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 なお，当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。 b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。 c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明ら

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
かなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降１２月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降１２月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。	かなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降１２月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降１２月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。
(ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。	(ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。
~~(ﾊ) 当社は，３０分最大需要電力計を取り付けます。~~	
ホ　料　　金	ホ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）~~(1)ｲ~~によって算定された~~平均燃料価格が２１，９００円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾆによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)ｲによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾆによって算定された~~燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。
(ｲ) 基本料金	(ｲ) 基本料金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。
契約電力１キロワットにつき　~~１，３０９円００銭~~	契約電力１キロワットにつき　１，８７６円００銭
(ﾛ) 電力量料金	(ﾛ) 電力量料金
電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。	電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)

	夏季料金	その他季料　金
１キロワット時につき	~~１２円０８銭~~	~~１１円０２銭~~

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間における~~ける~~平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）といたします。~~この場合，平均力率は，別表６（平均力率の算定）によって算定された値といたします。~~

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。

b　力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

ﾍ　その他

(ｲ) 最大需要電力が５００キロワット以上となる場合は，高圧電力Ｂを適用いたします。

(ﾛ) 発電設備等を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(2) 高圧電力Ｂ

イ　適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が５００キロワット以上であり，かつ，２，０００キロワット未満（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計が２，０００キロワット未満といたします。）であるものに適用いたします。ただし，お客さまの特別の事情，当社の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計といたします。）が２，０００キロワット以上であるものについても適用することがあります。

なお，この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトとし，周波数は，標準周波数６０ヘルツといたします。

ハ　契約電力

(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，１年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。この場合には，電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

	夏季料金	その他季料　金
１キロワット時につき	２７円５３銭	２７円５３銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。

b　力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

ﾍ　その他

(ｲ) 最大需要電力が５００キロワット以上となる場合は，高圧電力Ｂを適用いたします。

(ﾛ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(2) 高圧電力Ｂ

イ　適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が５００キロワット以上であり，かつ，２，０００キロワット未満（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計が２，０００キロワット未満といたします。）であるものに適用いたします。ただし，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計といたします。）が２，０００キロワット以上であるものについても適用することがあります。

なお，この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトとし，周波数は，標準周波数６０ヘルツといたします。

ハ　契約電力

(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，１年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。この場合には，電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
(ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。	(ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。
(ﾊ) 高圧電力Ａとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が５００キロワット以上となる場合は，契約電力を(ｲ)によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，(1)ニによって定めます。	(ﾊ) 高圧電力Ａとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が５００キロワット以上となる場合は，契約電力を(ｲ)によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，(1)ニによって定めます。
~~(ﾆ) 当社は，３０分最大需要電力計を取り付けます。~~	
ニ 料　　金	ニ 料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）~~(1)ｲ~~によって算定された~~平均燃料価格が２１，９００円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾆによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)ｲによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾆによって算定された~~燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。
(ｲ) 基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。	(ｲ) 基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。
契約電力１キロワットにつき　~~１，５８４円００銭~~	契約電力１キロワットにつき　２，１５１円００銭
(ﾛ) 電力量料金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。	(ﾛ) 電力量料金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。
夏季料金：~~１０円８０銭~~ その他季料金：~~９円８７銭~~	夏季料金：２６円３４銭 その他季料金：２６円３４銭
(ﾊ) 力率割引および割増し a　力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間に~~おける~~平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）といたします。~~この場合，平均力率は，別表６（平均力率の算定）によって算定された値といたします。~~	(ﾊ) 力率割引および割増し a　力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）といたします。

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。 b　力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。 ホ　その他 発電設備等を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。	なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。 b　力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。 ホ　その他 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。
18　季節別時間帯別電力 (1) 季節別時間帯別電力Ａ イ　適用範囲 高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が５００キロワット未満（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，契約電力が５００キロワット未満であり，かつ，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計が原則として２，０００キロワット未満といたします。）であり，かつ，次のいずれかに該当するものに適用いたします。 (ｲ) 契約電力が５０キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が５０キロワット未満であるものについても適用することがあります。 (ﾛ) 使用する付帯電灯について離島約款［低圧用］（当社が離島約款［低圧用］を変更した場合には，変更後の離島等供給約款［低圧用］によります。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合，１０アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款［低圧用］~~23~~（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として５０キロワット以上であること。 なお，この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，適用いたしません。 ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトとし，周波数は，標準周波数６０ヘルツといたします。 ハ　契約負荷設備および契約受電設備 契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。 ニ　契約電力 (ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力（当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，その電気の需給契約における最大需要電力を含みます。）のうち，いずれか大きい値といたします。 a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降１２月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。	**18　季節別時間帯別電力** (1) 季節別時間帯別電力Ａ イ　適用範囲 高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が５００キロワット未満（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，契約電力が５００キロワット未満であり，かつ，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計が原則として２，０００キロワット未満といたします。）であり，かつ，次のいずれかに該当するものに適用いたします。 (ｲ) 契約電力が５０キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が５０キロワット未満であるものについても適用することがあります。 (ﾛ) 使用する付帯電灯について離島約款［低圧用］（当社が離島約款［低圧用］を変更した場合には，変更後の離島等供給約款［低圧用］によります。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合，１０アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款［低圧用］21（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として５０キロワット以上であること。 なお，この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，適用いたしません。 ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトとし，周波数は，標準周波数６０ヘルツといたします。 ハ　契約負荷設備および契約受電設備 契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。 ニ　契約電力 (ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力（当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，その電気の需給契約における最大需要電力を含みます。）のうち，いずれか大きい値といたします。 a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降１２月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
なお，当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。	なお，当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。
b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。	b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。
c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降１２月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降１２月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。	c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降１２月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降１２月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。
(ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。	(ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。
~~(ﾊ) 当社は，３０分最大需要電力計を取り付けます。~~	
ホ　料　　金	ホ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）~~(1)ｲ~~によって算定された~~平均燃料価格が２１，９００円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾆによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)ｲによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ﾆによって算定された~~燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。
(ｲ) 基本料金	(ｲ) 基本料金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。
契約電力１キロワットにつき　~~１，３０９円００銭~~	契約電力１キロワットにつき　１，８７６円００銭

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
(ﾛ) 電力量料金 電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。 a　ピーク時間	(ﾛ) 電力量料金 電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。 a　ピーク時間
１キロワット時につき　~~１５円６５銭~~	１キロワット時につき　２８円６７銭
b　昼間時間 昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。	b　昼間時間 昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
夏季料金：１キロワット時につき　~~１４円９４銭~~ その他季料金：１キロワット時につき　~~１３円４３銭~~	夏季料金：１キロワット時につき　２８円６７銭 その他季料金：１キロワット時につき　２８円６７銭
c　夜間時間	c　夜間時間
１キロワット時につき　~~７円８９銭~~	１キロワット時につき　２５円８６銭
(ﾊ) 力率割引および割増し a　力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）といたします。~~この場合，平均力率は，別表６（平均力率の算定）によって算定された値といたします。~~ なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。 b　力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。	(ﾊ) 力率割引および割増し a　力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）といたします。 なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。 b　力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。
ヘ　その他 (ｲ) 最大需要電力が５００キロワット以上となる場合は，季節別時間帯別電力Ｂを適用いたします。 (ﾛ) 発電設備等を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。	ヘ　その他 (ｲ) 最大需要電力が５００キロワット以上となる場合は，季節別時間帯別電力Ｂを適用いたします。 (ﾛ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。
(2) 季節別時間帯別電力Ｂ イ　適用範囲 高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が５００キロワット以上であり，かつ，２，０００キロワット未満（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計が２，０００キロワット未満といたします。）であるものに適用いたします。ただし，お客さまの特別の事情，当社の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計	(2) 季節別時間帯別電力Ｂ イ　適用範囲 高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が５００キロワット以上であり，かつ，２，０００キロワット未満（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計が２，０００キロワット未満といたします。）であるものに適用いたします。ただし，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，自家発補給電力

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
といたします。）が２，０００キロワット以上であるものについても適用することがあります。 なお，この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，適用いたしません。	Ｂの契約電力との合計といたします。）が２，０００キロワット以上であるものについても適用することがあります。 なお，この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，適用いたしません。
ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトとし，周波数は，標準周波数６０ヘルツといたします。	ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトとし，周波数は，標準周波数６０ヘルツといたします。
ハ　契約電力 (ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，１年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。この場合には，電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。 (ﾊ) 季節別時間帯別電力Ａとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が５００キロワット以上となる場合は，契約電力を(ｲ)によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，(1)ニによって定めます。 ~~(ﾆ) 当社は，３０分最大需要電力計を取り付けます。~~	ハ　契約電力 (ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，１年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。この場合には，電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。 (ﾊ) 季節別時間帯別電力Ａとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が５００キロワット以上となる場合は，契約電力を(ｲ)によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，(1)ニによって定めます。
ニ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）~~(1)ｲ~~によって算定された~~平均燃料価格が２１，９００円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)ｲによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された~~燃料費調整額を加えたものといたします。	ニ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。
(ｲ) 基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。 契約電力１キロワットにつき　~~１，５８４円００銭~~	(ｲ) 基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。 契約電力１キロワットにつき　２，１５１円００銭
(ﾛ) 電力量料金 電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。	(ﾛ) 電力量料金 電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
a　ピーク時間	a　ピーク時間
１キロワット時につき　～~~１３円４２銭~~～	１キロワット時につき　２６円６１銭
b　昼間時間 昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。	b　昼間時間 昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
夏季料金：１キロワット時につき　～~~１２円７８銭~~～ その他季料金：１キロワット時につき　～~~１１円３６銭~~～	夏季料金：１キロワット時につき　２６円６１銭 その他季料金：１キロワット時につき　２６円６１銭
c　夜間時間	c　夜間時間
１キロワット時につき　～~~７円８９銭~~～	１キロワット時につき　２５円８６銭
(ハ) 力率割引および割増し a　力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間における～~~る~~平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）といたします。～~~この場合，平均力率は，別表６（平均力率の算定）によって算定された値といたします。~~～ なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。 b　力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。	(ハ) 力率割引および割増し a　力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）といたします。 なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。 b　力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。
ホ　その他 発電設備等を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。	ホ　その他 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。
19　臨時電力 (1) 適用範囲 契約使用期間が１年未満の需要で，次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。 イ　高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，契約電力が原則として５０キロワット以上であり，かつ，２，０００キロワット未満であるもの。 ロ　高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が原則として５０キロワット以上であり，かつ，２，０００キロワット未満であるもの。 (2) 契約電力 契約電力は，(1)イに該当する場合は業務用電力，(1)ロに該当する場合は高圧電力に準じて定めます。ただし，契約電力が５００キロワット未満の場合は，別表～~~7~~～（契約電力等の算定方法）により	**19　臨時電力** (1) 適用範囲 契約使用期間が１年未満の需要で，次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。 イ　高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，契約電力が原則として５０キロワット以上であり，かつ，２，０００キロワット未満であるもの。 ロ　高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が原則として５０キロワット以上であり，かつ，２，０００キロワット未満であるもの。 (2) 契約電力 契約電力は，(1)イに該当する場合は業務用電力，(1)ロに該当する場合は高圧電力に準じて定めます。ただし，契約電力が５００キロワット未満の場合は，別表４（契約電力等の算定方法）により

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
ます。	ます。
(3) 料　　金	(3) 料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）~~(1)イ~~によって算定された~~平均燃料価格が２１，９００円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された~~燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。
イ　基本料金	イ　基本料金
基本料金は，１月につき(1)イに該当する場合は業務用電力，(1)ロに該当する場合は高圧電力の該当料金の２０パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，(1)イに該当する場合は業務用電力，(1)ロに該当する場合は高圧電力の該当料金の半額に２０パーセントを割増ししたものを適用いたします。	基本料金は，１月につき(1)イに該当する場合は業務用電力，(1)ロに該当する場合は高圧電力の該当料金の２０パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，(1)イに該当する場合は業務用電力，(1)ロに該当する場合は高圧電力の該当料金の半額に２０パーセントを割増ししたものを適用いたします。
ロ　電力量料金	ロ　電力量料金
電力量料金は，その１月の使用電力量によって次のとおり算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。	電力量料金は，その１月の使用電力量によって次のとおり算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。
(ｲ) (1)イに該当する場合	(ｲ) (1)イに該当する場合

	夏季料金	その他季 料　金
１キロワット時につき	~~１４円０１銭~~	~~１２円７８銭~~

	夏季料金	その他季 料　金
１キロワット時につき	３２円７０銭	３２円７０銭

(ﾛ) (1)ロに該当する場合

a　契約電力が５００キロワット未満の場合

	夏季料金	その他季 料　金
１キロワット時につき	~~１４円４０銭~~	~~１３円１３銭~~

	夏季料金	その他季 料　金
１キロワット時につき	３３円０４銭	３３円０４銭

b　契約電力が５００キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季 料　金
１キロワット時につき	~~１２円８５銭~~	~~１１円７３銭~~

	夏季料金	その他季 料　金
１キロワット時につき	３１円６１銭	３１円６１銭

ハ　力率割引および割増し	ハ　力率割引および割増し

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
力率割引および割増しは，(1)イに該当する場合は業務用電力，(1)ロに該当する場合は高圧電力に準じて適用いたします。ただし，契約電力が５００キロワット未満の場合の力率は，次により定めます。	力率割引および割増しは，(1)イに該当する場合は業務用電力，(1)ロに該当する場合は高圧電力に準じて適用いたします。ただし，契約電力が５００キロワット未満の場合の力率は，次により定めます。
(ｲ) 負荷が最大と認められる~~時間の~~力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。	(ｲ) 負荷が最大と認められる１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間において，託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。
なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。	なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。
(ﾛ) お客さまは，正当な理由がある場合に限り，力率の変更についての協議を当社に求めることができます。	(ﾛ) お客さまは，正当な理由がある場合に限り，力率の変更についての協議を当社に求めることができます。
(4) その他	(4) その他
イ　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。	イ　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。
ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。	ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。
ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，(1)イに該当する場合は業務用電力，(1)ロに該当する場合は高圧電力に準ずるものといたします。	ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，(1)イに該当する場合は業務用電力，(1)ロに該当する場合は高圧電力に準ずるものといたします。
20　自家発補給電力Ａ	**20　自家発補給電力Ａ**
(1) 適用範囲	(1) 適用範囲
高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。	高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。
なお，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。	なお，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。
(2) 契約電力	(2) 契約電力
イ　契約電力は，お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合，契約電力は，原則として，１台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。	イ　契約電力は，お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合，契約電力は，原則として，１台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。
ロ　イによりがたい場合には，次の値を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。	ロ　イによりがたい場合には，次の値を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。
(ｲ) 予備発電設備が設置されている場合 お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値 なお，この場合の予備発電設備とは，常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。 また，予備発電設備が設置されている場合は，あらかじめその定格出力および運転方法等の資料を提出していただきます。	(ｲ) 予備発電設備が設置されている場合 お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値 なお，この場合の予備発電設備とは，常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。 また，予備発電設備が設置されている場合は，あらかじめその定格出力および運転方法等の資料を提出していただきます。
(ﾛ) 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合 お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断	(ﾛ) 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合 お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値 なお，発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合は，あらかじめしゃ断される負荷設備の明細およびしゃ断方法等の資料を提出していただきます。	する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値 なお，発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合は，あらかじめしゃ断される負荷設備の明細およびしゃ断方法等の資料を提出していただきます。
(3) 料　　金	(3) 料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）~~(1)イ~~によって算定された~~平均燃料価格が２１，９００円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された~~燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。
イ　基本料金	イ　基本料金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合は，その３０パーセントといたします。また，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合は，その３０パーセントといたします。また，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。
契約電力１キロワットにつき　~~１，７４２円４０銭~~	契約電力１キロワットにつき　２，３６６円１０銭
ロ　電力量料金	ロ　電力量料金
	(ｲ) 業務用電力または業務用季節別時間帯別電力とあわせて契約する場合 電力量料金は，その１月の使用電力量につき，業務用電力とあわせて契約する場合は業務用電力の該当料金，業務用季節別時間帯別電力とあわせて契約する場合は業務用季節別時間帯別電力の該当料金を適用いたします。 なお，電力量料金は，業務用電力または業務用季節別時間帯別電力の電力量料金とあわせて算定いたします。
	(ﾛ) 自家発補給電力Ａを単独で契約する場合
電力量料金は，その１月の使用電力量によって~~次のとおり~~算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。	電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。
~~(ｲ) 定期検査または定期補修による場合~~	

	夏季料金	その他季 料　金
１キロワット時につき	~~１２円８９銭~~	~~１１円７７銭~~

	夏季料金	その他季 料　金
１キロワット時につき	２７円２５銭	２７円２５銭

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
~~(ﾛ) (ｲ)以外の場合~~ ~~| | 夏季料金 | その他季料　金 |~~ ~~| 1キロワット時につき | １５円９９銭 | １４円６０銭 |~~	
ハ　力率割引および割増し 力率割引および割増しは，業務用電力に準ずるものといたします。 (4) 自家発補給電力Ａの使用 イ　お客さまが自家発補給電力Ａを使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。 ロ　業務用電力または業務用季節別時間帯別電力と自家発補給電力Ａを同一計量する場合で，業務用電力の契約電力が 15（業務用電力）(4)ロによって決定されるお客さままたは業務用季節別時間帯別電力の契約電力が 16（業務用季節別時間帯別電力）(4)ロによって決定されるお客さまのその１月の３０分最大需要電力計の値が業務用電力または業務用季節別時間帯別電力の契約電力をこえないときは，イにかかわらず，自家発補給電力Ａを使用されなかったものとみなします。 (5) 業務用電力または業務用季節別時間帯別電力と同一計量される場合の最大需要電力 業務用電力または業務用季節別時間帯別電力と同一計量される場合で，自家発補給電力Ａを使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。 イ　業務用電力の契約電力を 15（業務用電力）(4)イによって定めるお客さままたは業務用季節別時間帯別電力の契約電力を 16（業務用季節別時間帯別電力）(4)イによって定めるお客さまの場合で，自家発補給電力Ａの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。 ロ　業務用電力の契約電力を 15（業務用電力）(4)ロによって定めるお客さままたは業務用季節別時間帯別電力の契約電力を 16（業務用季節別時間帯別電力）(4)ロによって定めるお客さまの場合で，その１月の３０分最大需要電力計の値が業務用電力または業務用季節別時間帯別電力の契約電力と自家発補給電力Ａの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ａの超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。 なお，超過の原因が明らかでないときは，業務用電力または業務用季節別時間帯別電力と自家発補給電力Ａとの契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。 (6) 業務用電力または業務用季節別時間帯別電力と同一計量される場合の使用電力量 ~~イ　使用電力量は，自家発補給電力Ａの供給時間中に計量された使用電力量から，基準の電力に自家発補給電力Ａの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。~~ ~~なお，この場合の基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，自家発補給電力Ａの使用のつど選択することはできません。~~ ~~また，業務用季節別時間帯別電力と同一計量される場合の基準の電力は，時間帯別に決定いた~~	ハ　力率割引および割増し 力率割引および割増しは，業務用電力に準ずるものといたします。 (4) 自家発補給電力Ａの使用 イ　お客さまが自家発補給電力Ａを使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。 ロ　業務用電力または業務用季節別時間帯別電力と自家発補給電力Ａを同一計量する場合で，業務用電力の契約電力が 15（業務用電力）(4)ロによって決定されるお客さままたは業務用季節別時間帯別電力の契約電力が 16（業務用季節別時間帯別電力）(4)ロによって決定されるお客さまのその１月の３０分最大需要電力計の値が業務用電力または業務用季節別時間帯別電力の契約電力をこえないときは，イにかかわらず，自家発補給電力Ａを使用されなかったものとみなします。 (5) 業務用電力または業務用季節別時間帯別電力と同一計量される場合の最大需要電力 業務用電力または業務用季節別時間帯別電力と同一計量される場合で，自家発補給電力Ａを使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。 イ　業務用電力の契約電力を 15（業務用電力）(4)イによって定めるお客さままたは業務用季節別時間帯別電力の契約電力を 16（業務用季節別時間帯別電力）(4)イによって定めるお客さまの場合で，自家発補給電力Ａの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。 ロ　業務用電力の契約電力を 15（業務用電力）(4)ロによって定めるお客さままたは業務用季節別時間帯別電力の契約電力を 16（業務用季節別時間帯別電力）(4)ロによって定めるお客さまの場合で，その１月の３０分最大需要電力計の値が業務用電力または業務用季節別時間帯別電力の契約電力と自家発補給電力Ａの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ａの超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。 なお，超過の原因が明らかでないときは，業務用電力または業務用季節別時間帯別電力と自家発補給電力Ａとの契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。 (6) 業務用電力または業務用季節別時間帯別電力と同一計量される場合の使用電力量 使用電力量は，業務用電力または業務用季節別時間帯別電力の使用電力量に含みます。

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
~~します。~~ ~~(イ) 自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における業務用電力の平均電力または業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力~~ ~~(ロ) 自家発補給電力Aの使用の前3月間における業務用電力の平均電力または業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力~~ ~~(ハ) 自家発補給電力Aの使用の前3日間における業務用電力の平均電力または業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力~~ ~~ロ 自家発補給電力Aの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Aの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，自家発補給電力Aの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Aの使用電力量といたします。~~ ~~ハ 使用電力量の区分~~ ~~自家発補給電力Aの使用電力量は，原則として自家発補給電力Aの最大需要電力に自家発補給電力Aの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。~~	
(7) その他	(7) その他
イ お客さまの発電設備の定期検査または定期補修は，毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて，当社へ文書により通知していただきます。 なお，その実施の時期を変更される場合には，その1月前までに当社に通知していただきます。	イ お客さまの発電設備の定期検査または定期補修は，毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて，当社へ文書により通知していただきます。 なお，その実施の時期を変更される場合には，その1月前までに当社に通知していただきます。
ロ 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。	ロ 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
ハ その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力または業務用季節別時間帯別電力に準ずるものといたします。	ハ その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力または業務用季節別時間帯別電力に準ずるものといたします。
21 自家発補給電力B	**21 自家発補給電力B**
(1) 適用範囲	(1) 適用範囲
高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。 なお，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。	高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。 なお，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。
(2) 契約電力	(2) 契約電力
契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。	契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。
(3) 料　　金	(3) 料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）~~(1)イ~~によって算定された~~平均燃料価格が21，900円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21，900円を上回る場合は，別~~	料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
~~表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された~~燃料費調整額を加えたものといたします。	
イ　基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合は，その２０パーセントといたします。また，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。	イ　基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合は，その２０パーセントといたします。また，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。
(ｲ) 契約電力が５００キロワット未満の場合	(ｲ) 契約電力が５００キロワット未満の場合
契約電力１キロワットにつき　~~１，４３９円９０銭~~	契約電力１キロワットにつき　２，０６３円６０銭
(ﾛ) 契約電力が５００キロワット以上の場合	(ﾛ) 契約電力が５００キロワット以上の場合
契約電力１キロワットにつき　~~１，７４２円４０銭~~	契約電力１キロワットにつき　２，３６６円１０銭
ロ　電力量料金	ロ　電力量料金
	(ｲ) 高圧電力または季節別時間帯別電力とあわせて契約する場合 電力量料金は，その１月の使用電力量につき，高圧電力とあわせて契約する場合は高圧電力の該当料金，季節別時間帯別電力とあわせて契約する場合は季節別時間帯別電力の該当料金を適用いたします。 なお，電力量料金は，高圧電力または季節別時間帯別電力の電力量料金とあわせて算定いたします。
	(ﾛ) 自家発補給電力Ｂを単独で契約する場合 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
電力量料金は，その１月の使用電力量によって~~次のとおり~~算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。	なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。
~~(ｲ) 定期検査または定期補修による場合~~	
a　契約電力が５００キロワット未満の場合	a　契約電力が５００キロワット未満の場合

	夏季料金	その他季 料　金
１キロワット時につき	~~１３円２３銭~~	~~１２円０８銭~~

	夏季料金	その他季 料　金
１キロワット時につき	２７円５３銭	２７円５３銭

b　契約電力が５００キロワット以上の場合	b　契約電力が５００キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季 料　金
１キロワット時につき	~~１１円８１銭~~	~~１０円８０銭~~

	夏季料金	その他季 料　金
１キロワット時につき	２６円３４銭	２６円３４銭

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
~~(ﾛ) (ｲ)以外の場合~~ ~~a　契約電力が５００キロワット未満の場合~~ ~~夏季料金~~ / ~~その他季料　金~~ ~~１キロワット時につき~~ / ~~１６円４２銭~~ / ~~１４円９６銭~~ ~~b　契約電力が５００キロワット以上の場合~~ ~~夏季料金~~ / ~~その他季料　金~~ ~~１キロワット時につき~~ / ~~１４円６５銭~~ / ~~１３円３８銭~~	
ハ　力率割引および割増し 力率割引および割増しは，高圧電力に準ずるものといたします。 (4) 自家発補給電力Ｂの使用 イ　お客さまが自家発補給電力Ｂを使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。 ロ　高圧電力または季節別時間帯別電力と自家発補給電力Ｂを同一計量する場合で，高圧電力の契約電力が 17（高圧電力）(2)ハによって決定されるお客さままたは季節別時間帯別電力の契約電力が 18（季節別時間帯別電力）(2)ハによって決定されるお客さまのその１月の３０分最大需要電力計の値が高圧電力または季節別時間帯別電力の契約電力をこえないときは，イにかかわらず，自家発補給電力Ｂを使用されなかったものとみなします。 (5) 高圧電力または季節別時間帯別電力と同一計量される場合の最大需要電力 高圧電力または季節別時間帯別電力と同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂを使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。 イ　高圧電力の契約電力を 17（高圧電力）(1)ニによって定めるお客さままたは季節別時間帯別電力の契約電力を 18（季節別時間帯別電力）(1)ニによって定めるお客さまの場合で，自家発補給電力Ｂの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。 ロ　高圧電力の契約電力を 17（高圧電力）(2)ハによって定めるお客さままたは季節別時間帯別電力の契約電力を 18（季節別時間帯別電力）(2)ハによって定めるお客さまの場合で，その１月の３０分最大需要電力計の値が高圧電力または季節別時間帯別電力の契約電力と自家発補給電力Ｂの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ｂの超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。 なお，超過の原因が明らかでないときは，高圧電力または季節別時間帯別電力と自家発補給電力Ｂとの契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。 (6) 高圧電力または季節別時間帯別電力と同一計量される場合の使用電力量 ~~イ　使用電力量は，自家発補給電力Ｂの供給時間中に計量された使用電力量から，基準の電力に自家発補給電力Ｂの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。~~	ハ　力率割引および割増し 力率割引および割増しは，高圧電力に準ずるものといたします。 (4) 自家発補給電力Ｂの使用 イ　お客さまが自家発補給電力Ｂを使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。 ロ　高圧電力または季節別時間帯別電力と自家発補給電力Ｂを同一計量する場合で，高圧電力の契約電力が 17（高圧電力）(2)ハによって決定されるお客さままたは季節別時間帯別電力の契約電力が 18（季節別時間帯別電力）(2)ハによって決定されるお客さまのその１月の３０分最大需要電力計の値が高圧電力または季節別時間帯別電力の契約電力をこえないときは，イにかかわらず，自家発補給電力Ｂを使用されなかったものとみなします。 (5) 高圧電力または季節別時間帯別電力と同一計量される場合の最大需要電力 高圧電力または季節別時間帯別電力と同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂを使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。 イ　高圧電力の契約電力を 17（高圧電力）(1)ニによって定めるお客さままたは季節別時間帯別電力の契約電力を 18（季節別時間帯別電力）(1)ニによって定めるお客さまの場合で，自家発補給電力Ｂの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。 ロ　高圧電力の契約電力を 17（高圧電力）(2)ハによって定めるお客さままたは季節別時間帯別電力の契約電力を 18（季節別時間帯別電力）(2)ハによって定めるお客さまの場合で，その１月の３０分最大需要電力計の値が高圧電力または季節別時間帯別電力の契約電力と自家発補給電力Ｂの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ｂの超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。 なお，超過の原因が明らかでないときは，高圧電力または季節別時間帯別電力と自家発補給電力Ｂとの契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。 (6) 高圧電力または季節別時間帯別電力と同一計量される場合の使用電力量 使用電力量は，高圧電力または季節別時間帯別電力の使用電力量に含みます。

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
~~なお，この場合の基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。~~ ~~また，季節別時間帯別電力と同一計量される場合の基準の電力は，時間帯別に決定いたします。~~ ~~(イ) 自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における高圧電力の平均電力または季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力~~ ~~(ロ) 自家発補給電力Bの使用の前3月間における高圧電力の平均電力または季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力~~ ~~(ハ) 自家発補給電力Bの使用の前3日間における高圧電力の平均電力または季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力~~ ~~ロ 自家発補給電力Bの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Bの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，自家発補給電力Bの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Bの使用電力量といたします。~~ ~~ハ 使用電力量の区分~~ ~~自家発補給電力Bの使用電力量は，原則として自家発補給電力Bの最大需要電力に自家発補給電力Bの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。~~	
(7) そ の 他	(7) そ の 他
イ お客さまの発電設備の定期検査または定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定めます。 なお，その実施の時期になって需給状況が著しく悪化した場合は，その時期を変更していただくことがあります。	イ お客さまの発電設備の定期検査または定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定めます。 なお，その実施の時期になって需給状況が著しく悪化した場合は，その時期を変更していただくことがあります。
ロ 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。	ロ 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
ハ その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力または季節別時間帯別電力に準ずるものといたします。	ハ その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力または季節別時間帯別電力に準ずるものといたします。
22 予 備 電 力	**22 予 備 電 力**
(1) 適用範囲 業務用電力，業務用季節別時間帯別電力，高圧電力または季節別時間帯別電力のお客さまが，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため，予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。	(1) 適用範囲 業務用電力，業務用季節別時間帯別電力，高圧電力または季節別時間帯別電力のお客さまが，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため，予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。
イ 予備線 常時供給変電所から供給を受ける場合	イ 予備線 常時供給変電所から供給を受ける場合
ロ 予備電源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合	ロ 予備電源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合
(2) 契 約 電 力 契約電力は，常時供給分の契約電力の値といたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場	(2) 契 約 電 力 契約電力は，常時供給分の契約電力の値といたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
合で，お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は，予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は，常時供給分の契約電力の値が５０キロワット未満のときを除き，５０キロワットを下回らないものといたします。	合で，お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は，予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は，常時供給分の契約電力の値が５０キロワット未満のときを除き，５０キロワットを下回らないものといたします。
(3) 料　　金	(3) 料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）~~(1)イ~~によって算定された~~平均燃料価格が２１，９００円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が２１，９００円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された~~燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。
イ　基本料金	イ　基本料金
基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の５パーセント，予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の１０パーセントに相当するものを適用いたします。	基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の５パーセント，予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の１０パーセントに相当するものを適用いたします。
ロ　電力量料金	ロ　電力量料金
電力量料金は，その１月の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。 なお，電力量料金は，常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。	電力量料金は，その１月の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。 なお，電力量料金は，常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。
ハ　力率割引および割増し	ハ　力率割引および割増し
力率割引および割増しはいたしません。ただし，常時供給分の力率割引および割増しの適用上，予備電力によって使用した電気は，原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。	力率割引および割増しはいたしません。ただし，常時供給分の力率割引および割増しの適用上，予備電力によって使用した電気は，原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。
(4) その他	(4) その他
イ　お客さまが希望される場合は，予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。	イ　お客さまが希望される場合は，予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。
ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力，業務用季節別時間帯別電力，高圧電力または季節別時間帯別電力に準ずるものといたします。	ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力，業務用季節別時間帯別電力，高圧電力または季節別時間帯別電力に準ずるものといたします。
Ⅳ　料金の算定および支払い	**Ⅳ　料金の算定および支払い**
23　料金の適用開始の時期	**23　料金の適用開始の時期**
料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申し入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。	料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申し入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
24 検 針 日 検針日は，原則として毎月１日といたします。 ただし，非常変災の場合等やむをえない事情のあるとき，またはお客さまとの協議が整ったときは，１日以外の日に検針することがあります。	**24 検 針 日** 検針日は，原則として毎月１日といたします。 ただし，非常変災の場合等やむをえない事情のあるとき，またはお客さまとの協議が整ったときは，当社または当該配電事業者は，１日以外の日に検針することがあります。
25 料金の算定期間 (1) 料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または３０分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは，(1)にかかわらず，料金の算定期間は，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。	**25 料金の算定期間** (1) 料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または３０分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは，(1)にかかわらず，料金の算定期間は，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。
26 使用電力量等の計量 (1) 使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，~~(7)~~および~~(8)~~の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における電力量計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。 (2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は，~~(7)~~および~~(8)~~の場合を除き，検針日における３０分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における３０分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における３０分最大需要電力計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。 なお，乗率を有する３０分最大需要電力計の場合は，乗率倍するものといたします。 (3) 計量器の読みは次によるものといたします。 イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ 乗率を有しない場合は，整数位までといたします。 ハ 乗率を有する場合は，最小位までといたします。ただし，３０分最大需要電力計により計量を行なう場合で，指針が目盛りの中間を示すときは，目盛りの間隔の２分の１の値を単位といたします。	**26 使用電力量等の計量** (1) 使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，(9)および(10)の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして当社または当該配電事業者が記録型計量器により計量する場合には，検針日における電力量計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。 (2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は，(9)および(10)の場合を除き，検針日における３０分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における３０分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして当社または当該配電事業者が記録型計量器により計量する場合には，検針日における３０分最大需要電力計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。 なお，乗率を有する３０分最大需要電力計の場合は，乗率倍するものといたします。 (3) 計量器の読みは次によるものといたします。 イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ 乗率を有しない場合は，整数位までといたします。 ハ 乗率を有する場合は，最小位までといたします。ただし，３０分最大需要電力計により計量を行なう場合で，指針が目盛りの中間を示すときは，目盛りの間隔の２分の１の値を単位といたします。

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
(4) 使用電力量および最大需要電力は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。	(4) 使用電力量および最大需要電力は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
~~(5) 業務用季節別時間帯別電力および季節別時間帯別電力の場合は，原則として各時間帯別に使用電力量の計量を行ないます。~~	(5) (1)にかかわらず，当社または当該配電事業者は，記録型計量器により使用電力量を３０分単位で計量する場合があります。この場合，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。
	(6) (5)により計量する場合，料金の算定期間における使用電力量は，３０分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅した場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。 なお，料金の算定期間において料金の適用上使用電力量を区分する必要がある場合の当該区分ごとの使用電力量は，当該区分ごとに３０分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅した場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
	(7) (6)により使用電力量を算定する場合，当社は，その旨をお客さまにお知らせいたします。
(~~6~~) 当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。	(8) 当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
(~~7~~) 計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は，(~~8~~)の場合を除き，次によります。 イ 料金の算定期間における使用電力量は，取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 ロ 料金の算定期間における最大需要電力は，取付けおよび取外しした３０分最大需要電力計ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。	(9) 計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は，(10)の場合を除き，次によります。 イ 料金の算定期間における使用電力量は，取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)または(6)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 ロ 料金の算定期間における最大需要電力は，取付けおよび取外しした３０分最大需要電力計ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。
(~~8~~) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は，~~別表８（使用電力量等の協定）を基準として，~~お客さまと当社との協議によって定めます。	(10) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。
27 料 金 の 算 定	**27 料 金 の 算 定**
(1) 料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。 イ 電気の供給を開始し，再開し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合 ロ 契約種別，契約電力，供給電圧等を変更したことにより，料金に変更があった場合 ハ 25（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日をいいます。）の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。 ニ 25（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。	(1) 料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。 イ 電気の供給を開始し，再開し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合 ロ 契約種別，契約電力，供給電圧等を変更したことにより，料金に変更があった場合 ハ 25（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日をいいます。）の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。 ニ 25（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。
(2) 料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。	(2) 料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
28 日 割 計 算	**28 日 割 計 算**
(1) 当社は，27（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，原則として次により料金を算定いたします。 イ 基本料金は，別表~~９~~（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表~~９~~（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。	(1) 当社は，27（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，原則として次により料金を算定いたします。 イ 基本料金は，別表５（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表５（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
ハ　イおよびロによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。	ハ　イおよびロによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。
(2) 27（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。 また，27（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。	(2) 27（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。 また，27（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。
(3) 力率に変更がある場合は，次により基本料金を算定いたします。 イ　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は，その前後の力率にもとづいて，別表~~9~~（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ　契約負荷設備の変更等がない場合で，協議によって力率を変更するときは，変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。	(3) 力率に変更がある場合は，次により基本料金を算定いたします。 イ　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は，その前後の力率にもとづいて，別表5（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ　契約負荷設備の変更等がない場合で，協議によって力率を変更するときは，変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。
(4) 当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。	(4) 当社は，日割計算をする場合には，当社または当該配電事業者は，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。
29　料金の支払義務および支払期日	**29　料金の支払義務および支払期日**
(1) お客さまの料金の支払義務は，次の場合を除き，検針日に発生いたします。 イ　26（使用電力量等の計量）(~~8~~)の場合は，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。	(1) お客さまの料金の支払義務は，次の場合を除き，検針日に発生いたします。 イ　26（使用電力量等の計量）(10)の場合は，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に当社または当該配電事業者が計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。
(2) お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。	(2) お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。
(3) 支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して３０日目といたします。 なお，支払期日が日曜日または銀行法第１５条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。	(3) 支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して３０日目といたします。 なお，支払期日が日曜日または銀行法第１５条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。
30　料金その他の支払方法	**30　料金その他の支払方法**
(1) 料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，~~料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは~~当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 ~~なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。~~ イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。	(1) 料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて，次により支払っていただきます。 イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。
(2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また，(1)ロにより支払われる場合は，その金融機関等に払い込まれたときといたします。	(2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また，(1)ロにより支払われる場合は，その金融機関等に払い込まれたときといたします。
(3) 料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。	(3) 料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
(4) 臨時電力については，当社は，予納金を申し受けることがあります。この場合には，予納金は使用に先だって支払っていただきます。 なお，予納金は，原則として予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始	(4) 臨時電力については，当社は，予納金を申し受けることがあります。この場合には，予納金は使用に先だって支払っていただきます。 なお，予納金は，原則として予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。 また，当社は，予納金について利息を付しません。	後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。 また，当社は，予納金について利息を付しません。
31 延滞利息	31 延滞利息
(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。	(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
(2) 延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年１０パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，３６５日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。	(2) 延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年１０パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，３６５日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。
(3) 延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。	(3) 延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。
32 保 証 金	32 保 証 金
(1) 当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ 新たに電気を使用し，または契約電力を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。 (ｲ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 (ﾛ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合	(1) 当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ 新たに電気を使用し，または契約電力を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。 (ｲ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 (ﾛ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。	(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
(3) 当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。 なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて２年以内の預かり期間を設定いたします。	(3) 当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。 なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて２年以内の預かり期間を設定いたします。
(4) 当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合，その残額をお返しいたします。また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。	(4) 当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合，その残額をお返しいたします。また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
(5) 当社は，保証金に利息を付しません。	(5) 当社は，保証金について利息を付しません。
(6) 当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。	(6) 当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
Ⅴ 使用および供給	**Ⅴ 使用および供給**
33 適正契約の保持 当社は，お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて適正でないと認められる場合には，契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。	**33 適正契約の保持** 当社は，お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて適正でないと認められる場合には，契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。
34 契約超過金 (1) 契約電力が５００キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力（その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。）に基本料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたものの１．５倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。 (2) 自家発補給電力Ａおよび自家発補給電力Ｂについては，契約電力が５００キロワット未満であっても，(1)に準じて契約超過金を申し受けます。 (3) 契約電力が５００キロワット未満の予備電力を契約されている場合で，かつ，常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力であるときは，(1)に準じて契約超過金を申し受けます。 (4) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。	**34 契約超過金** (1) 契約電力が５００キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力（その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。）に基本料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたものの１．５倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。 (2) 自家発補給電力Ａおよび自家発補給電力Ｂについては，契約電力が５００キロワット未満であっても，(1)に準じて契約超過金を申し受けます。 (3) 契約電力が５００キロワット未満の予備電力を契約されている場合で，かつ，常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力であるときは，(1)に準じて契約超過金を申し受けます。 (4) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。
35 力率の保持 (1) 需要場所の負荷の力率は，原則として８５パーセント以上に保持していただきます。 なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。また，お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。 (2) 当社は，当社の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合は，お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。 なお，この場合の１月の力率は，必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。	**35 力率の保持** (1) 需要場所の負荷の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として８５パーセント以上に保持していただきます。 なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。また，お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。 (2) 当社または当該配電事業者は，当社または当該配電事業者の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合は，お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。 なお，この場合の１月の力率は，必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。
36 需要場所への立入りによる業務の実施 当社は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工，改修または検査 (2) ~~68~~（保安等に対するお客さまの協力）(1)，(2)または(3)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務	**36 需要場所への立入りによる業務の実施** 当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (1) 需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計，施工，改修または検査 (2) 55（保安等に対するお客さまの協力）(1)，(2)または(3)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認	(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
(4) 計量器の検針または計量値の確認	(4) 計量器の検針または計量値の確認
(5) 38（供給の停止），~~48~~（需給契約の廃止）(1)または~~50~~（解約等）により必要な処置	(5) 38（供給の停止），47（需給契約の廃止）(1)または49（解約等）により必要な処置
(6) その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務	(6) その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務
37 電気の使用にともなうお客さまの協力	**37 電気の使用にともなうお客さまの協力**
(1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに，当社がとくに必要と認めた場合には，お客さまの負担で，当社が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。	(1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社，当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに，当社または当該配電事業者がとくに必要と認めた場合には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。
イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合	イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合	ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合	ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合	ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
ホ その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合	ホ その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合
(2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準，その他の法令等にしたがい，当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。	(2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準，その他の法令等にしたがい，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。
なお，当社~~は，別に~~定める発電設備系統連系サービス実施要綱~~（高圧）~~により~~アンシラリーサービス料を申し受け~~ます。	なお，この場合の料金その他の連系条件は，当社または当該配電事業者が定める発電設備系統連系サービス実施要綱によります。
38 供 給 の 停 止	**38 供 給 の 停 止**
(1) お客さまが~~次のいずれか~~に該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。	(1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
~~イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合~~	
~~ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社に重大な損害を与えた場合~~	
~~ハ 56（引込線の接続）に反して，当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合~~	
(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。	(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。	なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。
イ お客さまが料金を支払期日をさらに２０日経過してなお支払われない場合	イ お客さまが料金を支払期日をさらに２０日経過してなお支払われない場合

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに２０日経過してなお支払われない場合	ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに２０日経過してなお支払われない場合
ハ　~~この離島約款によって支払いを要することとなった~~料金以外の債務~~（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金，アンシラリーサービス料その他この離島約款から生ずる金銭債務をいいます。）~~を支払われない場合	ハ　料金以外の債務を支払われない場合
(3) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。	(3) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社<u>または当該配電事業者</u>は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合	イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合	ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
ハ　契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合	ハ　契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合
ニ　高圧電力，季節別時間帯別電力もしくは自家発補給電力Ｂの場合または臨時電力もしくは予備電力で高圧電力に準ずる場合で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。	ニ　高圧電力，季節別時間帯別電力もしくは自家発補給電力Ｂの場合または臨時電力もしくは予備電力で高圧電力に準ずる場合で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。
ホ　36（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合	ホ　36（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社<u>または当該配電事業者</u>の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
ヘ　37（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合	ヘ　37（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
(4) お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。	(4) お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社<u>または当社の求めに応じた当該配電事業者</u>は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
(5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には，当社は，当社の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給停止のための適当な処置を行ないます。	(5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には，当社<u>または当該配電事業者</u>は，当社<u>または当該配電事業者</u>の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給停止のための適当な処置を行ないます。
なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。	なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
~~また，停止のための適当な処置を行なう場合には，その旨を文書等によりお客さまにお知らせすることがあります。~~	
39　供給停止の解除	**39　供給停止の解除**
38（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，当社は，すみやかに電気の供給を再開いたします。	38（供給の停止）によって<u>当社または当該配電事業者が</u>電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，<u>託送約款等に定めるところにより，</u>当社<u>または当該配電事業者</u>は，すみやかに電気の供給を再開いたします。
40　供給停止期間中の料金	**40　供給停止期間中の料金**
38（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を 28（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。	38（供給の停止）によって<u>当社または当該配電事業者が</u>電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を 28（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。
41　違　約　金	**41　違　約　金**
(1) お客さまが 38（供給の停止）(3)ロからニ~~まで~~に該当し，そのために料金の全部または一部の支払	(1) お客さまが 38（供給の停止）(3)ロからニ<u>または託送約款等に定めるところにより違約金を申し受</u>

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。	ける事由に該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。
42 供給の中止または使用の制限もしくは中止 (1) 当社は，~~次の場合には~~，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。 ~~イ 異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合~~ ~~ロ 当社の電気工作物に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合~~ ~~ハ 当社の電気工作物の点検，修繕，変更その他の工事上やむをえない場合~~ ~~ニ 非常変災の場合~~ ~~ホ その他保安上必要がある場合~~	42 供給の中止または使用の制限もしくは中止 (1) 当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。
(2) ~~(1)の場合には，当社は，あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。~~	(2) 当社は，(1)によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合は，料金の減額等を行ないません。
~~43 制限または中止の料金割引~~ ~~(1) 当社は，業務用電力，業務用季節別時間帯別電力，高圧電力および季節別時間帯別電力については，42 (供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって，電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。~~ ~~イ 契約電力が５００キロワット未満の場合~~ ~~(イ) 割引の対象~~ ~~力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし，27 (料金の算定) (1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。~~ ~~(ロ) 割引率~~ ~~１月中の制限し，または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。~~ ~~(ハ) 制限または中止延べ日数の計算~~ ~~延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。~~ ~~ロ 契約電力が５００キロワット以上の場合~~ ~~(イ) 割引の対象~~ ~~力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし，27 (料金の算定) (1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。~~ ~~(ロ) 割引率~~	(削 除)

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
~~１月中の制限し，または中止した延べ時間数１時間ごとに０．２パーセントといたします。~~ ~~(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算~~ ~~延べ時間数は，１回１０分以上の制限または中止の延べ時間とし，１時間未満の端数を生じた場合は，３０分以上は切り上げ，３０分未満は切り捨てます。~~ ~~なお，制限時間については，次により修正したうえで合計いたします。~~ ~~a　需要電力を制限した場合~~ ~~$H' = H \times \frac{D - d}{D}$~~ ~~H´＝　修正時間（１０分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）~~ ~~H　＝　制限時間~~ ~~D　＝　契約電力~~ ~~d　＝　制限時間中の需要電力の最大値~~ ~~b　使用電力量を制限した場合~~ ~~$H' = H \times \frac{A - B}{A}$~~ ~~H´＝　修正時間~~ ~~H　＝　制限時間~~ ~~A　＝　制限指定時間中の基準となる電力量（お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。）~~ ~~B　＝　制限時間中の使用電力量~~ ~~c　需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については，aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。~~ ~~(2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，１暦月の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。~~ ~~(3) 臨時電力，自家発補給電力A，自家発補給電力Bおよび予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。~~	
~~44~~　損害賠償の免責 (1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (2) 42（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 38（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または ~~50~~（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。	43 損害賠償の免責 (1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (2) 42（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 38（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 49（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
~~(4) 38（供給の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等によりお客さまにお知らせした場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。~~ (~~5~~) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合には，当社は，お客さまが受けた損害について賠償の責めを負いません。	(4) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合には，当社は，お客さまが受けた損害について賠償の責めを負いません。
~~45~~ 設 備 の 賠 償 お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。 ~~(1)~~ 修理可能の場合 修理費 ~~(2)~~ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額	44 設 備 の 賠 償 (1) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。 イ 修理可能の場合 修理費 ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額 (2) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。
Ⅵ 契約の変更および終了	**Ⅵ 契約の変更および終了**
~~46~~ 需給契約の変更 お客さままたは当社が電気の需給契約の変更を必要とする場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。	**45 需給契約の変更** お客さままたは当社が電気の需給契約の変更を必要とする場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
~~47~~ 名 義 の 変 更 新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。	**46 名 義 の 変 更** 新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望され，当社が認める場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。
~~48~~ 需給契約の廃止 (1) お客さまが電気の需給契約を廃止しようとする場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，相手方に通知するものといたします。 当社は，原則として，あらかじめ定めた廃止期日に，当社の供給設備またはお客さまの電気設備において，需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。 (2) 需給契約は，~~50~~（解約等）および次の場合を除き，あらかじめ定めた廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。	**47 需給契約の廃止** (1) お客さまが電気の需給契約を廃止しようとする場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，相手方に通知するものといたします。 当社または当該配電事業者は，原則として，あらかじめ定めた廃止期日に，当社または当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。 (2) 需給契約は，49（解約等）および次の場合を除き，あらかじめ定めた廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。	ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
~~49~~　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。	**48　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算** お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。
(1) 契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合	(1) 契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合
イ　当社は，お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。ただし，お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，その供給設備のうち１年以上利用される契約電力に見合う部分については，~~当社の託送供給等約款（当社が託送供給等約款を変更した場合には，変更後の託送供給等約款によります。）~~に~~準じて~~算定した接続送電サービス料金（予備電力を契約されているお客さまについては，該当する予備送電サービス料金を含みます。）に相当する金額の２０パーセントに相当する金額は申し受けないものといたします。	イ　当社は，お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。ただし，お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，その供給設備のうち１年以上利用される契約電力に見合う部分については，託送約款等に定めるところにより算定した接続送電サービス料金（予備電力を契約されているお客さまについては，該当する予備送電サービス料金を含みます。）に相当する金額の２０パーセントに相当する金額は申し受けないものといたします。
ロ　当社は，お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，~~64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額~~を申し受けます。ただし，お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，その供給設備のうち１年以上利用される契約電力に見合う部分については，工事費を精算いたしません。	ロ　当社は，お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない当社または当該配電事業者が新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。ただし，お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，その供給設備のうち１年以上利用される契約電力に見合う部分については，工事費を精算いたしません。 (ｲ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ﾛ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額
(2) 契約電力を増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合	(2) 契約電力を増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合
イ　当社は，お客さまが契約電力を増加された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について，契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につき，さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。ただし，お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，その供給設備のうち１年以上利用される契約電力に見合う部分については，~~当社の託送供給等約款（当社が託送供給等約款を変更した場合には，変更後の託送供給等約款によります。）~~に~~準じて~~算定した接続送電サービス料金（予備電力を契約されているお客さまについては，該当する予備送電サービス料金を含みます。）に相当する金額の２０パーセントに相当する金額は申し受けないものといたします。 なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量（業務用季節別時間帯別電力または季節別時間帯別電力のお客さまの場合，その期間の時間帯別の使用電力量といたします。）	イ　当社は，お客さまが契約電力を増加された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について，契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につき，さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。ただし，お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，その供給設備のうち１年以上利用される契約電力に見合う部分については，託送約款等に定めるところにより算定した接続送電サービス料金（予備電力を契約されているお客さまについては，該当する予備送電サービス料金を含みます。）に相当する金額の２０パーセントに相当する金額は申し受けないものといたします。 なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量（業務用季節別時間帯別電力または季節別時間帯別電力のお客さまの場合，その期間の時間帯別の使用電力量といたします。）について，増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたしま

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
について，増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。	す。
ロ　当社は，お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，~~64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額~~を申し受けます。ただし，お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，その供給設備のうち１年以上利用される契約電力に見合う部分については，工事費を精算いたしません。	ロ　当社は，お客さまが契約電力を増加されたことにともない当社または当該配電事業者が新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。ただし，お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，その供給設備のうち１年以上利用される契約電力に見合う部分については，工事費を精算いたしません。 (ｲ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ﾛ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額
(3) 契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合	(3) 契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合
イ　当社は，お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につき，さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量（業務用季節別時間帯別電力または季節別時間帯別電力のお客さまの場合，その期間の時間帯別の使用電力量といたします。）について，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。	イ　当社は，お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につき，さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量（業務用季節別時間帯別電力または季節別時間帯別電力のお客さまの場合，その期間の時間帯別の使用電力量といたします。）について，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。
ロ　当社は，供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について，~~64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額~~を申し受けます。 ~~なお~~，減少にともない供給電圧を変更する場合は，お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，~~64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額~~を申し受けます。	ロ　当社は，供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について，(ｲ)または(ﾛ)の金額を申し受けます。 ただし，減少にともない供給電圧を変更する場合は，(ｲ)または(ﾛ)にかかわらず，お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない当社または当該配電事業者が新たに施設した供給設備について，(ﾊ)または(ﾆ)の金額を申し受けます。 (ｲ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ﾛ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額 (ﾊ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ﾆ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等（お客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備についての工事費を含みます。）に係る請求を受けた場合はその金額
(4) 契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合	(4) 契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合
イ　当社は，お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約電力を上回る契約電	イ　当社は，お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約電力を上回る契約電

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
力分といたします。）につき，さかの ぼ っ て臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量（業務用季節別時間帯別電力または季節別時間帯別電力のお客さまの場合，その期間の時間帯別の使用電力量といたします。）について，減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は，増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。	力分といたします。）につき，さかの ぼ っ て臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量（業務用季節別時間帯別電力または季節別時間帯別電力のお客さまの場合，その期間の時間帯別の使用電力量といたします。）について，減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は，増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。
ロ　当社は，供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について，~~64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額~~を申し受けます。 ~~なお~~，減少にともない供給電圧を変更する場合は，お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，~~64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と増加にともない既に申し受けた工事費負担金との差額~~を申し受けます。	ロ　当社は，供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について，(ｲ)または(ﾛ)の金額を申し受けます。 ただし，減少にともない供給電圧を変更する場合は，(ｲ)または(ﾛ)にかかわらず，お客さまが契約電力を増加されたことにともない当社または当該配電事業者が新たに施設した供給設備について，(ﾊ)または(ﾆ)の金額を申し受けます。 (ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額 (ﾊ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ﾆ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等（お客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備についての工事費を含みます。）に係る請求を受けた場合はその金額
(5)　(1)イただし書または(2)イただし書に該当するお客さまが，需給契約の消滅日以降に(1)または(2)に該当する契約電力の新たな設定または増加に見合う契約電力分の供給設備の利用期間が１年以上とならないことが明らかになった場合には，(1)または(2)に準じて算定される料金の精算額と既に申し受けた料金の精算額との差額を申し受けます。	(5)　(1)イただし書または(2)イただし書に該当するお客さまが，需給契約の消滅日以降に(1)または(2)に該当する契約電力の新たな設定または増加に見合う契約電力分の供給設備の利用期間が１年以上とならないことが明らかになった場合には，(1)または(2)に準じて算定される料金の精算額と既に申し受けた料金の精算額との差額を申し受けます。
~~(6)　(1)ロただし書または(2)ロただし書に該当するお客さまが，需給契約の消滅日以降に契約電力の新たな設定または増加の日からの供給設備の利用期間が１年以上とならないことが明らかになった場合には，(1)または(2)に準じて算定される工事費の精算額を申し受けます。~~	
~~(7)~~　15（業務用電力）(4)イ，16（業務用季節別時間帯別電力）(4)イ，17（高圧電力）(1)ニまたは18（季節別時間帯別電力）(1)ニによって契約電力を定めるお客さまが，契約受電設備を新たに設定し，または契約受電設備の総容量を増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または15（業務用電力）(4)イ(ｲ)ｃ，16（業務用季節別時間帯別電力）(4)イ(ｲ)ｃ，17（高圧電力）(1)ニ(ｲ)ｃもしくは18（季節別時間帯別電力）(1)ニ(ｲ)ｃにより契約電力を減少しようとされる場合は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう契約電力を新たに設定された日は，契約受電設備を新たに設定された日とし，契約電力を増加された日は，契約受電設備の総容量を増加された日とし，契約電力を減少される日は，15（業務用電力）(4)イ(ｲ)ｃ，16（業務用季節別時間帯別電力）(4)イ(ｲ)ｃ，17（高圧電力）(1)ニ(ｲ)ｃまたは18（季節別時間帯別電力）(1)ニ(ｲ)ｃにより契約電力を減少しようとされる日といたします。	(6)　15（業務用電力）(4)イ，16（業務用季節別時間帯別電力）(4)イ，17（高圧電力）(1)ニまたは18（季節別時間帯別電力）(1)ニによって契約電力を定めるお客さまが，契約受電設備を新たに設定し，または契約受電設備の総容量を増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または15（業務用電力）(4)イ(ｲ)ｃ，16（業務用季節別時間帯別電力）(4)イ(ｲ)ｃ，17（高圧電力）(1)ニ(ｲ)ｃもしくは18（季節別時間帯別電力）(1)ニ(ｲ)ｃにより契約電力を減少しようとされる場合は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう契約電力を新たに設定された日は，契約受電設備を新たに設定された日とし，契約電力を増加された日は，契約受電設備の総容量を増加された日とし，契約電力を減少される日は，15（業務用電力）(4)イ(ｲ)ｃ，16（業務用季節別時間帯別電力）(4)イ(ｲ)ｃ，17（高圧電力）(1)ニ(ｲ)ｃまたは18（季節別時間帯別電力）(1)ニ(ｲ)ｃにより契約電力を減少しようとされる日といたします。

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
~~50~~ 解　約　等 (1) 38（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2) お客さまが，~~48~~（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。	49 解　約　等 (1) 38（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2) お客さまが，47（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。
~~51~~ 需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。	50 需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。
Ⅶ　供給方法~~および~~工事	**Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担**
~~52~~ ~~需給地点~~および施設 (1) 電気の需給地点~~（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）~~は，当社の電線路~~また~~は引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 ~~(2) 需給地点は，需要場所内の地点とし，当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，お客さまと当社との協議により，需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。~~ ~~イ　山間地にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合~~ ~~ロ　当社の立ち入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合~~ ~~ハ　１建物内の２以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。~~ ~~ニ　54（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合~~ ~~ホ　技術上，経済上やむをえない場合で，お客さまが受電設備等を共用して電気の供給を受けるとき。~~ ~~ヘ　その他特別の事情がある場合~~ ~~(3) 需給地点に至るまでの供給設備は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。~~ ~~なお，当社は，お客さま（共同引込みにより電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線，接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。~~ ~~(4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，当社は付帯~~	51 供給方法，工事および施設 (1) 電気の需給地点は，当社または当該配電事業者の電線路もしくは引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 (2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。 (3) 当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。 (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，(3)にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
~~設備を無償で使用できるものといたします。~~	
~~53 架 空 引 込 線~~ ~~(1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には，原則として架空引込線によるものとし，お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは，当社が施設いたします。この場合には，引込線取付点は，当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって，堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~(2) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する補助支持物は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。~~	**（削　除）**
~~54 地 中 引 込 線~~ ~~(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で，当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには，次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。~~ ~~イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器，断路器または接続装置の接続点~~ ~~ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点~~ ~~なお，当社は，お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。~~ ~~(2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は，当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，お客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~なお，これ以外の場合には，需要場所内の地中引込線は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。~~ ~~イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が５０メートル程度以内の場所~~ ~~ロ 建物の３階以下にある場所~~ ~~ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所~~ ~~(3) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。~~ ~~なお，この場合の付帯設備は，次のものをいいます。~~ ~~イ 鉄管，暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（ヵ引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）~~ ~~ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール~~ ~~ハ その他イまたはロに準ずる設備~~ ~~(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，(1)に準じて接続を~~	**（削　除）**

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
~~行ないます。この場合，当社は，60（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。~~	
~~55　連接引込線等~~ ~~当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，連接引込線（１需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線（２以上の需給契約に対して１引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給することがあります。この場合，当社は，分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。~~ ~~なお，お客さまの電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。~~	
~~56　引込線の接続~~ ~~当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は，当社が行ないます。~~ ~~なお，お客さまの希望によって引込線の位置変更工事をする場合には，当社は，実費を申し受けます。~~	**（削　除）**
~~57　計量器等の取付け~~ ~~(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計，３０分最大需要電力計，無効電力量計等をいいます。），その付属装置（計量器箱，変成器，変成器箱，変成器の２次配線，通信装置，通信回線等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は，契約電力等に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。ただし，次の場合には，お客さまの所有とし，お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。~~ ~~イ　お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合~~ ~~ロ　変成器の２次配線等で，当社規格以外のケーブルを必要とし，またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合~~ ~~(2) 計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検針，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし，お客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~(3) 計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。また，(1)によりお客さまが施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。~~ ~~(4) お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には，当社は，実費を申し受けます。~~	**（削　除）** **（削　除）**
~~58　専用供給設備~~ ~~(1) 当社は，次の場合には，60（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。~~ ~~イ　お客さまがとくに希望され，かつ，他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合~~ ~~ロ　37（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合~~ ~~ハ　お客さまの施設の保安上の理由，または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により，特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合~~	

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
(2) (1)の専用設備は，需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（１次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。 (3) (2)において，開閉所は，変電所とみなします。 (4) 当社は，供給設備を２以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，(1)イの場合は，次に該当する場合で，いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。 イ　２以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で，いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。 ロ　お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合	（削　除）
第Ⅷ章　工事費の負担 59　一般供給設備の工事費負担金 (1) お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で，当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は１，０００メートル，地中の場合は１５０メートルといたします。）をこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。 区　　分 / 単　　位 / 金　　額 架空配電設備の場合 / 超過こう長１メートルにつき / ３，４１０円００銭 地中配電設備の場合 / 超過こう長１メートルにつき / ２６，９５０円００銭 なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空配電設備についてはその工事こう長の６０パーセント，地中配電設備についてはその工事こう長の２０パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。 (2) 工事費負担金の対象となる供給設備は，需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。 (3) 工事費負担金は，需給契約ごとに算定いたします。ただし，１需要場所において２以上の需給契約を結ぶ場合は，需要場所ごとに算定いたします。 (4) ２以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。 イ　２以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は，その代表のお客さまに	52　工事費負担金等の申受けおよび精算 (1) 当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 (2) 当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。 (3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。 (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，(1)，(2)および(3)にかかわらず，次のとおりといたします。 イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給に伴う工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。 ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
~~よる1申込みとみなして算定いたします。この場合，無償こう長は，(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。~~ ~~ロ　2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，お客さまごとに算定いたします。この場合，それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。~~ ~~(5) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は，次により算定いたします。~~ ~~イ　地中配電設備の超過こう長は，地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。~~ ~~ロ　架空配電設備の超過こう長は，架空配電設備の工事こう長といたします。ただし，地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。~~ ~~架空配電設備の超過こう長 ＝~~ ~~架空配電設備の工事こう長 ＝ (架空配電設備の無償こう長 ／ 地中配電設備の無償こう長)~~ ~~× 地中配電設備の無償こう長 ＝地中配電設備の工事こう長~~ ~~(6) 次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。~~ ~~イ　配電設備~~ ~~発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい，電線，引込線，変圧器およびこれらを支持し，または収納する工作物（支持物，がいし，支線，暗きょ，管等をいいます。）を含みます。~~ ~~ロ　工事こう長~~ ~~別表11（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。~~ ~~なお，単位は，1メートルとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。~~ ~~(7) Ⅷ（工事費の負担）の各項において，契約電力等を増加される場合とは，負荷設備の総容量の増加にともない低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合を含みます。~~ ~~なお，15（業務用電力）(4)イ，16（業務用季節別時間帯別電力）(4)イ，17（高圧電力）(1)ニまたは18（季節別時間帯別電力）(1)ニによって契約電力が定められている場合は，契約受電設備の総~~

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
~~容量が増加する場合といたします。~~	
~~60　特別供給設備の工事費負担金~~	**（削　除）**
~~(1) お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で，当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として申し受けます。~~	
~~イ　お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は，標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額~~	
~~なお，標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。~~	
~~(イ) お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線または支持物等を施設する場合~~	
~~(ロ) 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合~~	
~~(ハ) その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合~~	
~~また，この場合も 59（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。~~	
~~ロ　架空配電設備で供給できるにもかかわらず，お客さまの希望によって地中配電設備を施設する場合は，(イ)または(ロ)の金額~~	
~~(イ) 標準設計工事費をこえる金額~~	
~~なお，この場合も，59（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。~~	
~~(ロ) 需給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は，(イ)にかかわらず，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額~~	
~~ハ　58（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額~~	
~~なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，58（専用供給設備）(2)によるものといたします。~~	
~~(2) お客さまが 20（自家発補給電力Ａ），21（自家発補給電力Ｂ）または 22（予備電力）によって新たに電気を使用し，または契約電力を増加される場合で，これにともない新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。~~	
~~なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，59（一般供給設備の工事費負担金）(2)に準ずるものといたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，58（専用供給設備）(2)によるものといたします。~~	
~~61　供給設備を変更する場合の工事費負担金~~	**（削　除）**
~~(1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで，お客さまの希望によって供給設備を変更する次のいずれかの場合（新たに電気を使用される場合で，当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また，お客さまとの電気需給に直接関係する場合に限ります。）は，56（引込線の接続）または 57（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金とし~~	

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
て申し受けます。 イ　供給電圧を変更する場合 ロ　配電線路を切り替える場合 ハ　架空配電設備を地中配電設備に変更する場合 ニ　その他供給設備を変更する場合 (2) 37（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。 62　特別供給設備等の工事費の算定 60（特別供給設備の工事費負担金）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は，次により算定いたします。 (1) 工事費は，お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，次により算定した標準設計工事費といたします。 イ　標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛りの合計額といたします。 ロ　材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。 ハ　諸掛りには，測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含みます。 (イ) 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は，工事費に計上いたしません。ただし，架空配電線路の経過地に地役権を設定する場合には，その対価の５０パーセントに相当する金額は工事費に計上いたしますが，登録免許税，印紙税，登記手数料等地役権の登記に要する費用は工事費に計上いたしません。 (ロ) 架空配電線路の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の５０パーセントに相当する金額を工事費に計上いたします。 (ハ) 補償費中残地補償費は，それが明確に区分されている場合に限り工事費に計上いたします。 (ニ) 建設分担関連費は，電気事業会計規則に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り工事費に計上いたします。 ニ　撤去工事がある場合は，イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。 ホ　お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，64（臨時工事費）に準じて算定いたします。 (2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，(1)に準じて算定いたします。 (3) 60（特別供給設備の工事費負担金）(1)イまたはロ(イ)の場合で，その工事費を59（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，(1)および(2)にかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも59（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。	（削　除）

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
(4) 予備供給設備の工事費を 59（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，(1)または(2)にかかわらず，その工事費を 59（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。 (5) 工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合（(3)または(4)の場合を除きます。）は，(1)または(2)にかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。 (6) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して電気を供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。 イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合 工事費 × 使用回線数 / 施設回線数 ロ 管路等を利用して電気を供給する場合 工事費 × 使用孔数 / 施設孔数－予備孔数 (7) 特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で，当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給設備を施設するときには，当社は，59（一般供給設備の工事費負担金）または 60（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。 なお，この場合の工事費負担金は，60（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。 63 工事費負担金の申受けおよび精算 (1) 当社は，工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合，需給開始日までに申し受けます。 (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。 (3) 工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。 イ 59（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。 (イ) 設計変更等により，架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異	（削 除）

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
~~が５パーセントをこえる場合~~ ~~(ﾛ) その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合~~ ~~ロ　60（特別供給設備の工事費負担金）（59〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。~~ ~~(ｲ) 設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更の差異が５パーセントをこえる場合~~ ~~(ﾛ) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）~~ ~~(ﾊ) その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合~~ ~~(4) 当社は，お客さまの承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。~~ ~~なお，その変更が供給設備の使用開始後１０年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。~~ ~~(5) 工業団地として整備された地域等において，原則として１年以内にすべての建物が施設される場合で，すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の 70 パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される 59（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。~~ ~~また，工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても，施設された配電設備に応じたものといたします。~~ ~~64　臨時工事費~~ ~~(1) 19（臨時電力）の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には，当社は，新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を，臨時工事費として，原則として工事着手前に申し受けます。~~ ~~(2) 臨時工事費は，次の算式により算定した金額といたします。~~ ~~臨時工事費＝新設材料費－撤去後の資材の残存価額＋新設工費＋撤去工費＋諸掛り~~ ~~なお，撤去後の資材の残存価額は，変圧器，開閉器等の機器についてはその価額の９５パーセント，その他の設備についてはその価額の５０パーセントといたします。~~ ~~(3) 臨時工事費を申し受ける場合は，59（一般供給設備の工事費負担金），60（特別供給設備の工事費負担金）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。~~ ~~(4) 新たに施設する供給設備のうち，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，59（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。~~	**（削　除）**

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
~~(5) 臨時工事費の精算は，63（工事費負担金の申受けおよび精算）(3)ロの場合に準ずるものといたします。~~	
~~65 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け~~ ~~供給設備の一部または全部を施設した後，お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を申し受けます。~~ ~~なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に多額の費用を要したときは，その実費を申し受けます。~~	**（削　除）**
~~66~~ 工事費等に関する契約書の作成 工事費等に関する必要な事項について，原則として工事着手前に，契約書を作成いたします。	53 工事費等に関する契約書の作成 工事費等に関する必要な事項について，原則として工事着手前に，契約書を作成いたします。
Ⅸ 保　　安	**Ⅷ 保　　安**
~~67~~ **保安の責任** 当社~~は，~~需給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有しない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について，保安の責任を負います。	54 **保安の責任** 当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有しない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。
~~68~~ **保安等に対するお客さまの協力** (1) 次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。 イ お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが，当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，当社が保安上必要と認めるときは，その期間について，当社は，(1)に準じて，適当な処置をいたします。 (3) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。	55 **保安等に対するお客さまの協力** (1) 託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には，当社または当該配電事業者は，ただちに適当な処置をいたします。 イ お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが，当社または当該配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，当社または当該配電事業者が保安上必要と認めるときは，その期間について，当社または当該配電事業者は，(1)に準じて，適当な処置をいたします。 (3) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくこ

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
(4) 当社は，必要に応じて供給開始に先だち，受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，お客さまと協議を行ないます。	とがあります。 (4) 当社または当該配電事業者は，必要に応じて供給開始に先だち，受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，お客さまと協議を行ないます。
附　　則 **1　この離島約款の実施期日** この離島約款は，２０２~~２~~年４月~~１２~~日から実施いたします。 **2　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い** 使用電力量または最大需要電力は，26（使用電力量等の計量）(4)にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，使用電力量または最大需要電力は，計量された使用電力量または最大需要電力を，供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。 **3　供給電気方式および供給電圧についての特別措置** 供給電気方式および供給電圧については，当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当分の間，本則にかかわらず交流３相３線式標準電圧３，０００ボルトで供給することがあります。この場合において，料金その他の供給条件は，標準電圧６，０００ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。 **（新　規）**	**附　　則** **1　この離島約款の実施期日** この離島約款は，２０２３年４月１日から実施いたします。 **2　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い** 使用電力量または最大需要電力は，26（使用電力量等の計量）(4)にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，使用電力量または最大需要電力は，計量された使用電力量または最大需要電力を，供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。 **3　供給電気方式および供給電圧についての特別措置** 供給電気方式および供給電圧については，当社または当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，当分の間，本則にかかわらず交流３相３線式標準電圧３，０００ボルトで供給することがあります。この場合において，料金その他の供給条件は，標準電圧６，０００ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。 **4　この離島約款の実施にともなう切替措置** この離島約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては，27（料金の算定）および 28（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。
別　　表 **1　再生可能エネルギー発電促進賦課金** (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第３６条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいま	**別　　表** **1　再生可能エネルギー発電促進賦課金** (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第３６条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいま

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
す。）により定めます。 なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を~~あらかじめ当社の事務所に掲示~~いたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の５月１日から翌年の４月３０日までの期間に使用される電気に適用いたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお，予備電力の場合，その１月の使用電力量につき，常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。 また，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第３７条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいた直後の５月１日から翌年の４月３０日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第３７条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日の前日といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第３７条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第３７条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。	す。）により定めます。 なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を<u>インターネットを利用する方法等によりお知らせ</u>いたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の５月１日から翌年の４月３０日までの期間に使用される電気に適用いたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお，予備電力の場合，その１月の使用電力量につき，常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。 また，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第３７条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいた直後の５月１日から翌年の４月３０日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第３７条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日の前日といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第３７条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第３７条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。
２　燃料費調整 (1) 燃料費調整~~額~~の算定 イ　平均燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，平均燃料価格は，１００円単位とし，１００円未満の端数は，１０円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 ~~Ｂ~~＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格 α＝~~0.2303~~ ~~β~~＝1.1441 なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格および１トン	**２　燃料費<u>等</u>調整** (1) 燃料費調整<u>単価</u>の算定 イ　平均燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，平均燃料価格は，１００円単位とし，１００円未満の端数は，１０円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β<u>＋Ｃ×γ</u> Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 <u>Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格</u> <u>Ｃ</u>＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格 α＝<u>0.0380</u> <u>β＝0.0702</u> <u>γ＝1.2641</u> なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，<u>１トン当たり</u>

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	の平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
	ロ　基準燃料単価
	基準燃料単価は，平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。
	１キロワット時につき　１７銭７厘
ロ　燃料費調整単価	ハ　燃料費調整単価
燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。	燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。
なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
~~(ｲ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が２１，９００円を下回る場合~~	燃料費調整単価 ＝（平均燃料価格－79,300 円）× ロの基準単価 / 1,000
~~燃料費調整単価 ＝（21,900 円－平均燃料価格）× (2)の基準単価 / 1,000~~	
~~(ﾛ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が２１，９００円を上回る場合~~	
~~燃料費調整単価 ＝（平均燃料価格－21,900 円）× (2)の基準単価 / 1,000~~	
	(2) 市場価格調整単価の算定
	イ　平均市場価格
	１キロワット時当たりの平均市場価格は，各平均市場価格算定期間における６時から１８時までの北陸エリアプライスの単純平均価格といたします。
	なお，平均市場価格の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
	ロ　基準市場単価
	基準市場単価は，平均市場価格が１円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。
	１キロワット時につき　１４銭９厘
	ハ　市場価格調整単価
	市場価格調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。
	なお，市場価格調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
	(ｲ) １キロワット時当たりの平均市場価格が８円００銭を下回る場合
	市場価格調整単価＝（平均市場価格－８円００銭）×ロの基準市場単価
	(ﾛ) １キロワット時当たりの平均市場価格が３２円００銭を上回る場合

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
	市場価格調整単価＝（平均市場価格－３２円００銭）×ロの基準市場単価 (ハ) １キロワット時当たりの平均市場価格が８円００銭以上，３２円００銭以下の場合 市場価格調整単価は零といたします。 (3) 燃料費等調整単価の算定 燃料費等調整単価は，次の算式により算定した値といたします。 燃料費等調整単価 ＝燃料費調整単価　＋　市場価格調整単価
ㇵ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。	(4) 燃料費等調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は，その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する次の燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の６月１日から６月３０日までの期間
毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の７月１日から７月３１日までの期間
毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の８月１日から８月３１日までの期間
毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の９月１日から９月３０日までの期間
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の１０月１日から１０月３１日までの期間
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１１月１日から１１月３０日までの期間
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１２月１日から１２月３１日までの期間
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	翌年の１月１日から１月３１日までの期間
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の２月１日から２月２８日までの期間 （閏年の場合は，２月２９日までの期間）
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の３月１日から３月３１日までの期間
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の４月１日から４月３０日までの期間
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月２９日までの期間）	翌年の５月１日から５月３１日までの期間

離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	毎年５月２１日から６月２０日までの期間	その年の６月１日から６月３０日までの期間
毎年２月１日から４月３０日までの期間	毎年６月２１日から７月２０日までの期間	その年の７月１日から７月３１日までの期間
毎年３月１日から５月３１日までの期間	毎年７月２１日から８月２０日までの期間	その年の８月１日から８月３１日までの期間
毎年４月１日から６月３０日までの期間	毎年８月２１日から９月２０日までの期間	その年の９月１日から９月３０日までの期間
毎年５月１日から７月３１日までの期間	毎年９月２１日から１０月２０日までの期間	その年の１０月１日から１０月３１日までの期間
毎年６月１日から８月３１日までの期間	毎年１０月２１日から１１月２０日までの期間	その年の１１月１日から１１月３０日までの期間
毎年７月１日から９月３０日までの期間	毎年１１月２１日から１２月２０日までの期間	その年の１２月１日から１２月３１日までの期間
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	毎年１２月２１日から翌年の１月２０日までの期間	翌年の１月１日から１月３１日までの期間
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の１月２１日から２月２０日までの期間	翌年の２月１日から２月２８日までの期間（閏年の場合は，２月２９日までの期間）
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の２月２１日から３月２０日までの期間	翌年の３月１日から３月３１日までの期間
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の３月２１日から４月２０日までの期間	翌年の４月１日から４月３０日までの期間
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は,翌年の２月２９日までの期間）	翌年の４月２１日から５月２０日までの期間	翌年の５月１日から５月３１日までの期間

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
~~ニ~~　燃料費調整額 燃料費調整額は，その１月の使用電力量に~~ロ~~によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。	(5) 燃料費等調整額 燃料費等調整額は，その１月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。
~~(2) 基準単価~~ ~~基準単価は，平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。~~ ~~１キロワット時につき　１５銭２厘~~	
(3) 燃料費調整単価等の掲示 当社は，~~(1)イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された~~燃料費調整単価を~~当社の事務所に掲示~~いたします。	(6) 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は，(1)により算定した燃料費調整単価，(2)により算定した市場価格調整単価および(3)により算定した燃料費等調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。
~~**3　契約負荷設備の総容量の算定**~~ ~~(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。~~ ~~イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合~~ ~~差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。~~ ~~ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合~~ ~~電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。~~ ~~(イ) 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院~~ ~~１差込口につき　５０ボルトアンペア~~ ~~(ロ) (イ)以外の場合~~ ~~１差込口につき　１００ボルトアンペア~~ ~~(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の１回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。~~	**（削　除）**
~~**4　負荷設備の入力換算容量**~~ ~~(1) 照明用電気機器~~ ~~照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。~~ ~~イ　けい光灯~~	**（削　除）**

	換算容量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット)×１５０パーセント	管灯の定格消費電力(ワット)×１２５パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット)×２００パーセント	

ロ　ネオン管灯

2次電圧(ボルト)	換算容量		
	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
３，０００	３０	８０	３０
６，０００	６０	１５０	６０
９，０００	１００	２２０	１００
１２，０００	１４０	３００	１４０
１５，０００	１８０	３５０	１８０

（削　除）

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
ハ　スリームラインランプ 管の長さ（ミリメートル）／換算容量 入力（ボルトアンペア）／換算容量 入力（ワット） ９９９以下　４０　４０ １，１４９　〃　６０　６０ １，５５６　〃　７０　７０ １，７５９　〃　８０　８０ ２，３６８　〃　１００　１００ ニ　水銀灯 出力（ワット）／換算容量 入力（ボルトアンペア）高力率型／換算容量 入力（ボルトアンペア）低力率型／換算容量 入力（ワット） ４０以下　６０　１３０　５０ ６０　〃　８０　１７０　７０ ８０　〃　１００　１９０　９０ １００　〃　１５０　２００　１３０ １２５　〃　１６０　２９０　１４５ ２００　〃　２５０　４００　２３０ ２５０　〃　３００　５００　２７０ ３００　〃　３５０　５５０　３２５ ４００　〃　５００　７５０　４３５ ７００　〃　８００　１，２００　７３５ １，０００　〃　１，２００　１，７５０　１，００５	（削　除）

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
(2) 誘導電動機 イ　単相誘導電動機 (ｲ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率１００．０パーセントを乗じたものといたします。 (ﾛ) 出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。 出　力(ﾜｯﾄ)：換　算　容　量 入　力(ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ)：高力率型 ═ / 低力率型 １６０ 〃 ４５ 〃：高力率型 ═ / 低力率型 １８０ 〃 ６５ 〃：高力率型 ═ / 低力率型 ２３０ 〃 １００ 〃：高力率型 ２５０ / 低力率型 ３５０ 〃 ２００ 〃：高力率型 ４００ / 低力率型 ５５０ 〃 ４００ 〃：高力率型 ６００ / 低力率型 ８５０ 〃 ５５０ 〃：高力率型 ９００ / 低力率型 １，２００ 〃 ７５０ 〃：高力率型 １，０００ / 低力率型 １，４００ 入　力(ﾜｯﾄ)：出　力(ﾜｯﾄ) ×１３３．０ パーセント ロ　３相誘導電動機 契約負荷設備：換　算　容　量　（入力〔ｷﾛﾜｯﾄ〕） 低圧誘導電動機：出力（馬　力）×　９３．３パーセント 低圧誘導電動機：出力（キロワット）×１２５．０パーセント 高圧誘導電動機：出力（馬　力）×　８７．８パーセント 高圧誘導電動機：出力（キロワット）×１１７．６パーセント (3) レントゲン装置 レントゲン装置の換算容量は，次によります。 なお，レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。	（削　除）

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1．5
		30 〃 50 〃	2
		50 〃 100 〃	3
		100 〃 200 〃	4
		200 〃 300 〃	5
		300 〃 500 〃	7．5
		500 〃 1,000 〃	10
	95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300 〃 500 〃	8
		500 〃 1,000 〃	13．5
	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9．5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19．5

（削　除）

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)

~~蓄電器~~	~~ｺﾝﾃﾞﾝｻ容量　0.75ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ以下~~	~~1~~
~~放電式~~	~~0.75ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ超過　1.5　〃~~	~~2~~
~~診察用装置~~	~~1.5　〃　3　〃~~	~~3~~

~~(4) 電気溶接機~~

~~電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。~~

~~イ　日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合~~

~~入力（キロワット）＝最大定格１次入力（キロボルトアンペア）~~
~~×７０パーセント~~

~~ロ　イ以外の場合~~

~~入力（キロワット）＝実測した１次入力（キロボルトアンペア）~~
~~×７０パーセント~~

~~(5) その他~~

~~イ　(1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。~~

~~ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。~~

~~ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。~~

~~5~~　契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は，次の算式によって算定された値といたします。

(1) ΔまたはＹ結線の場合

群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）×３

(2) Ｖ結線（同容量変圧器）の場合

群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）×２×０．８６６

(3) 変則Ｖ結線（異容量変圧器）の場合

群容量＝電灯電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）－電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）＋電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）×２
×０．８６６

~~6　平均力率の算定~~

~~(1) 平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。~~

３　契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は，次の算式によって算定された値といたします。

(1) ΔまたはＹ結線の場合

群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）×３

(2) Ｖ結線（同容量変圧器）の場合

群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）×２×０．８６６

(3) 変則Ｖ結線（異容量変圧器）の場合

群容量＝電灯電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）－電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）＋電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）×２
×０．８６６

（削　除）

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)

~~平均力率（パーセント）＝ $\frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2+(\text{無効電力量})^2}} \times 100$~~

~~有効電力量および無効電力量の計量については，26（使用電力量等の計量）(1)，(3)，(4)，(7)イおよび(8)に準ずるものといたします。ただし，有効電力量の値が零となる場合の平均力率は，８５パーセントとみなします。~~

~~(2) 有効電力量または無効電力量は，26（使用電力量等の計量）(4)にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，有効電力量または無効電力量は，計量された有効電力量または無効電力量を，供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。~~

~~7~~ 契約電力等の算定方法

高圧で電気の供給を受ける臨時電力のお客さまで，契約電力が５００キロワット未満の場合の契約電力は，次の(1)の値と(2)の値のうち，いずれか小さいものといたします。

(1) 契約負荷設備によってえた値

契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，~~別表４（~~負荷設備の入力換算容量~~）~~によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。

なお，電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，契約負荷設備の入力を~~別表３（~~契約負荷設備の総容量の算定~~）(1)~~（この場合，１ボルトアンペアを１ワットとみなします。）に準じて算定いたします。

イ　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	１００パーセント
	次の２台の入力につき	９５パーセント
	上記以外のものの入力につき	９０パーセント

ただし，電灯または小型機器は，その全部を１台の契約負荷設備とみなします。

ロ　イによってえた値の合計のうち

4 契約電力等の算定方法

高圧で電気の供給を受ける臨時電力のお客さまで，契約電力が５００キロワット未満の場合の契約電力は，次の(1)の値と(2)の値のうち，いずれか小さいものといたします。

(1) 契約負荷設備によってえた値

契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。

なお，電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，契約負荷設備の入力を契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。この場合，１ボルトアンペアを１ワットとみなします。）に準じて算定いたします。

イ　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	１００パーセント
	次の２台の入力につき	９５パーセント
	上記以外のものの入力につき	９０パーセント

ただし，電灯または小型機器は，その全部を１台の契約負荷設備とみなします。

ロ　イによってえた値の合計のうち

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)

最初の６キロワットにつき	１００パーセント
次の１４キロワットにつき	９０パーセント
次の３０キロワットにつき	８０パーセント
次の１００キロワットにつき	７０パーセント
次の１５０キロワットにつき	６０パーセント
次の２００キロワットにつき	５０パーセント
５００キロワットをこえる部分につき	３０パーセント

(2) 契約受電設備によってえた値

契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は，別表~~5~~〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表~~4~~〔負荷設備の入力換算容量~~〕~~によって換算するものといたします。）との合計（この場合，契約受電設備の総容量については，１ボルトアンペアを１ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の５０キロワットにつき	８０パーセント
次の５０キロワットにつき	７０パーセント
次の２００キロワットにつき	６０パーセント
次の３００キロワットにつき	５０パーセント
６００キロワットをこえる部分につき	４０パーセント

ただし，次の変圧器は，契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

イ　２次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器

ロ　２次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器

ハ　電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の２次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の２次側に接続されている変圧器を除きます。）

ニ　予備設備であることが明らかな変圧器

~~8　使用電力量等の協定~~

~~使用電力量または最大需要電力を協議によって定める（以下「協定」といいます。）場合の基準は，次によります。~~

~~(1) 使用電力量の協定~~

~~原則として次のいずれかの値といたします。~~

~~イ　過去の使用電力量による場合~~

~~次のいずれかによって算定いたします。ただし，協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。~~

~~(イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合~~

(2) 契約受電設備によってえた値

契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は，別表３〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）との合計（この場合，契約受電設備の総容量については，１ボルトアンペアを１ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の５０キロワットにつき	８０パーセント
次の５０キロワットにつき	７０パーセント
次の２００キロワットにつき	６０パーセント
次の３００キロワットにつき	５０パーセント
６００キロワットをこえる部分につき	４０パーセント

ただし，次の変圧器は，契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

イ　２次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器

ロ　２次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器

ハ　電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の２次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の２次側に接続されている変圧器を除きます。）

ニ　予備設備であることが明らかな変圧器

（削　除）

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
~~前月または前年同月の使用電力量 / 前月または前年同月の料金の算定期間の日数 ×協定の対象となる期間の日数~~ ~~(ﾛ) 前３月間の使用電力量による場合~~ ~~前３月間の使用電力量 / 前３月間の料金の算定期間の日数 ×協定の対象となる期間の日数~~ ~~ﾛ　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合~~ ~~使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。~~ ~~ﾊ　取替後の計量器によって計量された期間の日数が１０日以上である場合で，取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。~~ ~~取替後の計量器によって計量された使用電力量 / 取替後の計量器によって計量された期間の日数 ×協定の対象となる期間の日数~~ ~~ﾆ　参考のために取り付けた計量器の計量による場合~~ ~~参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。~~ ~~なお，この場合の計量器の取付けは，57（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。~~ ~~ﾎ　公差をこえる誤差により修正する場合~~ ~~計　量　電　力　量 / 100 パーセント＋（±誤差率）~~ ~~なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。~~ ~~(ｲ) お客さまの申出により測定したときは，申出の日の属する月~~ ~~(ﾛ) 当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月~~ ~~(2) 最大需要電力の協定~~ ~~(1)に準ずるものといたします。~~ **~~9~~　日割計算の基本算式** (1) 日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。 イ　基本料金を日割りする場合	**5　日割計算の基本算式** (1) 日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。 イ　基本料金を日割りする場合

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
$1月の該当料金 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ ただし，27（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は， $\frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ は，$\frac{日割計算対象日数}{暦日数}$ といたします。 ロ　日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合 (ｲ) 27（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ﾛ) 27（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 (2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。 イ　電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (3) 25（料金の算定期間）(2)の場合は，(1)イにいう検針期間の日数は，計量期間の日数といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，計量日といたします。 (4) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は，次のとおりといたします。 イ　電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を	$1月の該当料金 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ ただし，27（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は， $\frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ は，$\frac{日割計算対象日数}{暦日数}$ といたします。 ロ　日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合 (ｲ) 27（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ﾛ) 27（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 (2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。 イ　電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (3) 25（料金の算定期間）(2)の場合は，(1)イにいう検針期間の日数は，計量期間の日数といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，計量日といたします。 (4) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は，次のとおりといたします。 イ　電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。	再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。
~~10~~ 休　日　等 この離島約款において，休日等とは，次の日をいいます。 日曜日 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日 １月２日 １月３日 １月４日 ５月１日 ５月２日 12月30日 12月31日	６ 休　日　等 この離島約款において，休日等とは，次の日をいいます。 日曜日 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日 １月２日 １月３日 １月４日 ５月１日 ５月２日 12月30日 12月31日
~~11　標準設計基準~~ ~~(1) 適　　用~~ ~~イ　この基準は，Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計工事費の算定に適用いたします。~~ ~~ロ　この基準に明記していない事項については，電気設備に関する技術基準その他関係法令，当社の設計基準等にもとづき技術的に適当と認められる設計によることといたします。この場合，その設計を標準設計といたします。~~ ~~ハ　地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたい場合で特別な施設を要する場合は，ロにかかわらず技術的に適当と認められる特殊な設計によるものとし，この場合，その設計を標準設計といたします。~~ ~~(2) 高圧電線路~~ ~~イ　一　般　基　準~~ ~~(イ) 電圧降下の許容限度~~ ~~高圧電線路（需給地点から需給地点に最も近い発変電所の引出口までの電線路）における電圧降下の許容限度の標準は，次によります。~~	**（削　除）**

~~公称電圧 / 地域区分~~	~~高~~	~~圧~~
	~~3，300ﾎﾞﾙﾄ~~	~~6，600ﾎﾞﾙﾄ~~
~~都 市 域~~	~~—~~	~~300ﾎﾞﾙﾄ~~
~~そ の 他~~	~~300ﾎﾞﾙﾄ~~	~~600ﾎﾞﾙﾄ~~

~~(ﾛ) 経過地~~

~~高圧電線路の経過地は，地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。~~

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)

(ハ) 電線路の種類

高圧電線路は，架空電線路といたします。ただし，架空電線路を施設することが法令上不可能な場合，または技術上，経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には，他の方法によります。

ロ 高圧架空電線路

(イ) 電線路の施設

a 高圧架空電線路は，単独の電線路の新設，他の高圧架空電線路との併架，電線の張替え，または負荷分割のうち，線路の保守，保安上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

b 高圧架空電線路を単独に施設する場合の回線数は，原則として１回線といたします。

c 併架の場合の１配電線路の回線数は，既設電線も含めて２回線を限度といたします。

(ロ) 支持物の種類

高圧架空電線路の支持物は，原則として鉄筋コンクリート柱といたします。ただし，技術上，経済上適当でない場合は，他の支持物を使用いたします。

(ハ) 標 準 径 間

高圧架空電線路の標準径間は，４０メートルから５０メートルといたします。

(ニ) 支持物の長さ

高圧架空電線路の支持物の長さは，次によります。ただし，施設場所の状況により根入れ，電線の弛度，装柱，交差，接近，引込線，前後の支持物の高さ等の関係からやむをえない場合は，この長さ以外のものとすることがあります。

支持物の長さ（メートル）	１０，１２

(ホ) がいし

高圧架空電線路のがいしは，次によります。

使用箇所 ＼ 電圧	引 通 箇 所	引 留 箇 所
高 圧	高圧中実がいし 高圧ピンがいし	高圧耐張がいし

(ヘ) 装 柱

高圧架空電線路の装柱は，複雑にならないように考慮し，水平配列といたします。ただし，他物との離隔距離確保のため特殊装柱とすることがあります。

(ト) 電線の種類および太さ

a 電線は，高圧絶縁電線を使用いたします。

b 電線の太さは，許容電流，電圧降下，機械的強度および法令上の制限等を考慮して，次の中から選定いたします。ただし，技術上，経済上不適当な場合は，架空ケーブル等，他の

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)

適当な電線を使用いたします。

電線種別および太さ			許容電流(アンペア)
			高圧絶縁電線 (架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁電線)
銅	単　線	5.0 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ	142
アルミ	より線	120 平方ﾐﾘﾒｰﾄﾙ	308
		240 平方ﾐﾘﾒｰﾄﾙ	512

(ﾁ) 開閉器の施設

高圧架空電線路の系統操作および保守のために，必要な箇所には開閉器を施設いたします。

(ﾘ) 耐雷施設

高圧架空電線路には，避雷器，架空地線等の耐雷上必要な設備を施設いたします。

(ﾇ) 耐塩施設

塩害地域に施設する高圧架空電線路の機器および材料は，耐塩構造のものを使用いたします。

ﾊ　高圧地中電線路

(ｲ) 施設方法

高圧地中電線路の施設方法は，施設環境等を考慮し，技術上支障のない範囲で，管路式，暗きょ式，開きょ式または直埋式の中から選定いたします。

(ﾛ) ケーブルの選定

高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは，許容電流，電圧降下および施設方法等を考慮し，次の中から選定いたします。

電　圧	種　　類	公称断面積（平方ﾐﾘﾒｰ
高　圧	CVT ｹｰﾌﾞﾙ (6,600 ﾎﾞﾙﾄ)ﾘﾌﾟﾚｯｸｽ形架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁ﾋﾞﾆﾙｼｰｽ電力ｹｰﾌﾞﾙ)	２２，６０，１５０，２５０，３２５，４００

(ﾊ) 開閉器の施設

a　多回路開閉器は，高圧線を分岐する場合に施設いたします。

b　高圧引込開閉器は，高圧で供給を受けるお客さまへ ﾊ 引込により供給する場合に施設いたします。

(3) 変電設備

ｲ　一般基準

電線路の引出口設備は，その変電所の他の引出口設備および関連設備に準じて施設いたします。

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)

ロ　結線法

結線および主要機器取付台数の標準は，次のとおりといたします。

区分		結線法	機器名	台数
公称電圧 6,600ボルト または 3,300ボルト	補助母線付き	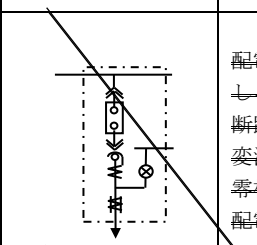	配電箱 しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1個 1台 1組 1組 1台 1面
	切替断路器付き	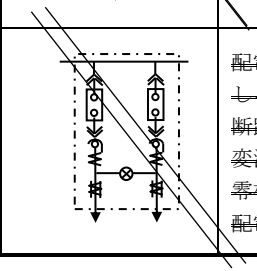	配電箱 しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1個 1台 1組 1組 1台 1面

（凡例）

引出形しゃ断器	断路器	変流器（ブッシング形）	零相変流器
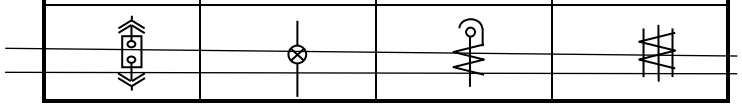			

ハ　しゃ断器

(イ) しゃ断器は，当社が一般的に使用しているものの中で，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流および現に構成され，また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して，次の中から必要最小のものを選定いたします。

(ロ) 将来の系統構成は，地域の実態により５年から１０年程度先を目標といたします。

公称電圧（ボルト）	定格電圧（ボルト）	定格電流（アンペア）	定格しゃ断電流（アンペア）	形式
6,600 または 3,300	7,200	600	12,500	真空形

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12 実施)	離島等供給約款[高圧用](2023.4.1 実施)
~~ニ　断路器~~ ~~(イ) 断路器は，当社が一般的に使用しているものの中で，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流および現に構成され，また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して，次の中から必要最小のものを選定いたします。~~ ~~(ロ) 将来の系統構成は，地域の実態により５年から１０年程度先を目標といたします。~~ ~~公称電圧 (ボルト)~~ / ~~定格電圧 (ボルト)~~ / ~~定格電流 (アンペア)~~ / ~~定格短時間耐電流 (アンペア)~~ / ~~形　式~~ ~~6,600 または 3,300~~ / ~~7,200~~ / ~~600~~ / ~~12,500~~ / ~~三極単投~~ ~~ホ　変流器~~ ~~(イ) 変流器は，当社が一般的に使用しているものの中で，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流および現に構成され，また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して，必要最小のものを選定いたします。~~ ~~(ロ) 将来の系統構成は，地域の実態により５年から１０年程度先を目標といたします。~~ ~~ヘ　配電盤~~ ~~配電盤は，原則として電流計，しゃ断器操作用ハンドルおよび運転に必要な器具を取り付けます。また，必要に応じ，電力計，電圧計および無効電力計等を取り付けます。~~ ~~なお，無人変電所の場合は，当該設備の遠隔監視制御装置を取り付けます。~~ ~~ト　保護装置~~ ~~電線路に短絡または地絡故障を生じた場合は，自動的に電路をしゃ断するための保護装置を取り付けます。~~ ~~なお，原則として，各線路には自動再閉路継電装置を施設し，必要な箇所には母線保護継電装置を取り付けます。~~	

３　料金の算出の根拠

料金の算出の根拠

料金率は，当社の供給区域（離島を除く）において小売電気事業者により行なわれると見込まれる小売供給に係る料金の水準と同程度となるよう，低圧で電気の供給を受ける需要に対する供給条件として設定されたみなし小売電気事業者（北陸電力株式会社）の特定小売供給約款等または高圧で電気の供給を受ける需要に対する供給条件として設定されたみなし小売電気事業者（北陸電力株式会社）の電気標準約款Ⅱの料金率と同様といたしました。